

# 放課後児童クラブの安全対策に関する調査

## 結果報告書

令和4年3月  
中部管区行政評価局

## 前 書 き

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を行う施設である。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項により、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業とされている。

放課後児童クラブは、女性の雇用形態が多様化する中において、小学校に就学している児童がいる共働きの世帯やひとり親世帯等にとって、就労時間等に児童を預かってもらえる場として重要な役割を担っており、また、児童にとっての遊びと生活の場であることから、児童が家庭にいる時と同様に、安全に安心して過ごせることが必要である。

このようなことから、厚生労働省は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月）を定め、放課後児童クラブにおいて、児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら児童が自ら危険を回避できるようにしていくことを市町村及び関係事業者等に求めている。

東海地方、特に愛知県は、東海地震、東南海・南海地震の想定区域となっており、また、放課後児童クラブの中で児童が遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故・ケガ等であることから、放課後児童クラブに児童を預けている保護者は、施設での児童の安全について関心が高く、放課後児童クラブとしても、災害や事故・ケガ等の緊急時に児童の安全が守られるように対策や対応について十分に検討し、日常的に備えておくことが重要である。

この調査は、放課後児童健全育成事業に関わる関係機関及び関係事業者等の理解と認識を促す観点から、災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブにおける安全対策の状況及び市町村の支援状況等を調査し、その実態を明らかにすることにより、放課後児童健全育成事業の向上に資するため実施したものである。

## 目 次

第1 調査の目的等 .....	1
第2 調査の結果 .....	2
1 放課後児童クラブの概況 .....	2
2 放課後児童クラブにおける安全対策の状況	
(1) 放課後児童クラブの安全に関する規定等 .....	15
(2) 施設における安全対策の状況	
ア 安全対策に関するマニュアルの作成状況等 .....	22
イ 災害発生時に備えた取組状況 .....	31
ウ 事故・ケガ等発生時に備えた取組状況 .....	67
(3) 市町村の支援状況 .....	87
(4) 事故報告の状況 .....	94
(5) 放課後児童クラブからの意見・要望 .....	100
3 まとめ .....	106

## 図 表 目 次

1	放課後児童クラブの概況	2
	図表 1-① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）	7
	図表 1-② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 （平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）	7
	図表 1-③ 放課後児童クラブ運営指針 （平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）（抜粋）	9
	図表 1-④ 放課後児童クラブ数及び支援単位数	11
	図表 1-⑤ 放課後児童クラブ設置の校区数	12
	図表 1-⑥ 放課後児童クラブの登録児童数、小学校就学児童数等に対する 入所（登録）率	12
	図表 1-⑦ 放課後児童クラブの設置・運営形態の状況	12
	図表 1-⑧ 放課後児童クラブの運営主体の状況	13
	図表 1-⑨ 放課後児童クラブの設置場所の状況	13
	図表 1-⑩ 放課後児童クラブの利用時間等（公立）	14
	図表 1-⑪ 放課後児童クラブの利用時間（私立）	14
2	放課後児童クラブにおける安全対策の状況	15
	(1) 放課後児童クラブの安全に関する規定等	15
	図表 2-(1)-① 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 （平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）	18
	図表 2-(1)-② 放課後児童クラブ運営指針 （平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）（抜粋）	18
	図表 2-(1)-③ 調査対象の 6 市における放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例等（抜粋）	19
	(2) 施設における安全対策の状況	22
	ア 安全対策に関するマニュアルの作成状況等	22
	図表 2-(2)-ア-① 災害及び事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの 作成状況	28
	図表 2-(2)-ア-② マニュアル作成に当たってのよりどころ等の状況	29
	図表 2-(2)-ア-③ 調査対象の 6 市におけるマニュアル作成の支援状況	29
	図表 2-(2)-ア-④ 放課後児童クラブにおけるマニュアル作成の支援に ついての意見・要望	30
	図表 2-(2)-ア-⑤ マニュアルの周知及び共有状況	30
	図表 2-(2)-ア-⑥ マニュアル等の職員間での共有に係る取組例	30
	イ 災害発生時に備えた取組状況	31
	図表 2-(2)-イ-① 災害発生時の組織体制（役割分担等）の取決め等の 状況	40
	図表 2-(2)-イ-② 災害発生時の組織体制（役割分担等）に係る取組例	40
	図表 2-(2)-イ-③ 一時退避場所（参集場所）・経路の設定状況	41
	図表 2-(2)-イ-④ 災害発生時の一時退避場所・避難経路を設定して いる例	42

図表 2-(2)-イ-⑤	避難場所・経路の設定状況	42
図表 2-(2)-イ-⑥	避難場所への経路を複数設定している例	43
図表 2-(2)-イ-⑦	施設内に避難場所・経路等を掲示している例	43
図表 2-(2)-イ-⑧	災害発生直後の基本行動及び避難の判断（目安等）の 取決め状況	44
図表 2-(2)-イ-⑨	地震発生直後に職員や児童が取るべき基本行動を 定めている例	44
図表 2-(2)-イ-⑩	地震発生後の避難の判断基準（目安等）を定めて いる例	47
図表 2-(2)-イ-⑪	地震発生による施設の活動中止に関する判断基準（目安 等）を定めている例	48
図表 2-(2)-イ-⑫	火災発生後に職員や児童が取るべき基本行動を 定めている例	49
図表 2-(2)-イ-⑬	気象警報等が発令された場合の閉所や避難の判断基準 を定めている例	50
図表 2-(2)-イ-⑭	避難確保計画の作成に関する法令	51
図表 2-(2)-イ-⑮	水防法による洪水時の避難確保計画の中で避難の判断基 準を定めている例	52
図表 2-(2)-イ-⑯	保護者への連絡・引渡しの取決め状況	52
図表 2-(2)-イ-⑰	災害発生時の保護者への連絡方法	53
図表 2-(2)-イ-⑱	災害発生時において複数の連絡手段等を確保して いる例	53
図表 2-(2)-イ-⑲	災害警報別に避難場所等で引渡しを行うことを規定 している例	54
図表 2-(2)-イ-⑳	避難場所での保護者への引渡しに関する取組例	55
図表 2-(2)-イ-㉑	災害発生時の関係機関との連絡体制の整備状況	56
図表 2-(2)-イ-㉒	災害発生時の関係機関との連絡体制の整備に係る 取組例	57
図表 2-(2)-イ-㉓	災害時対策マニュアルの項目別の設定状況	58
図表 2-(2)-イ-㉔	防災訓練の実施状況	59
図表 2-(2)-イ-㉕	防災訓練の実施に係る施設の取組例	60
図表 2-(2)-イ-㉖	年間計画を作成し、様々な内容の防災訓練を実施 している施設の例	65
<b>ウ</b>	<b>事故・ケガ等発生時に備えた取組状況</b>	67
図表 2-(2)-ウ-①	事故・ケガ等発生時の対応手順の取決め状況	72
図表 2-(2)-ウ-②	事故・ケガ等発生時の対応手順を取り決めて いる例	72
図表 2-(2)-ウ-③	応急処置の方法の整備状況	75
図表 2-(2)-ウ-④	対応マニュアルで応急処置の方法を整備している例	76
図表 2-(2)-ウ-⑤	救急搬送に係る判断の取決め状況	80
図表 2-(2)-ウ-⑥	救急搬送を要請する症状の目安の主な例	80
図表 2-(2)-ウ-⑦	フロー図化した対応手順の中で救急搬送の目安等を 示している例	81

図表 2-(2)-ウ-⑧ 医療機関への受診に関する取決め状況（救急搬送除く。）	81
図表 2-(2)-ウ-⑨ ケガ等の患部の写真を保護者の携帯端末に送り、医療機関に受診の有無等を相談している例	82
図表 2-(2)-ウ-⑩ 保護者への連絡に関する取決め状況	82
図表 2-(2)-ウ-⑪ 保護者への連絡に関する取組例	82
図表 2-(2)-ウ-⑫ 事故・ケガ等発生時の対応マニュアルにおける項目別設定状況	84
図表 2-(2)-ウ-⑬ 救急救命（AED の使用を含む。）に関する研修の受講状況	84
図表 2-(2)-ウ-⑭ アレルギー対策（エピペン®の使用を含む。）に関する研修の受講状況	85
図表 2-(2)-ウ-⑮ 救急救命やアレルギー対策に関する研修を受講していない職員がいる理由	85
図表 2-(2)-ウ-⑯ 救急救命やアレルギー対策に関する研修の実施例	86
<b>(3) 市町村の支援状況</b>	87
図表 2-(3)-① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）	89
図表 2-(3)-② 調査対象の 6 市における集合会議の実施状況	90
図表 2-(3)-③ 放課後児童クラブにおける集合会議についての意見・要望	91
図表 2-(3)-④ 調査対象の 6 市における立入検査・巡回指導の実施状況	91
図表 2-(3)-⑤ 放課後児童クラブにおける立入検査・巡回指導についての意見・要望	92
図表 2-(3)-⑥ 調査対象の 6 市における職員への研修の実施状況	92
図表 2-(3)-⑦ 放課後児童クラブにおける職員への研修についての意見・要望	93
<b>(4) 事故報告の状況</b>	94
図表 2-(4)-① 事故報告に関する規定等	96
図表 2-(4)-② 調査対象の 6 市における重大事故の報告状況	98
図表 2-(4)-③ 調査対象の 6 市における重大事故以外の報告状況	98
図表 2-(4)-④ 調査対象の 6 市において重大事故以外の事故を報告させている理由	99
図表 2-(4)-⑤ 他の放課後児童クラブへ情報提供・共有している例	99
<b>(5) 放課後児童クラブからの意見・要望</b>	100
図表 2-(5)-① 各放課後児童クラブにおける主な意見・要望	101

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

この調査は、放課後児童健全育成事業に関わる関係機関及び関係事業者等の理解と認識を促す観点から、災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブにおける安全対策の状況及び市町村の支援状況等を調査し、その実態を明らかにすることにより、放課後児童健全育成事業の向上に資するため実施したものである。

## 2 対象機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、各市に所在する放課後児童クラブ(注)

(注) 放課後児童クラブは、上記6市に所在する放課後児童クラブの中から、実地調査の対象を選定するため93施設に対し書面調査を実施し、さらに、その中から22施設を抽出して実地調査を実施した。その内訳は下表のとおり

区分	書面調査				実地調査			
	公立公営	公立民営	民立民営	計	公立公営	公立民営	民立民営	計
名古屋市	0	6	21	27	0	2	4	6
豊橋市	5	0	13	18	1	0	3	4
岡崎市	0	7	6	13	0	1	2	3
一宮市	0	10	0	10	0	2	0	2
春日井市	1	5	8	14	1	1	2	4
豊川市	6	0	5	11	1	0	2	3
計	12	29	52	93	3	6	13	22

## 3 担当部局

中部管区行政評価局

## 4 調査実施時期

令和3年6月～4年3月

## 第2 調査の結果

### 1 放課後児童クラブの概況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b>  <b>(放課後児童クラブに関する法令等の規定)</b></p> <p><b>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</b></p> <p>放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を行う施設であり、地域によっては「育成会」、「トワイライトルーム」、「児童育成センター」、「子どもの家」などと呼ばれているところもある。放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項により、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と定められている。</p> <p>同法21条の10により、市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うこととされおり、事業の実施に当たって、同法34条の8第1項により、市町村は、同事業を行うことができるとされ、同法34条の8第2項により、市町村以外の者は、市町村に届け出ることによって、同事業を行うことができるとされている。</p> <p><b>イ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）</b></p> <p>放課後児童クラブの児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する観点から、同法第34条の8の2第1項により、市町村は、放課後児童クラブの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされている。</p> <p>また、同法第34条の8の2第2項により、条例を定めるに当たっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。）」を参酌するものとするとしており、この省令基準の主な内容として、下記のような基準が示されている。</p> <p>① 遊びや生活の場、静養するための機能を備えた区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。（省令基準第9条第2項）</p> <p>② 放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上置かなければならない。（省令基準第10条第1項及び2項）</p> <p>③ 支援の単位は、児童の集団の規模をいい、一支援の単位の児童の数は、おおむね40人以下とする。（省令基準第10条第4項）</p> <p>④ 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業は1日</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p>



につき 8 時間以上、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業は 1 日につき 3 時間以上（省令基準第 18 条第 1 項）

#### ウ 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）

放課後児童健全育成事業を行う者は、省令基準を踏まえて策定される条例により放課後児童クラブを運営することになるが、厚生労働省では、国として放課児童クラブに関する運営及び設備についてのより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号。以下「運営指針」という。）」を策定し、市町村等に通知している。

この運営指針には、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項など運営していく上での基本的な事項を網羅的に記載しており、下記のような事項が示されている。

- ① 総則（第 1 章）：運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方など
- ② 事業の対象となる子どもの発達（第 2 章）：児童期（6～12 歳）の発達の特徴を 3 つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべきこと
- ③ 放課後児童クラブにおける育成支援の内容（第 3 章）：育成支援を行うに当たって、必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどへの対応について留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築など
- ④ 放課後児童クラブの運営（第 4 章）：省令基準における、職員体制、子どもの集団の規模（支援の単位）、開所時間及び開所日、利用の開始等に関わる留意事項、運営主体などの具体的な内容
- ⑤ 学校及び地域との関係（第 5 章）：学校、保育所、幼稚園及び地域等との連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等
- ⑥ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策（第 6 章）：省令基準における施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容
- ⑦ 職場倫理及び事業内容の向上（第 7 章）：運営主体の責務放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容

#### 【調査結果】

放課後児童クラブは、上記の省令基準及び運営指針により、全国的に一定水準の質を確保してきたところであるが、歴史的に保護者等による相互扶助として始められたものや公的な施策として実施されてきたものなど様々な設置の経緯があり、設置・運営形態、運営主体、設置場所、利

図表 1-③

用時間などその実態も多様なものとなっている。

今回、当局が、愛知県内の6市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市）を選定（注）し、放課後児童クラブの現状等を調査した結果は、以下のとおりである。

（注）児童のいる共働き世帯数が多く、様々な運営形態の放課後児童クラブが存在する  
愛知県において、運営形態など地域による特徴が異なる市町村を選定

### （放課後児童クラブの現況）

#### ア 放課後児童クラブ数及び支援単位数

調査対象の6市における放課後児童クラブ数は、令和3年5月1日現在、名古屋市で237か所、豊橋市で96か所、岡崎市で52か所、一宮市で59か所、春日井市で49か所、豊川市で47か所となっており、3年前の平成30年5月1日現在の放課後児童クラブ数（名古屋市227か所、豊橋市86か所、岡崎市44か所、一宮市58か所、春日井市44か所、豊川市40か所）と比べ、いずれも増加している。

なお、市によっては放課後児童クラブ数を支援の単位数で数えている場合があるため、支援の単位数でみると、豊橋市及び豊川市は、放課後児童クラブ数と同数、名古屋市、岡崎市、一宮市及び春日井市は、それぞれ244か所、82か所、109か所、61か所（令和3年5月1日現在）となっている。

また、調査対象の6市において、小学校区内に放課後児童クラブが未設置の校区数をみると、令和3年5月1日現在、名古屋市で79校区、豊橋市で3校区、岡崎市で15校区、春日井市で2校区みられた。

なお、放課後児童クラブの未設置校区がある上記4市では、市の実情に応じて、未設置校区の利用希望の児童に対し、隣接する校区の放課後児童クラブや放課後子供教室の利用を案内するなどの対応を行っているとしている。

#### イ 放課後児童クラブの登録児童数

調査対象の6市における放課後児童クラブの登録児童数は、令和3年5月1日現在、名古屋市で8,592人、豊橋市で3,532人、岡崎市で3,104人、一宮市で3,562人、春日井市で2,647人、豊川市で1,601人と、3年前の平成30年5月1日現在の登録児童数（名古屋市8,011人、豊橋市3,480人、岡崎市2,825人、一宮市3,913人、春日井市2,486人、豊川市1,421人）と比べ、一宮市を除きいずれも増加している。

また、当該市の小学校就学全児童に対する放課後児童クラブの入所（登録）率についても、平成30年5月1日現在、名古屋市7.1%、豊橋市16.6%、岡崎市12.3%、一宮市18.1%、春日井市14.4%、豊川市13.3%であったものが、令和3年5月1日現在には、小学校全児童数が減少しているにもかかわらず、名古屋市7.7%、豊橋市17.3%、岡崎市14%、春日井市15.9%、豊川市15.3%と一部（一宮市17.4%）を除きいずれも上昇している。

図表 1-④

図表 1-⑤

図表 1-⑥

### ウ 放課後児童クラブの設置・運営形態及び整備方針

放課後児童クラブの設置・運営形態は、市町村が設置し直接運営する公立公営、市町村が設置し運営を民間団体や企業等に委託等する公立民営、民間団体や企業等が設置・運営する私立民営に分けられるが、市町村によって、それぞれの設置・運営形態の割合に特色があり、調査対象の6市における設置・運営形態別の割合は、名古屋市では、公立民営が25.4%、私立民営が74.6%と私立民営が多く、豊橋市では、公立公営56.3%、公立民営が1%、私立民営が42.7%と公立公営と私立民営がほぼ均衡、岡崎市では、公立民営が74.4%、私立民営が25.6%、一宮市では、公立民営が100%、春日井市では、公立公営が1.6%、公立民営が70.5%、私立民営が27.9%と、いずれも公立民営が多い、豊川市では、公立公営が78.7%、私立民営が21.3%と公立公営が多いものとなっている。

このように、市によって放課後児童クラブの設置・運営形態の割合に特色がみられるのは、放課後児童クラブの設置の経緯や市の考え方・整備方針によるものと考えられる。

名古屋市及び豊橋市では、放課後児童健全育成事業が平成9年6月（平成10年4月施行）に法制化される以前から保護者や地域によって私立民営で同事業が実施されてきた経緯があり、私立民営の設置・運営形態が比較的多いものとなっている。名古屋市では、公立の整備・私立への運営助成を進め、豊橋市では、私立を主体としつつ、それを補完していく形で公立の整備を進めている。

そのほかの4市は、市が主体的に放課後児童クラブの整備を進めていくという考えから、公立の割合が大半を占めている。

図表1-⑦

### エ 放課後児童クラブの運営主体

調査対象の6市における公立の放課後児童クラブの運営主体をみると、豊橋市は98.2%、豊川市は100%を市が直営しており、ほかの4市については、運営を委託又は指定管理させているが、名古屋市は80.6%を公益財団法人に委託、一宮市は94.5%を社会福祉法人に委託、春日井市は88.6%を社会福祉法人に指定管理、岡崎市は100%を株式会社に委託している。

また、私立の放課後児童クラブの運営主体は、一宮市を除く5市いずれにおいても、地域の運営委員会・保護者会やこれらが法人化したNPO法人が運営しているのが大半で、私立の放課後児童クラブに占める割合は、名古屋市100%、豊橋市63.4%、岡崎市61.9%、春日井市70.6%、豊川市100%となっている。

図表1-⑧

### オ 放課後児童クラブの設置場所

放課後児童クラブの設置場所については、設置形態が公立の場合、

図表1-⑨

小学校内又は小学校敷地内、公的施設などに設置しており、私立の場合、自施設や借家などで設置している。そのため、私立の割合の多い市では自施設や借家での設置割合が多く、公立の割合の多い市では、小学校内又は小学校敷地内や公的施設での設置割合が多くなっている。

また、公立の割合の多い市であっても、市の設置方針や経緯から、児童館、市民館などの公的施設や自施設(市所有地に設けた専用施設)を利用し、小学校内や小学校敷地内での設置割合が比較的低くなっているところもみられた。

#### カ 放課後児童クラブの利用時間等

調査対象の6市における放課後児童クラブの利用時間については、公立の場合、平日は、いずれも授業終了後から、終了時間は19時(豊橋市及び豊川市は18時までであるが19時まで延長有)までとなっており、夏休み等の長期休暇中は、8時(豊橋市は7時45分、岡崎市及び一宮市は7時30分)から、終了時刻は、平日と同様の時間となっている。

また、私立の場合、放課後児童クラブによって利用時間が異なっているが、私立の放課後児童クラブ51か所を調査したところ、平日は授業終了後から、終了時間は19時までとなっているところが36施設と多く、終了時間が20時又は21時までとなっている施設も15施設みられた。夏休み等の長期休暇中は、7時台又は8時台から、終了時刻は19時までが多く、終了時間が20時又は21時までとなっている施設も16施設みられた。

図表 1-⑩

図表 1-⑪

図表 1-① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3（略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14（略）

第 21 条の 10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第 34 条の 8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第 34 条の 8 の 2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この省令は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2・3（略）

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第 5 条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、

その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2～5 (略)

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3・4 (略)

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一～十 (略)

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 (略)

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-③ 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）（抜粋）

（別紙）

## 放課後児童クラブ運営指針

### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

（略）

### 2. 放課後児童クラブ運営指針

#### 第 1 章 総則

##### 1. 趣旨

(1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2.・3. （略）

#### 第 2 章・第 3 章 （略）

#### 第 4 章 放課後児童クラブの運営

##### 1. 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに 2 人以上の放課後児童支援員（基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち 1 人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

(2)～(4) （略）

##### 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

(1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1 つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね 40 人以下とする。

##### 3. 開所時間及び開所日

(1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(2) 開所時間については、学校の授業の休業日は 1 日につき 8 時間以上、学校の授業の休業日以外の日は 1 日につき 3 時間以上の開所を原則とする。なお、子ど

もの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。

- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(4) (略)

4.～7. (略)

## 第5章 学校及び地域との関係 (略)

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 1. 施設及び設備

#### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等 (略)

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有す



る。

- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めるとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

(略)

第7章 職場倫理及び事業内容の向上 (略)

(注) 1 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について(通知)(平成27年3月31日雇児発0331第34号)別紙の「放課後児童クラブ運営指針」による。

2 下線は当局が付した。

図表 1-④ 放課後児童クラブ数及び支援単位数

(単位：か所)

時点	区分	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊川市
令和 3. 5. 1	児童クラブ数	237	96	52	59	49	47
現在	支援単位数	244	96	82	109	61	47
平成 30. 5. 1	児童クラブ数	227	86	44	58	44	40
現在	支援単位数	228	86	71	118	53	40

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑤ 放課後児童クラブ設置の校区数

(単位：校区)

区分	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊川市
全小学校校区数	262	52	47	42	37	26
放課後児童クラブ がある校区数	183	49	32	42	35	26
放課後児童クラブ 未設置校区数	79	3	15	0	2	0

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 令和3年5月1日現在のものである。

図表 1-⑥ 放課後児童クラブの登録児童数、小学校就学児童数等に対する入所（登録）率

	令和 3. 5. 1 現在			平成 30. 5. 1 現在		
	放課後児童クラブ登録児童数 a	小学校就学児童数 b	入所率 a/b*100	放課後児童クラブ登録児童数 a	小学校就学児童数 b	入所率 a/b*100
名古屋市	8,592人	110,877人	7.7%	8,011人	112,176人	7.1%
豊橋市	3,532人	20,454人	17.3%	3,480人	21,024人	16.6%
岡崎市	3,104人	22,167人	14%	2,825人	23,021人	12.3%
一宮市	3,562人	20,452人	17.4%	3,913人	21,675人	18.1%
春日井市	2,647人	16,658人	15.9%	2,486人	17,253人	14.4%
豊川市	1,601人	10,465人	15.3%	1,421人	10,675人	13.3%

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑦ 放課後児童クラブの設置・運営形態の状況

(単位：か所、%)

市町村名		名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊川市
放課後児童クラブ数 (支援単位)		244	96	82	109	61	47
設置 運営 形態	公立公営	0	54(56.3)	0	0	1(1.6)	37(78.7)
	公立民営	62(25.4)	1(1)	61(74.4)	109(100)	43(70.5)	0
	民立民営	182(74.6)	41(42.7)	21(25.6)	0	17(27.9)	10(21.3)

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 令和3年5月1日現在のものである。

図表 1-⑧ 放課後児童クラブの運営主体の状況

(単位：か所、%)

市町村名		名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊川市
放課後児童クラブ数(支援単位)		244	96	82	109	61	47
公立の運営主体		62	55	61	109	44	37
内訳	市	0	54(98.2)	0	0	1(2.3)	37(100)
	社会福祉法人	6(9.7)	1(1.8)	0	103(94.5)	39(88.6)	0
	株式会社	1(1.6)	0	61(100)	0	1(2.3)	0
	NPO法人	0	0	0	6(5.5)	3(6.8)	0
	その他	55(88.7)	0	0	0	0	0
民立の運営主体		182	41	21	0	17	10
内訳	社会福祉法人	0	10(24.4)	0	—	0	0
	運営委員会・保護者会	182(100)	26(63.4)	0	—	2(11.8)	7(70)
	株式会社	0	0	7(33.3)	—	3(17.6)	0
	NPO法人	0	0	13(61.9)	—	10(58.8)	3(30)
	その他	0	5(12.2)	1(4.8)	—	2(11.8)	0

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 令和3年5月1日現在のものである。  
 3 名古屋市の「運営委員会・保護者会」の中には、社会福祉法人が運営委員会を組織している場合がある。

図表 1-⑨ 放課後児童クラブの設置場所の状況

(単位：か所、%)

		名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊川市
放課後児童クラブ数(支援単位)		244	96	82	109	61	47
設置形態	公立	25.4%	57.3%	74.4%	100%	72.1%	78.7%
	民立	74.6%	42.7%	25.6%	0%	27.9%	21.3%
小学校		51(20.9)	34(35.5)	8(9.8)	8(7.3)	40(65.6)	28(59.5)
内訳	余裕教室	51(20.9)	18(18.8)	4(4.9)	2(1.8)	18(29.5)	19(40.4)
	敷地内	0	16(16.7)	4(4.9)	6(5.5)	22(36.1)	9(19.1)
公的施設		11(4.5)	18(18.8)	12(14.6)	65(59.6)	5(8.2)	13(27.7)
自施設		0	27(28.1)	43(52.4)	29(26.6)	3(4.9)	2(4.3)
借家		55(22.5)	8(8.3)	19(23.2)	5(4.6)	13(21.3)	2(4.3)
その他		127(52.0)	9(9.4)	0	2(1.8)	0	2(4.3)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 令和3年5月1日現在のものである。  
 3 ( )内は構成比であり四捨五入により表記したため、合計が100にならないことがある。

図表 1-⑩ 放課後児童クラブの利用時間等（公立）

市名	平日の利用時間	土曜の利用時間	長期休暇等の利用時間	休業日
名古屋市	授業終了後～19時 (児童館は13時～18時)	9時～18時 (児童館は13時～18時)	夏・冬・春休み 8時～19時 (児童館は9時～18時)	日曜、祝日、年末年始
豊橋市	授業終了後～18時 (19時まで延長有)	7時30分～18時	夏・冬・春休み、学校休業日 7時45分～18時(19時まで延長あり)	日曜、祝日、年末年始
岡崎市	下校時～19時	8時～19時	夏・冬・春休み、学校休業日 8時(別料金で7時30分)～19時	日曜、祝日、年末年始
一宮市	下校時～19時	7時30分～19時	夏・冬・春休み、振替休日 7時30分～19時	日曜、祝日、年末年始
春日井市	放課後～19時	8時～19時	夏・冬・春休み、振替休日 8時～19時	日曜、祝日、年末年始
豊川市	授業終了後～18時 (19時まで延長有)	休業	夏・冬・春休み、祝日・振替休日、学校休業日 8時～18時(19時まで延長有)	土曜、日曜、4・5月の祝日、年末年始、お盆

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 令和3年5月1日現在のものである。

図表 1-⑪ 放課後児童クラブの利用時間（私立）

市名	平日の終了時間		土曜				長期休暇等			
			開始時間		終了時間		開始時間		終了時間	
名古屋市 21か所	18:01～19:00	18か所	7:00～7:59	5か所	～17:00	2か所	7:00～7:59	7か所	18:01～19:00	16か所
	19:01～20:00	3か所	8:00～8:59	14か所	17:01～18:00	7か所	8:00～8:59	14か所	19:01～20:00	5か所
			9:00	2か所	18:01～19:00	12か所				
豊橋市 13か所	18:01～19:00	9か所	7:00～7:59	6か所	～17:00	6か所	7:00～7:59	8か所	18:01～19:00	9か所
	19:01～20:00	4か所	8:00～8:59	7か所	17:01～18:00	2か所	8:00～8:59	5か所	19:01～20:00	4か所
					18:01～19:00	3か所				
				19:01～20:00	2か所					
岡崎市 5か所	18:01～19:00	2か所	7:00～7:59	3か所	18:01～19:00	2か所	7:00～7:59	4か所	18:01～19:00	2か所
	19:01～20:00	3か所	8:00～8:59	1か所	19:01～20:00	2か所	8:00～8:59	1か所	19:01～20:00	3か所
			休み	1か所	休み	1か所				
春日井市 8か所	18:01～19:00	4か所	7:00～7:59	4か所	～17:00	1か所	7:00～7:59	5か所	18:01～19:00	5か所
	19:01～20:00	1か所	8:00～8:59	3か所	17:01～18:00	1か所	8:00～8:59	3か所	19:01～20:00	1か所
	20:01～21:00	2か所	9:00	1か所	18:01～19:00	3か所			20:01～21:00	2か所
	21:01～22:00	1か所			19:01～20:00	1か所				
				20:01～21:00	2か所					
豊川市 4か所	18:01～19:00	3か所	7:00～7:59	2か所	～17:00	1か所	7:00～7:59	2か所	18:01～19:00	3か所
	19:01～20:00	1か所	8:00～8:59	2か所	18:01～19:00	2か所	8:00～8:59	2か所	19:01～20:00	1か所
					19:01～20:00	1か所				

- (注) 1 当局の調査結果（私立の放課後児童クラブ51施設を対象に書面調査）による。  
2 令和3年5月1日現在のものである。

## 2 放課後児童クラブにおける安全対策の状況

### (1) 放課後児童クラブの安全に関する規定等

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>(本項目の調査の視点)</p> <p>放課後児童クラブは、児童にとっての遊びと生活の場であることから、児童が安全に安心して過ごせることが求められる。そのため、放課後児童クラブは、災害や事故・ケガ等の緊急時に児童の安全が守られるように対策や対応について検討しておくことが重要である。</p> <p>特に、東海地方は、東海地震、東南海・南海地震の想定区域となっているため、日常的に災害時の備えを準備しておくことが重要であり、また、放課後児童クラブの中で児童が遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故・ケガ等である。</p> <p>このようなことから、本項目では、放課後児童クラブの活動中において、地震、気象災害等の災害や事故・ケガ等が発生した場合の備えを中心に、放課後児童クラブの取組状況及び調査対象の6市の支援状況について調査を実施した。</p> <p>放課後児童クラブの取組状況について、具体的には調査対象の6市に所在する放課後児童クラブの施設から、実地調査の対象を選定するため93施設（公立公営12施設、公立民営29施設、民立民営52施設）を抽出し書面調査を行い、また、93施設の中から更に22施設に対し、実地調査により具体的な取組状況を確認した上で、実効的な取組がなされているか、工夫している点や苦慮している点がないかなどについて実態を把握した。</p> <p>なお、放課後児童クラブの調査に当たっては、できるだけ多様な事業主体における取組状況等を把握したいため、公立の放課後児童クラブに比べ、民立の放課後児童クラブの割合を増やして実施した。</p> <p>(放課後児童クラブの安全に関する規定等)</p> <p><b>ア 放課後児童クラブの安全に関する規定</b></p> <p>放課後児童クラブの安全に関する規定については、項目1で述べた省令基準及び運営指針に定められており、今回の調査項目の対象としている「非常災害対策」及び「事故発生時の対応」については、次のとおり示されている。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>省令基準では、第6条により、放課後児童健全育成事業者は、i) 非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練をするように努めなければならないこと、ii) 避難に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないこととされている。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>

また、運営指針では、第6章の2の(3)において、放課後児童クラブの運営主体は、i)市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて、具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくこと、ii)市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努めること、iii)災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとること、iv)災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこととされている。

図表 2-(1)-②

#### (事故発生時の対応)

省令基準では、第21条により、放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。

図表 2-(1)-①  
(再掲)

また、運営指針では、第6章の2の(2)において、i)日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと、ii)事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有すること、iii)食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおくこと、iv)事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告することとされている。

図表 2-(1)-②  
(再掲)

### イ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

省令基準は、市町村が条例で定める上での参酌すべき基準であるため、今回、調査対象の6市が制定している放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等をみると、非常災害対策や事故発生時の対応等に関する事項は、いずれも、省令基準に準拠した内容のものが定められている。

図表 2-(1)-③

ただし、名古屋市では、同条例に独自基準として、i)東海地震、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、日頃から大規模災害に対する備え、意識啓発等を図ることが重要であるとの考えから、少なくとも毎月1回は、避難訓練及び大規模災害の備えに関する意識啓発を行うことやii)大規模災害時に利用児童や職員が帰宅困難になる事例が想定されることから、一時的な滞在に必要な食料及び飲料

水の備蓄に努めることが規定されている。

また、豊橋市においても、非常災害に備えるため、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画及び体制の内容を職員に周知させ、避難訓練及び消火訓練については可能な限り少なくとも毎月1回、その他の必要な訓練については定期的に行うことと規定されている。

図表 2-(1)-① 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）

<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、<u>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の訓練のうち、<u>避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、<u>利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、<u>損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p>
---

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-② 放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号)(抜粋)

<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">放課後児童クラブ運営指針</p> <p>第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策</p> <p>2. 衛生管理及び安全対策</p> <p>(1) 衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。</li><li>○ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。</li><li>○ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。</li><li>○ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。</li></ul> <p>(2) 事故やケガの防止と対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。</u>これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。</li><li>○ <u>事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。</u></li></ul>
--



- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(注) 1 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について(通知)(平成27年3月31日雇児発0331第34号)別紙の「放課後児童クラブ運営指針」による。  
2 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-③ 調査対象の6市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等(抜粋)

市名	条例名・内容等
名古屋市	<p>【名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月8日条例第60号)】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> (設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 <u>前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の定めるところによる。</u> この場合において、省令第5条第2項中「放課後児童健全育成事業</p>

	<p>者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり」と、<u>省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（防犯及び事故防止）</p> <p>第 3 条 <u>放課後児童健全育成事業は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（食料及び飲料水の備蓄）</p> <p>第 4 条 <u>放課後児童健全育成事業は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。</u></p>
豊橋市	<p>【豊橋市児童福祉法施行条例（平成 24 年 12 月 13 日条例第 44 号）】</p> <p>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第 10 条 <u>法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第 12 条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）をもって、その基準とする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第 12 条 <u>第 4 条(※)、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定は、放課後児童健全育成事業を行う者について準用する。この場合において、第 4 条中「障害児」とあるのは「利用者」と、「従業者」とあるのは「職員」と、「定期的な避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を」とあるのは、「避難訓練及び消火訓練については可能な限り少なくとも毎月 1 回、その他の必要な訓練については定期的に」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（※）</p> <p>第 4 条 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>非常災害に備えるため、前号の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行うこと。</u></p> <p>2 前項に規定する者は、非常災害時の障害児の安全及び障害児に対する適切な処遇の確保を図るため、本市、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。</p>
岡崎市	<p>【岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年 12 月 23 日条例第 33 号）】</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。次条において「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（その他の基準）</p> <p>第 4 条 前条に定めるものを除くほか、<u>第 1 条の基準は、省令に定めるところによる。</u></p>

<p>一宮市</p>	<p>【一宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 24 日条例第 31 号）】  (趣旨)  第 1 条 <u>この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u>  (法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の条例で定める基準)  第 2 条 <u>法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に規定する条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。付則第 2 項において「省令」という。）に定めるとおりとする。</u></p>
<p>春日井市</p>	<p>【春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号）】  (放課後児童健全育成事業者の非常災害対策)  第 7 条 <u>放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する<u>不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></u>  2 <u>前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</u>  (事故発生時の対応)  第 22 条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等と連絡を取るとともに、必要な措置を講じなければならない。</u>  2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p>
<p>豊川市</p>	<p>【豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 29 号）】  (非常災害対策)  第 7 条 <u>放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する<u>不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。</u></u>  2 <u>前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</u>  (事故発生時の対応)  第 22 条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生したときは、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u>  2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

(2) 施設における安全対策の状況

ア 安全対策に関するマニュアルの作成状況等

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(7) マニュアル作成の意義</b></p> <p>災害や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルは、災害や事故・ケガ等の発生時に備えて、必要な情報を整理し、基本的な行動などをあらかじめ定めておくためのものであり、組織として対処すべきことを明確化、標準化し、職員間でその全体像を共有することができる役割を持っている。</p> <p>このため、当該マニュアルを作成するに当たっては、災害や事故・ケガ等が発生した際の対応において必要とされる事項（情報）が網羅され、一つにまとめたものを作成することが重要であると考えられる。</p> <p>災害時対策マニュアルや事故・ケガ等発生時の対応マニュアルにおいて、必要とされる事項（情報）としては、次のような事項（情報）が考えられ、さらに、災害時対策マニュアルにおいては、地震、火災、気象災害、津波などの種類があることから、それぞれの災害を想定してマニュアルを作成しておく必要がある。</p> <p>i) 災害発生時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○組織体制（役割分担等）</li><li>○避難場所・経路の設定</li><li>○児童の保護・安否確認</li><li>○災害情報の収集</li><li>○避難の判断</li><li>○保護者等への連絡・引渡し</li><li>○関係機関との連絡体制</li><li>○職員間の連絡体制</li><li>○連絡手段</li><li>○防災訓練の実施</li></ul> <p>ii) 事故・ケガ等発生時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○事故等発生時の対応手順</li><li>○応急処置の方法（ケガ等の症状別）</li><li>○医療機関への受診（救急搬送含む。）</li><li>○保護者等への連絡・対応</li><li>○関係機関との連絡体制</li><li>○事故発生後の対応（事故報告・再発防止等）</li><li>○研修・訓練の実施</li><li>○児童への安全指導</li><li>○事故等の予防対策</li></ul> <p>また、これらのマニュアルは、次のように作成し、活用していくことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① マニュアル等を作成し、発生時に対処するための必要な情報、施設としての取決め等を一連の流れで整理する。</li><li>② マニュアル等を職員に配布、読み合わせ等により周知し、マニュアルの内容を全職員で共有する。</li><li>③ 防災訓練や事故・ケガ等の応急処置の実習研修などで実践する。</li></ol> <p>なお、マニュアルの作成に当たって、国等から具体的な作成指針等は示されていない。</p>	

#### (イ) マニュアルの作成状況

実地調査した 22 施設（公立 9、私立 13）において、災害時対策マニュアル及び事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況を確認したところ、以下のような状況がみられ、いずれのマニュアルも 3 割程度の施設が作成しておらず、マニュアルを作成していない施設からは、その理由として、「マニュアルを独力で作成するだけの情報や体制がなかった。」、「マニュアル自体がどのような内容を必要とするものであるのか理解できていなかった。」を挙げるなどマニュアルの作成に苦慮していることが伺えるほか、「行政から標準的なマニュアルの作成例など提示してもらえるとありがたい。」といった行政機関等からの何らかの支援や指導を求める意見も聴かれた。

また、各施設のマニュアルの作成形式をみると、「災害発生時と事故・ケガ等発生時の対応マニュアルを別々に作成している施設」と「災害発生時と事故・ケガ等発生時の双方の対応などを安全管理マニュアルなどとして、まとめた形式で作成している施設」に分かれており、公立の施設などでは、市が作成する職員の運営の手引等の中に、災害時対策と事故・ケガ等発生時の対応に関する事項をそれぞれ盛り込んだものをマニュアルとしている施設もあった。

#### （災害時対策マニュアルの作成）

実地調査した 22 施設では、書面調査において 20 施設が災害時対策マニュアルを作成していると回答しているが、当該マニュアルの作成状況を確認したところ、次のとおり、7 施設において、マニュアルが作成されていないか、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していたものがみられたことから、実際にマニュアルが作成されていたのは、15 施設であった。

- マニュアルが作成されていない（2 施設）
- 保護者向け資料（入所時の利用者手引）において、警報等発令時の施設の対応や開閉所の判断などが触れられているため、これらを災害時対策マニュアル扱いとしているが、同資料には単一の事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていない（2 施設）
- 消防計画や水防法に基づく洪水時の避難確保計画など、作成の趣旨が異なるものを災害時対策マニュアル扱いとしており、マニュアルとしての役割が果たされていない（3 施設）

#### i) 設置形態別（公立・私立）の作成状況

施設の設置形態別（公立、私立）でみると、実地調査した 22 施設（公立 9、私立 13）のうち、公立は 9 施設全てでマニュアルを作成しているが、私立は、13 施設中 6 施設がマニュアルを作成、7 施設が未作成となっており、マニュアルを作成していない施設は、全て私立の

図表2-(2)-ア-①

図表2-(2)-ア-①  
(再掲)

<p>施設であった。</p> <p>ii) 災害種類別の作成状況</p> <p>地震、火災、気象災害といった災害の種類ごとの作成状況をみると、地震については、マニュアルを作成している 15 施設全てで作成されているが、火災は 11 施設、気象災害は 12 施設の作成となっていた。地震、火災、気象災害の全てが網羅されたマニュアルを作成されている施設は 10 施設となっており、それぞれの災害を想定したマニュアルが作成されていない施設がみられた。</p> <p>iii) マニュアルの作成に当たってのよりどころ等</p> <p>マニュアルを作成している 15 施設（公立 9、私立 6）において、作成に当たってのよりどころ等をみると、次のとおり、公立の施設は、市や運営委託されている事業者が作成したものを使用しているものが多くみられ、私立の施設は、他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成しているものが多くみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市がマニュアルを作成（5 施設：公立 5）</li> <li>○ 運営委託している事業者が作成（3 施設：公立 3）</li> <li>○ 業態団体の会議で配布された資料を参考に作成（1 施設：私立 1）</li> <li>○ 他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成（5 施設：公立 1、私立 4）</li> <li>○ よりどころが不明（1 施設：私立 1）</li> </ul> <p>なお、公立の施設は、市や運営委託している事業者が一括で作成し配布されているため、その関係施設においては、同一の内容のマニュアルが使用されている。</p> <p><b>（事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成）</b></p> <p>実地調査した 22 施設では、書面調査において 18 施設が事故・ケガ等発生時の対応マニュアルを作成していると回答しているが、当該マニュアルの作成状況を確認したところ、次のとおり、7 施設において、マニュアルが作成されていなかったり、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していたものがみられたことから、実際にマニュアルが作成されていたのは、15 施設であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マニュアルが作成されていない（6 施設）</li> <li>○ 保護者向け資料（入所時の利用者の手引）において、病気・ケガ等の際の保護者への対応などが触れられているため、これらを事故・ケガ等発生時の対応マニュアル扱いとしているが、同資料には、単なる事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていない（1 施設）</li> </ul>	<p>図表2-(2)-ア-① (再掲)</p> <p>図表2-(2)-ア-②</p> <p>図表2-(2)-ア-① (再掲)</p>
--	--

<p>i) 設置形態別（公立・私立）の作成状況</p> <p>施設の設置形態別（公立、私立）でみると、実地調査した 22 施設（公立 9、私立 13）のうち、公立は 9 施設全てでマニュアルを作成しているが、私立は、13 施設中 6 施設がマニュアルを作成、7 施設が未作成となっており、マニュアルを作成していない施設は、全て私立の施設であった。</p>	<p>図表2-(2)-ア-① (再掲)</p>
<p>ii) マニュアル作成に当たってのよりどころ等</p> <p>マニュアルを作成している 15 施設（公立 9、私立 6）において、作成に当たってのよりどころ等をみると、次のとおり、公立の施設は、市や運営委託している事業者が作成したものを使用しているものが多くみられ、私立の施設は、他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成しているものが多くみられたほか、市の標準マニュアル（公立施設向けマニュアル）を参考に作成しているものもみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市がマニュアルを作成（5 施設：公立 5）</li> <li>○ 運営委託している事業者が作成（3 施設：公立 3）</li> <li>○ 市の標準マニュアルを参考に作成（2 施設：私立 2）</li> <li>○ 他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成（5 施設：公立 1、私立 4）</li> </ul> <p>なお、公立の施設は、市や運営委託している事業者が一括で作成し配布されているため、その関係施設においては、同一の内容のマニュアルが使用されている。</p>	<p>図表2-(2)-ア-② (再掲)</p>
<p>(ウ) 調査対象市におけるマニュアル作成の支援状況</p> <p>調査対象の 6 市は、いずれも、厚生労働省が毎年度実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況」の調査などの機会に、各施設におけるマニュアルの作成状況を書面や聴き取り等により把握しており、また、未作成の施設がある場合は、立入検査等の際に作成要請を行っているが、施設が作成しているマニュアルの内容を詳細に確認し、その内容に対する助言や指導をすることまでは行っていない。</p> <p>このため、前述の「(イ) マニュアルの作成状況」において、当局の実地調査結果で示しているように、マニュアルを作成していると認識している施設の中には、マニュアルが作成されていなかったり、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識していた施設も想定され、市町村によっては、各施設のマニュアルの作成状況が正確に把握できていない状況が考えられる。</p> <p>また、調査対象の 6 市から、施設がマニュアルの作成に当たり必要な情報や標準マニュアル（ひな形）等の提供の有無を確認したところ、いずれも、公立の施設に対しては、市や運営委託等されている事業者がマニュアルを作成して、各施設に配布している。</p>	<p>図表2-(2)-ア-③</p>

一方で、民立の施設に対しては、豊橋市において市作成の公立施設向けのマニュアルを希望する施設に提供しているが、それ以外の市では、標準マニュアルや作成に必要な情報等の提供は行っていないため、多くの民立の施設は、他施設やインターネットなどの情報を入手し独力でマニュアルを作成している。

こうした現状は、民立の一部の施設でマニュアルが作成されていない要因の一つと考えられ、今回、実地調査した民立の施設からは、マニュアルを作成するに当たって、次のような意見・要望が多く寄せられている。

- 市からはマニュアルを作成するよう指導はされているが、作成に当たっての支援や情報提供等はないため、当施設のように保護者会などで小規模な組織で運営しているところではいまだに作成することができずに苦慮している。
- マニュアル作成に当たっては、基本となる指針等はなく、行政からのノウハウ等の提供もないことから、インターネットの情報などを参考にしたが、実際のところ、マニュアルに何をどこまで盛り込んだらよいか分からない。そのマニュアルの内容で本当に対応できるのか不安な面があるため、行政からマニュアルに最低限必要な項目や標準的なマニュアルの作成例などを提示してもらえるとありがたい。
- 保護者会が運営しているような施設に自力でマニュアルを作れといわれても難しいため、市から事故等緊急時対応マニュアル（公立施設向けのマニュアル）を提供してもらえて、非常にありがたかった。

#### (I) マニュアルの周知及び共有状況

災害や事故・ケガ等発生時には迅速な対応が求められ、マニュアルを確認しながら対応する余裕はないため、事前にマニュアルを全職員に周知徹底し、その内容を職員間で共有しておくことが重要である。

実地調査した 22 施設のうち、災害時対策マニュアル又は事故・ケガ等発生時の対応マニュアルのいずれかを作成している 18 施設について、マニュアルの職員への周知及び共有状況を確認したところ、以下のような状況がみられた。

マニュアルを作成している 18 施設のうち、施設の全職員にマニュアルを配布又は回覧により、その内容の周知を図っている施設が 7 施設みられた。

これらの施設の中には、職員による研修等を定期的実施し、全ての職員がマニュアルの読み合せを行うことによって、内容の理解を深めている施設がみられた（2 施設）。

一方、マニュアルを職員に配布せず、単に施設内に備え付けている施設（11 施設）がみられ、これらの施設では、読み合わせなどの定期的

図表2-(2)-ア-④

図表2-(2)-ア-⑤

図表2-(2)-ア-⑥



<p>な確認も行っていないため、職員への周知が十分とは言えないものとなっている。また、施設の中には、マニュアルを作成しているものの、災害や事故・ケガ等発生時には、マニュアルを活用せず、職員の判断で行動するとしている施設もみられた。</p> <p>このほかの取組として、災害時の役割分担や災害・事故発生時の対応手順（フロー図等）、関係機関の連絡先一覧など、マニュアルの内容の一部を施設内に掲示したり、職員がすぐに取り出せる場所に吊り下げたりしている施設がみられた（7施設）。これらの取組には、職員がよく目の付く所に掲示することにより、日頃からマニュアルの内容の共有を図るとともに、緊急時に迅速な対応をさせる意図がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-ア-⑤ (再掲)</p>
--	-----------------------------

図表 2-(2)-ア-① 災害及び事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況

No.	施設 (設置・運営 形態)	災害時対策マニュアルの作成状況					事故・ケガ等発生時の対応マニュアル作成状況			
		書面調査 の回答	実地調査で確認			特記事項	書面調査 の回答	実地調査 で確認	特記事項	
			地震	火災	風水害					
1	A(公立公営)	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	B(公立民営)	○	●(共通)	○	○	○	事務マニュアルの中に記述	○	●(共通)	事務マニュアルの中に記述
3	C(私立民営)	○	●(共通)	○	○	○	保育マニュアルの中に記述	○	●(共通)	保育マニュアルの中に記述
4	D(私立民営)	○	●(共通)	○	○	○	安全管理マニュアルとして 事故・ケガ等と一体で 作成	○	●(共通)	安全管理マニュアルとして 災害等と一体で作成
5	E(私立民営)	○	×	×	×	×	マニュアルを確認できず	○	×	マニュアルを確認できず
6	F(私立民営)	○	○	○	○	○		×	×	
7	G(公立公営)	○	○	○	○	×		○	○	
8	H(私立民営)	×	○	○	×	×	書面調査後に作成	○	×	マニュアルを確認できず
9	I(私立民営)	○	×	×	×	×	避難確保計画のみ作 成	○	○	
10	J(私立民営)	○	×	×	×	×	入所時配布資料のみ 作成	○	○	
11	K(公立民営)	○	●(共通)	○	○	○	安全管理マニュアルとして 事故・ケガ等と一体で 作成	○	●(共通)	安全管理マニュアルとして 災害等と一体で作成
12	L(私立民営)	○	●(共通)	○	○	○	安全管理マニュアルとして 事故・ケガ等と一体で 作成	○	●(共通)	安全管理マニュアルとして 災害等と一体で作成
13	M(私立民営)	○	×	×	×	×	消防計画のみ作成	○	○	
14	N(公立民営)	○	○	○	○	○		○	○	市作成の運営等の手 引の中に記述
15	O(公立民営)	○	●(共通)	○	×	○	市作成の運営等の手 引の中に記述	○	●(共通)	市作成の運営等の手 引の中に記述
16	P(公立公営)	○	●(共通)	○	○	○	安全管理マニュアルとして 事故・ケガ等と一体で 作成	○	●(共通)	安全管理マニュアルとして 災害等と一体で作成
17	Q(公立民営)	○	○	○	○	○		○	○	
18	R(私立民営)	○	○	○	×	×		×	×	
19	S(私立民営)	○	×	×	×	×	入所時配布資料作成	○	×	入所時配布資料のみ
20	T(公立公営)	○	●(共通)	○	×	○	市作成の指導員ハト ブックの中に記載	○	●(共通)	市作成の指導員ハト ブックの中に記載
21	U(私立民営)	×	×	×	×	×		×	×	
22	V(私立民営)	○	×	×	×	×	避難確保計画のみ作 成	×	×	
合 計 (作成率)		20 (90.9)	15 (68.2)	15 (68.2)	11 (50.0)	12 (54.5)		18 (81.8)	15 (68.2)	
公立(9)・ 私立(13)別		公立9 私立11	公立9 私立6	公立9 私立6	公立7 私立4	公立8 私立4		公立9 私立9	公立9 私立6	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ●は、災害と事故・ケガ等の対応マニュアル等を一体で作成しているもの

図表 2-(2)-ア-② マニュアル作成に当たってのよりどころ等の状況

内 容	災害時対策マニュアル (15 施設作成)		事故・ケガ等発生時の対応マニュアル (15 施設作成)	
	施設数	内 訳	施設数	内 訳
市がマニュアルを作成	5	【公立：5】	5	【公立：5】
運営委託している事業者が作成	3	【公立：3】	3	【公立：3】
市の標準マニュアルを参考に作成	0	—	2	【民立：2】
業態団体の会議で配布された資料を参考に作成	1	【民立：1】	0	—
他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成	5	【公立：1、民立：4】	5	【公立：1、民立：4】
不 明	1	【民立：1】	0	—

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-③ 調査対象の 6 市におけるマニュアル作成の支援状況

市 名	マニュアルの作成確認・要請等	マニュアルの内容に関する助言・指導	作成する際の必要な情報や標準マニュアル等の提供	備 考
名古屋市	行っている。 ○公立に対しては、委託事業者への仕様書等の中で作成を求めている。 ○民立に対しては、実地指導、集団指導(年1回)の際に作成を要請している。	行っていない。	行っていない。	
豊橋市	行っている。 ○民立に対しては、実地指導(年1回)の際に作成を要請している。 ※公立は、市作成のマニュアルを使用	行っていない。	行っている。 ○公立には、市が一括でマニュアルを作成し、各施設に配布している。 ○民立に対しては、市作成の公立クラブ向けのマニュアルを希望する施設に提供している。	※公立は、全施設同一のマニュアルを使用
岡崎市	行っている。 ○民立に対しては、実地指導(年1回)の際に作成を要請している。 ※公立は、市作成のマニュアルを使用	行っていない。	行っている(公立のみ)。 ○公立には、市が一括でマニュアルを作成し、各施設に配布している。	※公立は、全施設で同一のマニュアルを使用
一宮市	行っている(全て公立)。 ※市作成のマニュアル(運営等の手引)を使用	全て公立施設であり、市作成のマニュアルを使用しているため、該当なし	行っている(全て公立) ※市が一括でマニュアルを作成し、各施設に配布している。	※市内の全施設で同一のマニュアルを使用
春日井市	行っている。 ○公立に対しては、委託事業者への仕様書等の中で作成を求めている。 ○民立に対しては、実地指導の際に作成を要請している。	行っていない。	行っていない。	
豊川市	行っている。 ○民立に対しては、実地指導の際に作成を要請している。 ※公立は、市作成のマニュアル(指導員ハンドブック)を使用	行っていない。	行っている(公立のみ)。 ○公立には、市が一括でマニュアルを作成し、各施設に配布している。	※公立は、全施設で同一のマニュアルを使用

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-④ 放課後児童クラブにおけるマニュアル作成の支援についての意見・要望

○ 市からはマニュアルを作成するよう指導はされているが、作成に当たっての支援や情報提供等はないため、当施設のように保護者会などで小規模な組織で運営しているところではいまだに作成することができずに苦慮している。【 <b>国立民営クラブ</b> 】
○ 保護者会が運営する放課後児童クラブは、自力でマニュアルを作成することが非常に難しく、作成しても専門家ではないので正しいかも分からない。【 <b>国立民営クラブ</b> 】
○ マニュアル作成に当たっては、基本となる指針等はなく、行政からのノウハウ等の提供もないことから、インターネットの情報などを参考にしたが、実際のところ、マニュアルに何をどこまで盛り込んだらよいか分からない。そのマニュアルの内容で本当に対応できるのか不安な面があるため、行政からマニュアルに最低限必要な項目や標準的なマニュアルの作成例などを提示してもらえるとありがたい。【 <b>国立民営クラブ</b> 】
○ 消防計画等は、行政からフォーマットが示され、当施設の情報を入力すれば作成されるようになっており、安全対策のマニュアルにおいても、同様な方法で提供してもえるとありがたい。【 <b>国立民営クラブ</b> 】
○ 保護者会が運営しているような施設に自力でマニュアルを作れといわれても難しいため、市から事故等緊急時対応マニュアル（公立施設向けのマニュアル）を提供してもらえて、非常にありがたかった。【 <b>国立民営クラブ</b> 】
○ 市からマニュアルなどの提供があるため、非常に助かっている。【 <b>公立公営クラブ</b> 】

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-⑤ マニュアルの周知及び共有状況

マニュアルを作成している施設	マニュアルを職員に配布又は回覧			施設内にマニュアルの個別事項を掲示等している施設
	行っている	職員間で読み合わせを実施	行っていない（施設内に備え付け）	
18 施設	7 施設	2 施設	11 施設	7 施設
※災害、事故・ケガ等いずれかのマニュアルを作成				

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-⑥ マニュアル等の職員間での共有に係る取組例

<p><b>職員会議でマニュアルの読み合わせを行っている施設【国立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、2 か月に 1 回全職員が集まる職員会議を実施しており、そのうち少なくとも年 1 回は、安全対策マニュアルの読み合わせを行うこととしている。</li> </ul>
<p><b>新たな職員が採用した際に、マニュアルの読み合わせを行い、全ての内容を確認している施設【公立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、定期的に児童の安全に関する研修や勉強会を実施しており、その際にマニュアルの内容を確認しているほか、新任職員には、採用時にマニュアル等を渡すとともに読み合わせを行い、全ての事項を確認している。</li> </ul>

(注) 当局の調査結果による。

## イ 災害発生時に備えた取組状況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(7) 災害発生時の主要な取組</b></p> <p>実地調査した 22 施設では、災害発生時の対応に当たり、特に重要と考えられる①組織体制（役割分担等）②避難場所・経路の設定、③災害発生直後の基本行動及び避難の判断、④保護者への連絡・引渡し、⑤関係機関との連絡体制の 5 項目が、どのように取り決められているか、災害時対策マニュアル等に定められているかについて調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>① 組織体制（役割分担等）</p> <p>災害発生時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態などに応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要である。</p> <p>実地調査した 22 施設における災害発生時の組織体制（役割分担等）の取決め状況をみると、災害発生時の役割分担を取り決めている施設は 5 施設、取り決めていない施設が 17 施設みられた。</p> <p>取り決めている施設では、災害発生時の役割分担を災害時対策マニュアル等で定めており、これらの施設の中には、災害発生後の役割を簡潔に整理し、職員への分担を表として作成しているものや災害の種類ごとに役割分担を決めて、フロー図化しているのがみられた。</p> <p>また、取り決めていない施設では、いずれの施設も、職員がローテーションで日々入れ替るため、具体的に役割分担を決めることは難しく、災害が発生した際には、責任者の指示の下、状況に応じて対応するとしている。</p> <p>② 避難場所・経路の設定</p> <p>児童の生命を守るためには、安全・迅速な避難が必要であり、そのためには、避難場所や避難経路を事前に定め、職員と児童との間で共有しておくことが重要である。</p> <p>避難場所については、地震や火災が発生した場合には、発生当初に一時的に避難する場所として、近隣の安全なスペース等を「一時退避場所（参集場所）」と決め、さらに、地震により、施設に被害が出た時や近隣で火災が発生している時など、施設から離れた場所への避難が必要な場合に備えて、「避難場所（災害対策基本法の指定緊急避難場所等に相当するもの）」を決めておく必要がある。</p> <p>また、気象災害の場合には、保育中に避難指示（避難準備）や特別警報（洪水警戒）等が発令されて避難する場合に備えて、洪水浸水区域の施設においては、「避難場所（災害対策基本法の指定緊急避難場所等に相当するもの）」を決めておく必要がある。</p>	<p></p> <p></p> <p>図表2-(2)-イ-①</p> <p>図表2-(2)-イ-②</p>

避難経路については、一つの避難経路が使えなくなることを想定し、実情に応じて複数の経路を決めておくことも重要である。

実地調査した 22 施設における災害発生時の避難場所・経路の設定状況をみると、次のとおり、一時退避場所及び避難場所は、全ての施設で取り決められているものの、一時退避場所や避難場所までの経路については取り決められていない施設や避難場所までの経路を複数設定されていない施設がみられ、これら避難場所・経路について、災害時対策マニュアル等で定めず、職員の口頭での申し合わせ等により行っている施設も多くみられた。

#### (一時退避場所・経路の設定)

一時退避場所（参集場所）については、全ての施設で取り決められており、隣接する広場や公園等を一時退避場所としていた。

これら一時退避場所を取り決めている施設のうち、災害時対策マニュアル等で定めている施設は 14 施設、残りの 8 施設は職員の口頭での申し合わせ等により行っていた。

また、一時退避場所までの経路を取り決めている施設は 7 施設、取り決めていない施設は 15 施設みられ、経路を取り決めている施設のうち、災害時対策マニュアル等で定めている施設は 5 施設であった。

一時退避場所までの経路を災害時対策マニュアル等で定めている施設の中には、一時退避場所が隣接する公園や広場等であっても、施設から一時退避場所に行くまでの施設内の避難経路を定めている施設がみられた。

一方、一時退避場所までの経路を取り決めていない施設は、その理由として、いずれも、一時避難場所が隣接する公園や広場等であることから、避難経路を決める必要性がないためとしている。

#### (避難場所・経路の設定)

避難場所については、全ての施設で取り決められており、多くの施設が近隣の小学校や公共施設等の地域の指定緊急避難場所を避難場所としている。洪水浸水区域に所在する施設の中には、大雨による洪水時の避難に際し児童の移動リスクを考慮して、近隣の小学校等の指定緊急避難場所には移動せず、自施設の上階への垂直避難や近隣の別の場所への避難を選択する施設もみられた。

これら避難場所を取り決めている施設のうち、災害時対策マニュアル等で定めている施設は 13 施設、残りの 9 施設は職員の口頭での申し合わせ等により行っていた。

また、避難場所までの経路を取り決めている施設は 19 施設、取り決めていない施設は 3 施設みられ、経路を取り決めている施設のうち、災害時対策マニュアル等で定めている施設は 3 施設であった。

なお、避難場所までの経路を複数決めて災害時対策マニュアルに定

図表2-(2)-イ-③

図表2-(2)-イ-④

図表2-(2)-イ-⑤

図表2-(2)-イ-⑥

<p>めている施設が1施設みられた。</p> <p>災害時対策マニュアル等で定めていない施設は16施設あるが、その理由として、避難場所が近隣の小学校のため、施設までの通学路が避難経路となり、職員及び児童の誰もが承知しているためとしている。</p> <p>避難場所までの経路を災害時対策マニュアル等で定めている施設の中には、職員及び児童がすぐに対応できるよう施設内に避難場所・経路等を貼り出している施設がみられた。</p> <p>避難場所までの経路を取り決めていない施設は、その理由として、いずれも、隣接の小学校や自施設が地域の指定緊急避難場所のため、避難経路を決めていないとしている。</p>	<p>図表2-(2)-イ-⑦</p>
<p>③ 災害発生直後の基本行動及び避難の判断</p> <p>災害発生時における避難の判断基準等を具体的に決めることは難しいが、災害の種類や災害発生時の居場所（施設内と施設外等）の状況に応じて、行動の基本は千差万別であり、災害発生直後に慌てないためにも、ケースごと取るべき行動とともに、避難の判断をする際の考え方を事前に整理しておくことが重要である。</p> <p>例えば、地震では、i) まず身を守り、安全な場所に避難誘導をすることなどの「発生直後の基本行動」とii) 建物の倒壊や火災などにより危険が及ぶ場合の「避難場所等への避難の判断（目安等）」について、火災では、初期消火と安全かつ迅速に建物外に避難誘導することなどの「発生直後の基本行動」について、気象災害では、i) 保育中に気象警報が発令された場合の「施設の閉所等の判断」とii) 洪水浸水区域で、避難準備、避難指示、特別警報等が発令された場合の「避難場所等への避難の判断（目安等）」について、可能な限り整理しておくことが考えられる。</p> <p>実地調査した22施設における災害発生時の基本行動及び避難の判断（目安等）の取決め状況をみると、以下のとおりの状況がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-⑧</p>
<p>(地震)</p> <p>地震については、「発生直後の基本行動」を取り決めている施設は13施設、取り決めていない施設は9施設みられた。</p> <p>取り決めている施設では、地震発生直後における安全確保と安全な場所への避難に当たって、職員及び児童が取るべき行動を災害時対策マニュアル等で定めており、これらの施設の中には、次のような取組がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生時に施設の室内にいる場合、室外（園庭等）にいる場合、施設外にいる場合に分けて取るべき行動を定めている。</li> <li>○ 地震発生直後において、職員及び児童が取るべき行動をフロー図に整理している。</li> </ul>	<p>図表2-(2)-イ-⑨</p>

<p>○ 地震発生時において、職員及び児童がすぐに対処できるよう、取るべき行動と避難場所等を簡潔にまとめた貼り紙を施設の出入口の上部に掲示している。</p> <p>また、「避難場所等への避難の判断基準（目安等）」を取り決めている施設は6施設、取り決めていない施設は16施設みられた。</p> <p>取り決めている施設の中には、災害時対策マニュアルの中で「一時退避場所等での安全確保後、被害情報を収集し、避難場所への避難、屋内での待機などを判断する」、「施設に被害がある（建物のゆがみ、壁の崩落等）、近隣で火災が発生した場合などにおいては、避難場所に避難する」といった基本的な考え方や目安を定めている施設がみられたほか、震度5強以上の地震が発生した場合や地震の注意情報が発令された場合には、保育を中止し、保護者に引渡しを行うことを定めている施設もみられた。</p> <p>また、取り決めていない施設では、避難場所等への避難の判断について具体的な基準等を取り決めることは難しく、その時々状況に応じて判断していくことになっている。</p>	<p>図表2-(2)-イ-⑧ (再掲)</p> <p>図表2-(2)-イ-⑩</p> <p>図表2-(2)-イ-⑪</p>
<p>(火災)</p> <p>火災については、「発生直後の基本行動」を取り決めている施設は8施設、取り決めていない施設は14施設みられた。</p> <p>取り決めている施設の中には、火災発生時における初期消火と安全かつ迅速に建物外に避難するに当たって、職員及び児童が取るべき行動等が災害時対策マニュアルなどで定めており、これらの施設の中には、次のような取組がみられた。</p> <p>○ 火災発生時において、職員及び児童が取るべき行動をフロー図に整理している。</p> <p>○ 火災発生時において、職員及び児童がすぐに対処できるよう、取るべき行動と避難場所等を簡潔にまとめた貼り紙を施設の出入口の上部に掲示している。</p>	<p>図表2-(2)-イ-⑧ (再掲)</p> <p>図表2-(2)-イ-⑫</p>
<p>(気象災害)</p> <p>気象災害については、「施設の閉所等の判断基準」は、21施設で取り決められ、13施設において災害時対策マニュアルで定めていた。</p> <p>これらの施設の中には「保育中に暴風警報、暴風雪警報・特別警報等の気象警報が発令された場合等においては、活動を中止する」など施設の閉所等の判断基準を整理している施設がみられた。</p> <p>なお、取り決めていない施設は、状況に応じて職員がその都度、判断することとしている。</p> <p>また、「避難場所等への避難の判断基準（目安等）」を取り決めている施設は12施設、取り決めていない施設は10施設みられた。</p> <p>取り決めている施設は、いずれも水防法の洪水浸水想定区域に所在</p>	<p>図表2-(2)-イ-⑧ (再掲)</p> <p>図表2-(2)-イ-⑬</p> <p>図表2-(2)-イ-⑧ (再掲)</p> <p>図表2-(2)-イ-⑭</p>



<p>するため、水防法の避難確保計画で定めているほか、災害時対策マニュアル等においても定めているものがみられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-15</p>
<p>これらの施設の中には、避難準備・高齢者等避難開始、河川の氾濫警戒情報（警戒レベル3相当）がそれぞれ発令された時点避難のタイミングとしているが、同レベルの発令がなくても身の危険を感じた時は避難させるといった考え方を定めている施設がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-13 (再掲)</p>
<p>なお、取り決めていない施設は、いずれも洪水津波浸水区域に所在せず、浸水等により避難場所に避難するケースは想定していないため、取り決めていないとしている。</p>	
<p>④ 保護者への連絡・引渡し</p>	
<p>災害発生時には、児童を保護者等に安全確実に引き渡すことが必要であり、事前に災害のケースに応じた引渡し方法を決めておき、保護者等と情報を共有することが重要である。</p>	
<p>また、災害発生時の保護者等への連絡方法・手段は、迅速かつ一斉に保護者等への連絡が求められることから、個別に電話等で連絡を取るよりもメール配信や伝言ダイヤルなどを活用することが効率的である。さらに、入会のしおりや保護者だより等で警報発令時や災害発生時の対応について事前に周知しておくことや施設外に避難する場合、施設の入口にその旨を貼り紙等で周知することも有効である。特に地震の場合は、電話や携帯電話が不通になることがあるため、複数の連絡手段を確保しておくことが重要である。</p>	
<p>実地調査した22施設における災害発生時の保護者への連絡・引渡しの取決め状況を見ると、全ての施設において何らかの取決めがなされ、12施設において災害時対策マニュアルで定めていた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-16</p>
<p>災害発生時の保護者への連絡方法については、メールやLINE®など携帯端末等の一斉配信による施設が15施設みられた一方、電話の個別通話による施設も7施設みられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-17</p>
<p>これらの施設の中には、地震などの際に電話や携帯電話が不通になることを想定し、伝言ダイヤルを活用する施設や施設入口に避難先を案内掲示する施設など複数の連絡手段等を確保している施設がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-18</p>
<p>保護者への引渡し方法については、災害時対策マニュアルのほか入会のしおりや保護者だより等により施設での引渡し方法を取り決めている施設が全ての施設でみられ、このうち避難場所等の施設外での引渡し方法を取り決めている施設が10施設みられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-16 (再掲)</p>
<p>施設外での引渡し方法を取り決めている施設の中には、「地震警戒宣言や津波警報、特別警報等が発令された時、大地震が発生し避難所に避難した時などの場合において、避難場所等で引渡しを行う」といった取決めをしている施設や保護者との連絡や引渡しが確実に</p>	<p>図表2-(2)-イ-19</p>
<p>行われるよう「緊急連絡先の一覧」及び「緊急時の引渡しカード」を避</p>	<p>図表2-(2)-イ-20</p>

難場所に持参するとしている施設がみられた。

⑤ 関係機関との連絡体制

放課後児童クラブの開所中に災害が発生した際には、外部との連絡に備えて、市町村（所管部局、防災部局）、運営事業者、小学校、消防署、警察、ライフライン（電気、ガス、水道等）等に早急に連絡を取ることができるよう、関係機関の連絡先一覧等を作成するなど、災害発生時の連絡体制を整備、共有しておくことが重要である。

また、災害時に連携が取れるよう日頃から関係機関と情報交換することも重要である。

実地調査した 22 施設における災害発生時の関係機関との連絡体制の整備状況をみると、整備している施設は 13 施設、整備していない施設が 9 施設みられた。

整備している施設では、主に、市役所（所管部局と防災部局）、小学校、消防署、警察、運営事業者本部や土地管理者、ライフライン事業者（電気、水道、ガス、電話等）などの連絡先一覧等を整備しているが、災害時対策マニュアルでこれを定めている施設は少なく、災害発生時での迅速な連絡をするため、施設の事務室内へ連絡先一覧等を掲示することや施設専用の携帯電話に連絡先登録するなどの取組を行う施設が多くみられた。

図表2-(2)-イ-⑳

図表2-(2)-イ-㉑

(イ) 主要な取組の災害時対策マニュアルへの設定状況

実地調査した 22 施設のうち、災害時対策マニュアルを作成している 15 施設において、前述の「(ア) 災害発生時の主要な取組」で示した 5 項目（①組織体制（役割分担等）、②避難場所・経路の設定、③災害発生直後の基本行動及び避難の判断、④保護者への連絡・引渡し、⑤関係機関との連絡体制）が同マニュアルで定められているかを整理した結果は、以下のとおりである。

上記 5 項目別に災害時対策マニュアルで定めている施設数をみると、次のとおり、①組織体制（役割分担等）、②避難場所・経路の設定及び⑤関係機関との連絡体制の各項目については、同マニュアルで定めていない施設が多くみられた。

図表2-(2)-イ-㉒

- ① 組織体制（役割分担等）を同マニュアルで定めている施設：4 施設
- ② 避難場所・経路を同マニュアルで定めている施設 :9 施設
- ③ 避難判断等（地震）を同マニュアルで定めている施設 :12 施設
- ④ 保護者に連絡・引渡しを同マニュアルで定めている施設 :12 施設
- ⑤ 関係機関との連絡体制を同マニュアルで定めている施設 :3 施設

これら①、②及び⑤の各項目を同マニュアルで定めていないことについて、施設では、以下のとおりとしている。

①の組織体制（役割分担等）については、職員がローテーションで日々入れ替るため、具体的に役割分担を決めておくことは難しい。

②及び⑤の避難場所・経路及び関係機関との連絡体制については、災害時対策マニュアル等で定めず、別の資料を作成し施設の事務室内に掲示したり、職員の口頭での申し合わせ等により行っている。

また、上記5項目全てを災害時対策マニュアルで定めている施設は1施設、4項目定めている施設は3施設であり、大半の施設は、2～3項目定めている状況となっており、多くの施設が災害時対策マニュアルを作成しているが、主要な項目が網羅されて一つにまとまったものとなっていない状況がみられた。

#### (ウ) 防災訓練の実施状況

防災訓練は、運営指針により、災害時に備えて迅速に対応できるよう定期的に（少なくとも年2回以上）実施することが求められており、防災訓練の実施に当たっては、地震、火災、気象災害、津波など様々な災害の具体的な規模を想定した防災訓練を行うことが重要である。

また、厚生労働省が発出している同運営指針の解説書には、次のように示されている。

- 避難訓練は子どもも参加して体験型で行うことが求められる。
- 避難訓練を実施する際の時間帯についても、幾つかの場合を想定して行うことが適切である。
- 子どもと一緒に避難場所に行く訓練や子どもを保護者に渡す訓練を行うなど、被害の状況に応じた避難行動の流れを確認することが望まれる。
- 避難訓練を行った後は、実施状況等を記録し、改善策を検討することも重要である。

実地調査した22施設における防災訓練の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

図表2-(2)-イ-④

#### (防災訓練の実施回数)

防災訓練は、実地調査した22施設全ての施設で実施されており、その実施回数（令和3年度予定を含む。）をみると、運営指針に定められている年2回以上実施している施設は21施設みられた。

これらの施設のうち、年10回以上（おおむね月1回実施）実施している施設は14施設みられたが、これは市の条例や運営主体である事業者等の方針により、毎月の実施が求められている施設であった。

そのほかに、年4から7回実施している施設も3施設みられ、大半の施設が運営指針に定められている実施回数よりも多くの回数実施している傾向がみられた。

#### (災害の種類に応じた防災訓練の実施)

実地調査した22施設において、災害の種類に応じた防災訓練の実施状況をみると、地震、火災、気象災害、津波（気象災害や津波について

は想定区域のみ) など、災害の種類ごとに防災訓練が実施されている施設が 17 施設、地震など一種類の防災訓練のみ実施されている施設が 5 施設みられた。

災害の種類ごとに防災訓練が実施されている施設の多くは、実施回数が年 10 回以上実施している施設であった。

#### (避難訓練の実施)

実地調査した 22 施設において、主な防災訓練の一つである避難訓練の実施状況をみると、避難訓練においては、i) 災害発生直後を想定した施設周辺の「一時退避場所」に避難する訓練と、ii) 大規模な地震や水害を想定した施設から「避難場所(災害対策基本法の緊急避難場所に相当するもの)」に避難する訓練に分けられるが、「一時退避場所」までの避難訓練は全ての施設で実施されているものの、「避難場所」までの避難訓練を実施している施設は 13 施設、実施していない施設は 9 施設みられた。

なお、これらの避難訓練は、全ての施設で児童が参加して実施されている。

#### (その他の防災訓練の実施)

実地調査した 22 施設において、その他の防災訓練の実施状況をみると、児童への防災教育として、防災に関する講話や本の朗読、防災ビデオの視聴、防災クイズなどを実施している施設が 16 施設みられた。

また、情報伝達訓練や保護者への引渡し訓練については、いずれも保護者等への協力が必要となり負担を強いることになるため実施が難しいとの理由から、情報伝達訓練を実施している施設は 2 施設のみで、保護者への引渡し訓練を実施している施設はみられなかった。

上記の防災訓練の実施において、実地調査した施設の中には以下の取組がみられた。

- 防災訓練が円滑かつ適切に行われるよう、防災訓練マニュアルや防災訓練のシナリオなどを作成し実施している。
- 地震を想定した避難訓練を、地震発生時に屋内にいる場合と屋外(外遊び中)にいる場合とに分けて、それぞれ実施している。
- 年度当初は、防災訓練を予告した日時や内容で実施するが、年度後半は、防災訓練のスキルが上がっていることから、予告せずに抜き打ちで実施している。
- 防災訓練の記録書を作成し、実施内容や反省点、今後に向けた改善点などを整理している。
- 情報伝達訓練を実施している施設では、避難訓練を実施する中で、避難場所への避難完了後に児童が無事である旨を保護者のスマートフォン(メッセージアプリ)に伝達する訓練や伝言ダイヤルにより保護者等へ伝達する訓練を実施している。

図表2-(2)-イ-②⑤

<p>また、防災訓練を年 10 回以上実施している施設の多くは、年間計画を立て、地震、火災、気象災害、不審者対応などケースに応じた避難訓練を実施しているほか、防災に関する講話や防災ビデオの視聴、防災クイズなど教育的な要素を取り入れるなど月ごとの訓練内容を変える工夫をしている。特に、名古屋市及び豊橋市は、条例により関係者の防災意識を高めることを目的に防災訓練を毎月 1 回実施することを求めており、両市に所在する施設では、こうした工夫をしている特徴がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-イ-②⑥</p>
--	---------------------

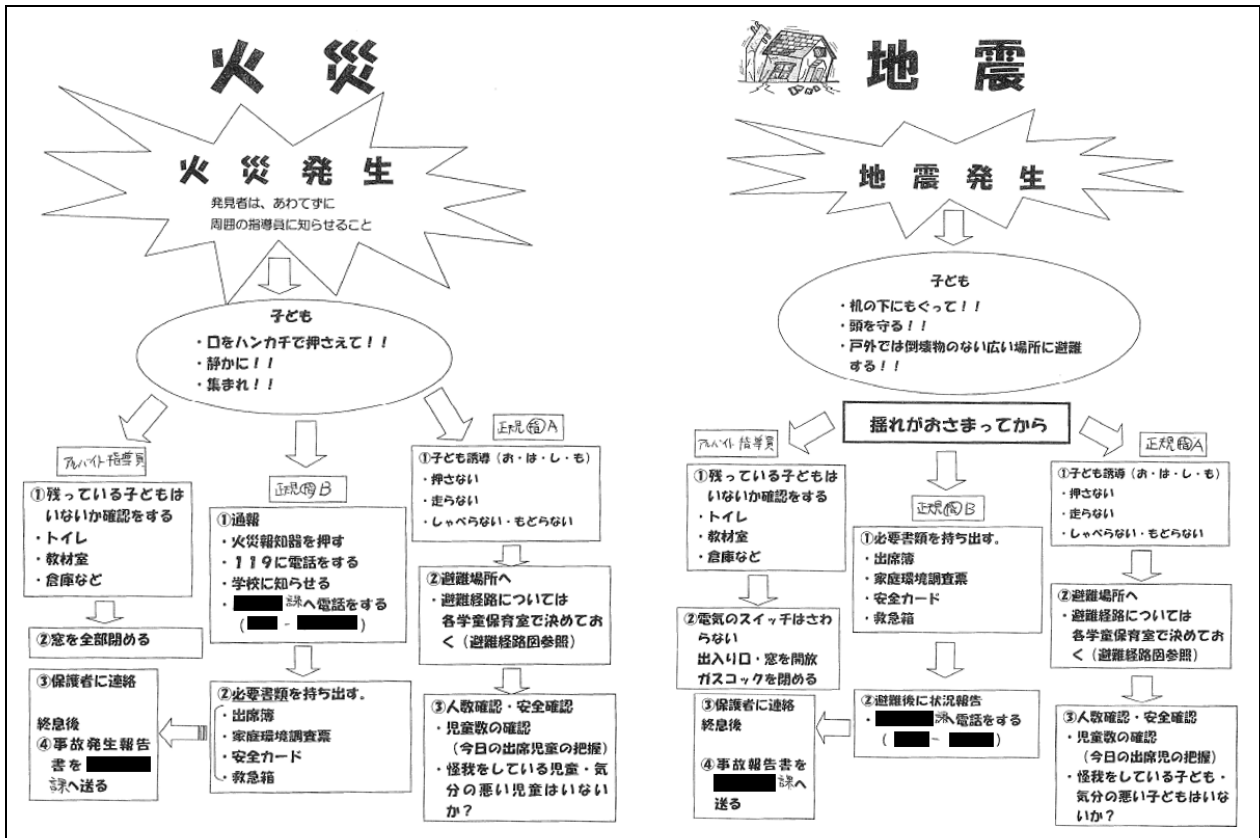
図表 2-(2)-イ-① 災害発生時の組織体制（役割分担等）の取決め等の状況

区 分	具体的な役割分担を定めている	具体的な役割分担を定めていない
施設数 (22 施設中)	5 施設 <b>【内訳】</b> ○災害時対策マニュアルで定めている：4 施設 ○防災訓練マニュアルで定めている：1 施設	17 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-② 災害発生時の組織体制（役割分担等）に係る取組例

<p>災害発生後の役割を簡潔に整理して職員間の分担表を作成している施設</p> <p><b>【民立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、災害時対策マニュアルの中で、災害時に必要となる役割等を簡潔に整理し、日々在勤する職員が変わる中、どの職員が勤務しても即座に対応できるよう、事前に役割分担を定めている。</li> </ul> <p><b>事前の危機管理</b></p> <p>1、役割分担</p> <p>職員全員が勤務する時間が少ないことから、役割のみ設定 その場にいる職員で臨機応変に対応する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割</th> <th>支援員①</th> <th>支援員②</th> <th>支援員③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童の緊急避難・保護</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 安否確認、応急処置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 施設整備の被害状況点検</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 避難所への誘導</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 避難先の掲示</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 避難時持ち出し品の携帯</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 避難所への移動</td> <td>○ (最後尾)</td> <td>○ (先頭)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 保護者への連絡 (一斉メール)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 関係機関への連絡</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 災害関連情報の収集・提供</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 図は、調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。</p> <p>災害の種類ごとに役割分担を定めて、フロー図化している施設</p> <p><b>【民立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、火災、地震、台風、竜巻等の災害種類別に、発災後の対応をフローチャートとして図示したものの災害時対策マニュアルに定めている。</li> <li>当該フローチャートでは、それぞれの対応手順ごとに役割分担も定められ、誰が何を するかが一見して明確なものとなっている。</li> <li>さらに、関係機関への連絡先も同フローチャートに記載され、即座に対応ができるよ うな工夫がなされている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>	役割	支援員①	支援員②	支援員③	1 児童の緊急避難・保護	○	○	○	2 安否確認、応急処置	○		○	3 施設整備の被害状況点検		○		4 避難所への誘導				① 避難先の掲示		○	○	② 避難時持ち出し品の携帯		○	○	③ 避難所への移動	○ (最後尾)	○ (先頭)		5 保護者への連絡 (一斉メール)	○	○		6 関係機関への連絡	○			7 災害関連情報の収集・提供		○	○
役割	支援員①	支援員②	支援員③																																									
1 児童の緊急避難・保護	○	○	○																																									
2 安否確認、応急処置	○		○																																									
3 施設整備の被害状況点検		○																																										
4 避難所への誘導																																												
① 避難先の掲示		○	○																																									
② 避難時持ち出し品の携帯		○	○																																									
③ 避難所への移動	○ (最後尾)	○ (先頭)																																										
5 保護者への連絡 (一斉メール)	○	○																																										
6 関係機関への連絡	○																																											
7 災害関連情報の収集・提供		○	○																																									



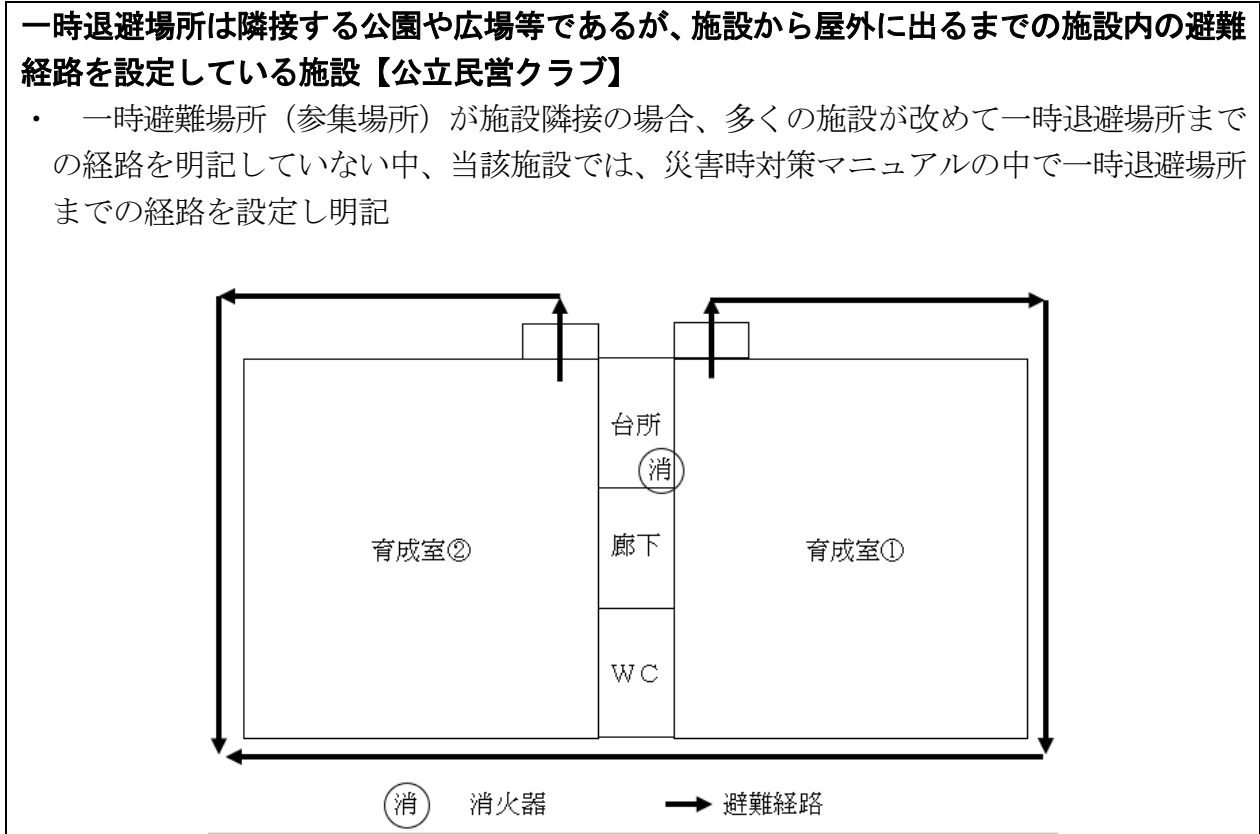
(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-③ 一時退避場所（参集場所）・経路の設定状況

区分	設定している			設定していない
		マニュアル等で 明文化して設定	職員間の申し合せ 等で設定	
一時退避場所（参集場所）の設定	22 施設	14 施設	8 施設	0 施設
一時退避場所（参集場所）への経路の設定	7 施設	5 施設	2 施設	15 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-④ 災害発生時の一時退避場所・避難経路を設定している例



(注) 1 当局の調査結果による。  
 2 図は、調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-イ-⑤ 避難場所・経路の設定状況

区 分	設定している			設定していない
		マニュアル等で 明文化して設定	職員間の申し合 せ等で設定	
避難場所の設定	22 施設	13 施設	9 施設	0 施設
避難場所への経路の 設定 ※( )は、複数の経路 を設定している施設	19 施設 (※1 施設)	3 施設 (※1 施設)	16 施設	3 施設

(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-イ-⑥ 避難場所への経路を複数設定している例

**【公立民営クラブ】**

- 当該施設は、災害で経路が使えなくなることを想定し、避難場所への経路を複数（2ルート）設定し、災害時対策マニュアルの中で、地図に図示している。

小学校  
校庭  
放課後児童クラブ

避難経路①  
避難経路②

【施設周辺の避難経路図】  
本図中の避難経路は、衛星画像マップの想定浸水範囲および浸水深度から、以下の場所とする。

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 図は、調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-イ-⑦ 施設内に避難場所・経路等を掲示している例

**【公立民営クラブ】**

- 当該施設では、定められた避難場所や経路を地図に図示し、職員や児童等がすぐに対応できるように、施設内の目に付くところに掲示している。
- 避難場所や経路には、水害時（高所避難）と地震時とに分けて、場所や経路が色分けして図示されている。

放課後児童クラブ  
水害時避難  
小学校  
地震時避難  
校庭

避難経路図

地震の場合は校庭に避難します。  
地震時の場合は、体育館または小学校から  
指定のあった要所に避難します。

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 図は、調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-イ-⑧ 災害発生直後の基本行動及び避難の判断（目安等）の取決め状況

災害種別		取り決めている	取り決めていない
地震	発生直後の基本行動	13 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：12 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：1 施設 (独自資料を作成し室内に掲示：1 施設)	9 施設
	避難場所等への避難の判断	6 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：4 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：2 施設 (会則：1 施設、保護者向け資料：1 施設)	16 施設
火災	発生直後の基本行動	8 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：7 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：1 施設 (独自資料を作成し室内に掲示：1 施設)	14 施設
気象災害	施設の閉所等の判断	21 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：13 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：8 施設 (支援員の手引：1 施設、会則：3 施設、保護者向け資料：4 施設)	1 施設
	避難場所等への避難の判断	12 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：3 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：9 施設 (避難確保計画：8 施設、会則：1 施設)	10 施設 ※いずれの施設も浸水区域外のため、避難場所等への避難判断等は定めていない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑨ 地震発生直後に職員や児童が取るべき基本行動を定めている例

<p><b>地震発生時の状況を分けて定めている施設【民立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、地震発生時の状況を①施設の室内での活動中、②室外（園庭等）活動中、③施設外の活動中に分け、それぞれの行動ごとに発生時の行動を規定</li> </ul> <p>○ 非常災害及び事故防止・発生時対応マニュアル（抜粋）</p> <p>1 地震発生時の対応と訓練</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地震発生時の手順</p> <p>① 学童教室（遊び・食事時間等）で地震がおきたとき</p> <p>イ 避難誘導係、救護係の職員は、児童に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。</p> <p>ロ 避難誘導係、救護係の職員は、積木、ピアノ、窓ガラスその他倒れやすいものなどから児童を遠ざける。</p> <p>ハ 児童及び職員は机などの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。</p> <p>ニ 避難誘導係、救護係の職員は、不調な児童がいる場合は落下物から児童の身を守る対応をする（毛布等を利用する。）</p> <p>ホ 職員はできるだけ速やかに扉やサッシ戸等を開けて避難口を確保する。</p> <p>ヘ 動けない児童は職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。</p> <p>ト 揺れが収まったら一時園庭へ避難し、全児童と職員の安全と人数を確認を行い、初動消火係と情報伝達係で学童教室内の点検をし、責任者に報告する。</p> <p>チ 避難誘導係、救護係の職員は指示があるまで園庭で座って待機する。学童教室内には安全が確認できるまでは立ち入らない。</p>
---

リ 消火班は速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガス栓や配電盤を点検し、安全を確認する。もし、園舎内、併設の施設、近隣等において火災が発生した場合は消火活動を行う。

② 学童教室外（プール・園庭等）で地震が起きたとき

イ 園庭では堀や建物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるよう言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。

ロ 地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する。

ニ プールではすばやく水からあげ、できるだけプールサイド中央に集合して座り、安心できるよう言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類で体を包むようにする。

ホ ベランダでは揺れが収まるまで中央に集合して座り、その後施設内の安全を確認してから園庭へ避難をする。

ト どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに職員は児童らの安全確認を行い、園庭において指示があるまで一時待機すること。

③ 施設外活動時に地震がおきたとき

イ 揺れを感じたらただちに児童を集めて、できるだけ堀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。

ロ 切れた電線には絶対触らないよう児童に注意する。

ハ ブロック塀、自動販売機、屋根瓦、ガラスその他落下物及び転倒物に注意する。

ホ 携帯電話で学童教室または〇〇〇に連絡を入れ、必要に応じて応援を要請する、連絡できない場合は職員1名が応援を求めに行く。その他の職員は児童とともに近隣の安全な場所で待機する。

へ 全員の無事を確認し、自力で戻れるようなら周辺の安全を確認しながら慎重に戻る。

(5)～(8) (略)

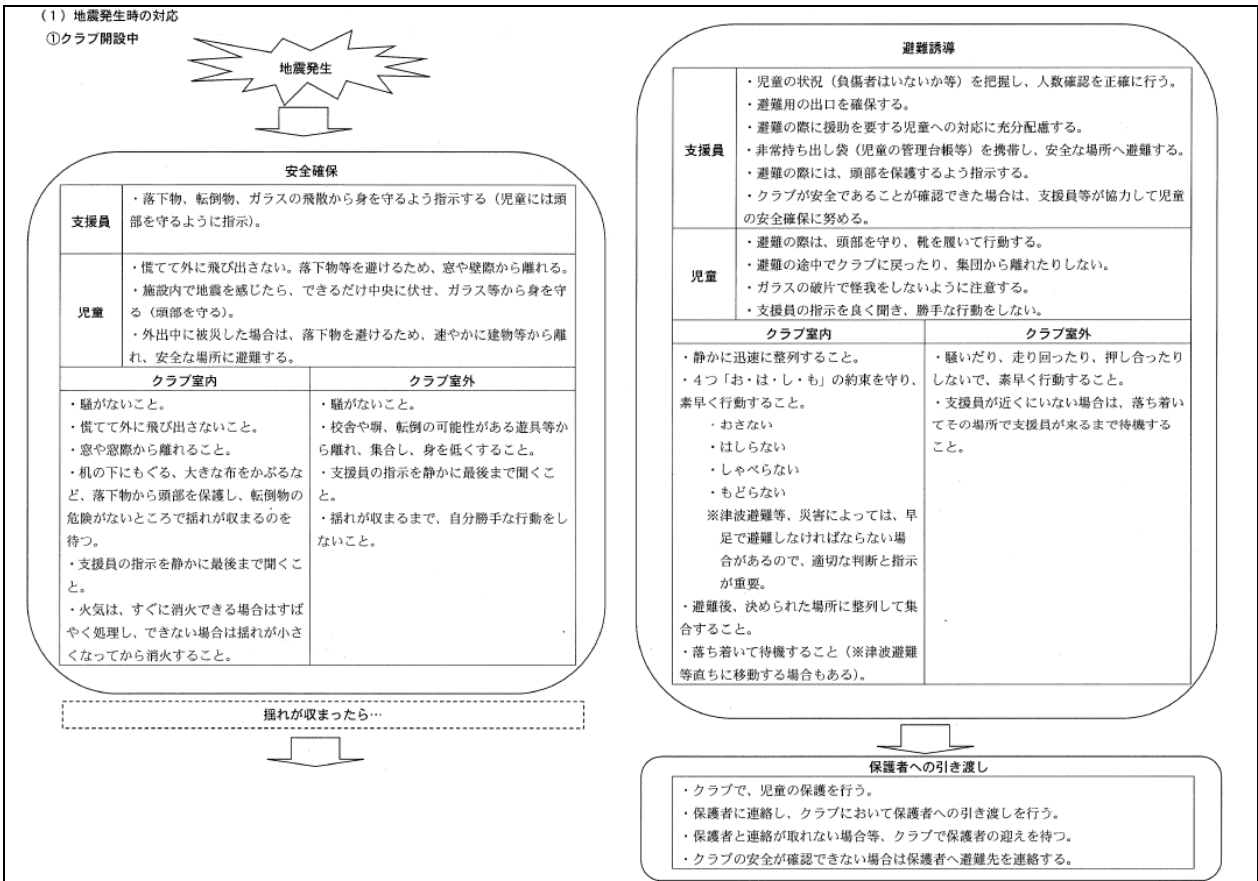
(注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

2 〇〇〇には、当該施設と連携している施設名が入る。

**地震発生直後において職員、児童が取るべき行動をフロー図にして整理している施設【公立公営クラブ】**

- ・ 当該施設では、地震が発生した際に、職員や児童が取るべき行動をフローチャートに図示して取りまとめている。
- ・ 同フローチャートでは、施設内、施設外の被災場所に分け、安全確保から避難、保護者への引渡しまでの流れが整理されている。

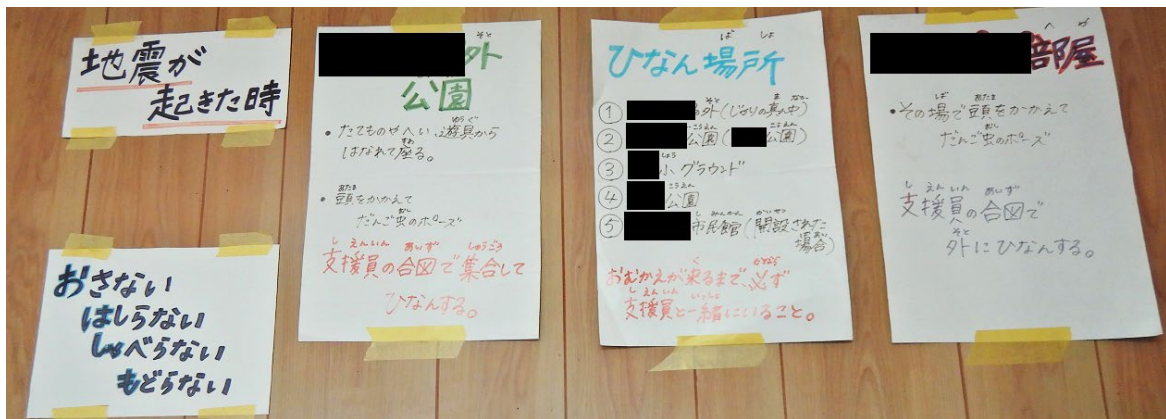




## 地震発生時の取るべき行動等を整理し、施設に掲示している施設

### 【民立民営クラブ】

- ・地震発生時の取るべき行動や避難場所を整理し、被災時にすぐ対処できるよう、施設内の目に付くところに掲示
- ・普段から目にするにより、職員への意識啓発のほか、児童への防災教育の効果も期待できる。



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑩ 地震発生後の避難の判断基準（目安等）を定めている例

**地震発生後の避難判断基準を定めている施設①【民立民営クラブ】**

- 地震発生時の避難判断基準（目安等）を災害時対策マニュアルの中に記載している例

○ 非常災害及び事故防止・発生時対応マニュアル（抜粋）

1 地震発生時の対応と訓練

(1)～(5) (略)

(6) 避難

① 学童教室の倒壊や火災などのおそれがあるときは、避難所（略）へ避難する。その場合、責任者は避難先がわかるように正門付近に掲示板等で掲示する等、保護者に伝える。

② 大地震発生後すぐに学童教室を離れるのではなく、倒壊や火災の発生のおそれがあり危険であると判断した場合に周辺避難所等に状況を確認しながら避難する。経路を把握し、児童を安全に誘導できるよう列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、児童の安全確保を第一とするが、出席簿、安全カード、非常持ち出し袋当最低限のものを持ち出す努力をする。

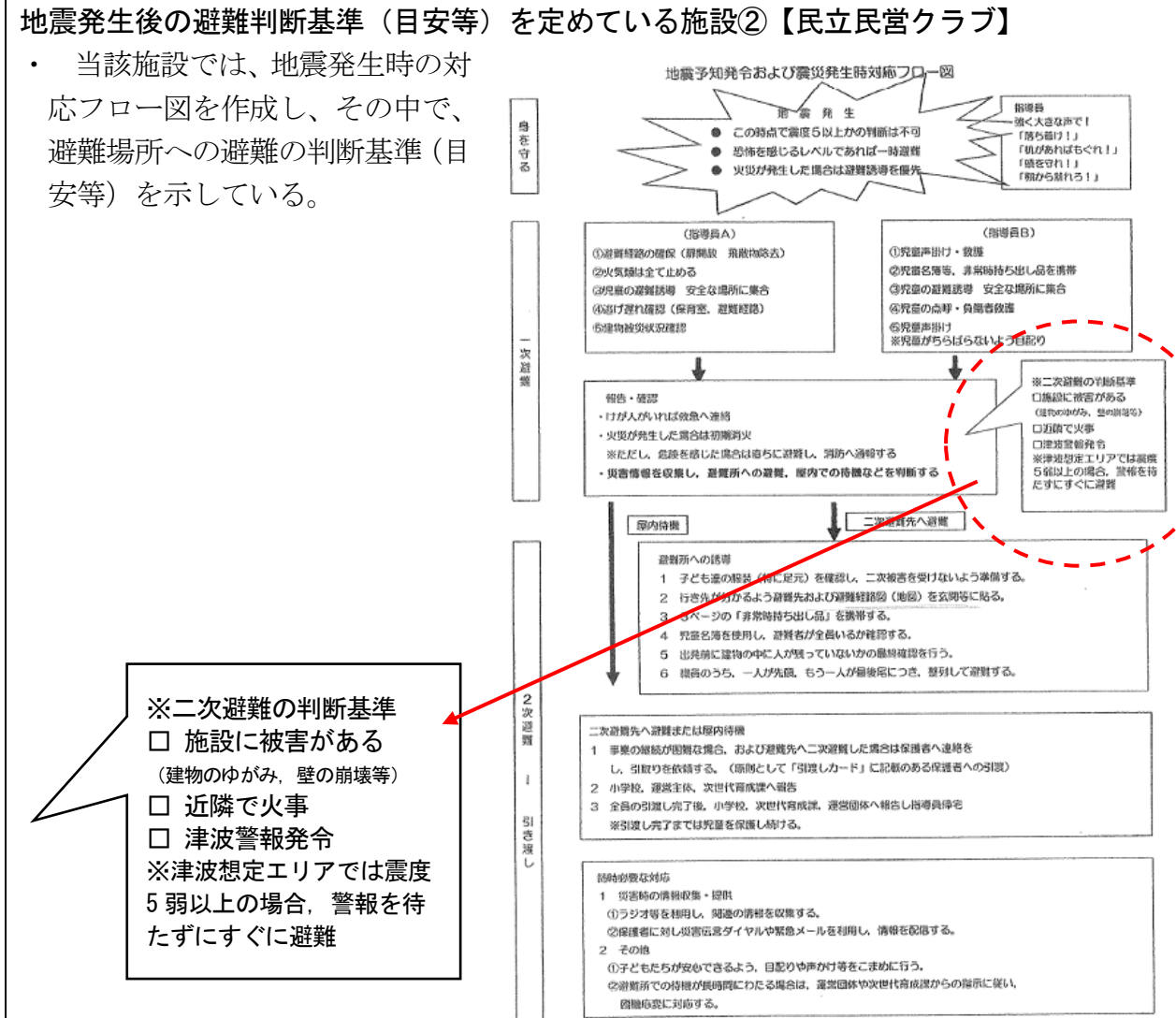
(避難場所)

ア 第一次避難場所 (略)

イ 周辺避難所 (略)

(7)～(8) (略)

(注) 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑪ 地震発生による施設の活動中止に関する判断基準（目安等）を定めている例

<p>震度 5 強以上の地震が発生した場合等には、保護者の迎えを依頼することを規定している施設【公立民営クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該施設では、被災による施設活動の中止及び保護者の迎えの依頼に係る判断基準を、災害時対策マニュアルの中で規定</li><li>・ また、当該判断基準について、保護者に周知することも併せて取決め</li></ul> <p>○ 令和 3 年度防災体制計画 —含 洪水・津波・土砂災害時の避難計画—（抜粋）</p> <p>3 地震発生（基本的に学校の取り扱いに準ずる）</p> <p>(1) 活動中に地震が発生した場合は活動を休止し、直ちに運動場など安全な場所に避難させる。</p> <p>(2) 震度 5 強以上の地震が発生した場合は、<u>ただちに活動を休止し、保護者に引き渡す。</u>その際、学校や運営連絡会（会長）と連絡をとり、通学路の安全を確認する。</p> <p>※ 震度 5 弱以下の地震の場合は、原則として活動する。ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等からの情報を得て、活動を休止することがある。</p> <p>4 警報（注意報）等の発令時の対応に関しての保護者への周知</p> <p>災害に対しては、日ごろから留意して、遅くとも 6 月までには、<u>「警報等についてのお知らせ」</u>を配布する等、保護者へ周知する。</p> <p>（文例）震度 5 強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示が発令されたときは、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>※警報等発令時の処置 ①通学路の安全を確認する。 ②保護者に児童を迎えに来てもらう ③保護者が迎えに来ない児童は待機させる</p></div>
--

（注） 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

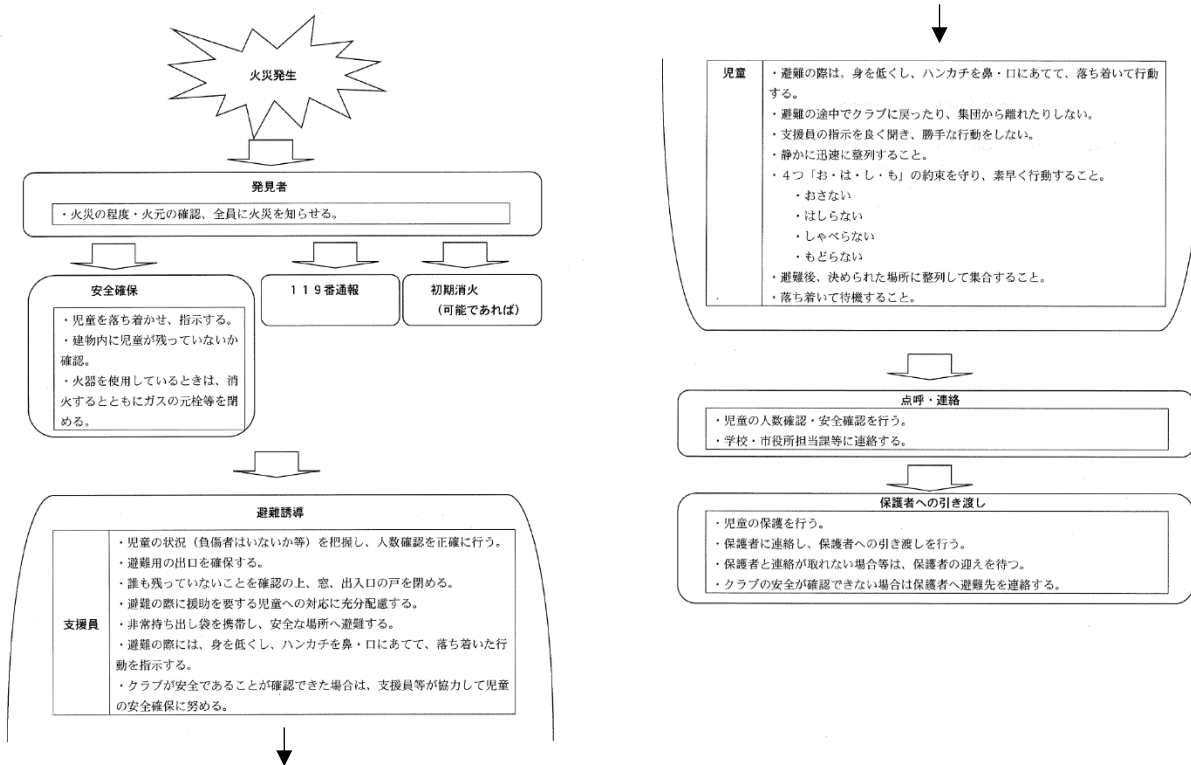
（注） 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-イ-⑫ 火災発生後に職員や児童が取るべき基本行動を定めている例

火災発生時において、職員、児童が取るべき行動をフロー図にして整理している施設  
【公立民営クラブ】

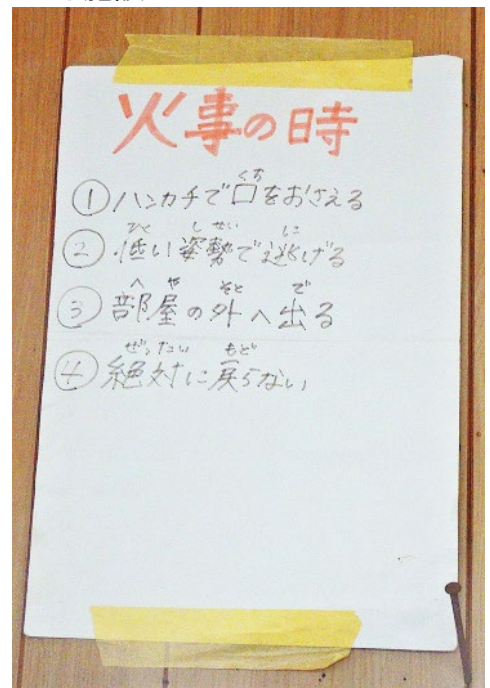
- ・ 当該施設では、火災が発生した際に、職員や児童が取るべき行動をフローチャートに図示して取りまとめている。
- ・ 同フローチャートでは、火災発生から避難、安全確認、保護者への引渡しまでの流れが整理されている。



火災発生時の取るべき行動等を整理し、施設に掲示している施設

【民立民営クラブ】

- ・ 火災発生時の取るべき行動や避難場所を整理し、火災発生時にすぐ対処できるよう、施設内の目に付くところに掲示



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑬ 気象警報等が発令された場合の閉所や避難の判断基準を定めている例

<p>災害時対策マニュアルの中で施設の閉所等の判断基準を規定している施設</p> <p><b>【公立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、災害時対策マニュアル（非常災害対策計画）に、気象災害発生時の閉所判断、避難開始の判断基準を取りまとめている。</li> <li>当該規定では、避難準備・高齢者等避難開始等（警戒レベル3相当）の警報が発令された時以外にも、身の危険を感じる時や、暗くなる時間帯に大雨が予想される時も、避難を開始するという基準を設けている。</li> </ul>							
<p>○ 非常災害対策計画（抜粋）</p>							
<p>4 避難を開始する時期、判断基準</p> <p>※通所施設であるため、以下の基準で「閉所」とし、可能な限り速やかに児童を保護者に引渡しを行う。</p> <p>全児童の引渡しの完了時点で、市〇〇〇課へ報告</p>							
<p>施設の閉所基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象に関する警報等</th> <th>地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①当該地域に、暴風警報、暴風雪警報が1以上発令されたとき</td> <td>①当該地域に、震度5弱以上の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>②当該地域に、気象に関する特別警報が発令されたとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		気象に関する警報等	地震	①当該地域に、暴風警報、暴風雪警報が1以上発令されたとき	①当該地域に、震度5弱以上の地震が発生したとき	②当該地域に、気象に関する特別警報が発令されたとき	
気象に関する警報等	地震						
①当該地域に、暴風警報、暴風雪警報が1以上発令されたとき	①当該地域に、震度5弱以上の地震が発生したとき						
②当該地域に、気象に関する特別警報が発令されたとき							
<p>《避難を開始する時期、判断基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき</li> <li>避難準備・高齢者等避難開始が発令されていなくても、身の危険を感じる時</li> <li>避難準備・高齢者等避難開始が発令されていなくても、暗くなる時間帯に大雨が予想される時は、暗くなる前に避難</li> <li>「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したとき</li> </ul>							
<p>(注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。 2 〇〇〇には、当該施設が所在する市の担当課の名称が入る。</p>							
<p>活動中・活動前に分け、警報等が発令された場合の取るべき行動等を規定している施設</p> <p><b>【公立民営クラブ】</b></p>							
<p>○ 令和3年度防災体制計画—含 洪水・津波・土砂災害時の避難計画—（抜粋）</p>							
<p>5 警報等による活動中止の報告等</p> <p>震度5強以上の地震が発生した場合、暴風警報等（暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示）が発令された場合、大雨警報灯が出された場合で〇〇〇〇の活動を中止した場合は、その都度、下記の要領で、FAXまたはメールにて報告する。</p> <p>暴風警報等が発令される可能性がある場合には、事前にFAXの一斉同報で各〇〇〇に知らせる。</p>							
<p><b>活動中に震度5以上の地震が発生した場合</b>・・・活動中止</p> <p>※ 震度5強以上の強い地震が発生した場合、通信途絶の場合が想定されるが、連絡が可能な場合は上記の報告を行う。</p>							
<p><b>活動前に暴風警報等が発令された場合</b>・・・原則、報告の必要なし</p> <p>※ 警報の発令を知らずに、児童が〇〇〇を訪れるなど、対応が必要となった場合には、特別に調査を行うことがある。</p>							



活動中に暴風警報等が発令された場合・・・活動中止

- (1) 活動中止を決定した時刻、及び活動中止を決定した時点の参加児童数を FAX またはメールで報告する。
- (2) 児童の引渡し完了した時刻を FAX またはメールで報告する。

大雨警報等が出された場合・・・原則、通常通り活動

学校の決定等で中止した場合 → 電話で報告

※ 学校が児童を緊急下校させる決定をした場合は、学校の決定に従って中止し、電話で報告する。  
場合によっては、事務局から別途 FAX でお願いすることもある。

- (注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。  
2 ○○○には当該施設名が入る。

(注) 当局の調査結果による。

## 図表 2-(2)-イ-⑭ 避難確保計画の作成に関する法令

### ○水防法（昭和 24 年法律第 193 号）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第 15 条の 3 第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～8 （略）

### ○水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第 16 条 法第 15 条の 3 第 1 項の要配慮者利用施設（略）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項  
イ～ハ （略）

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-イ-⑮ 水防法による洪水時の避難確保計画の中で避難の判断基準を定めている例

<p><b>【民立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、気象災害発生時の避難等行動の判断について、水防法による避難確保計画の中で取り決めている。</li> <li>同計画では、防災体制確立の判断時期及び役割分担として、「注意体制確立」、「警戒体制確立」、「非常体制確立」の三段階に分け、それぞれの段階の判断基準と活動内容、対応要員を規定している。</li> </ul>	<p>4. 防災体制 連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。</p> <p>【防災体制確立の判断時期及び役割分担】</p>													
	<p><b>体制確立の判断時期</b></p> <p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市に大雨・洪水警報(レベル3相当)の発表</li> <li>川氾濫注意情報(レベル2相当)</li> <li>川氾濫注意情報(レベル2相当)</li> </ul>	<p><b>注意体制確立</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報等の情報収集</td> <td>情報収集伝達要員</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	対応要員	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員							
	活動内容	対応要員												
洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員													
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学区に避難準備・高齢者等避難開始(レベル3)の発令</li> <li>川氾濫警戒情報(レベル3相当)</li> <li>川氾濫警戒情報(レベル3相当)</li> </ul>	<p><b>警戒体制確立</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難情報等の情報収集</td> <td>情報収集伝達要員</td> </tr> <tr> <td>使用する資器材の準備</td> <td>避難誘導要員</td> </tr> <tr> <td>保護者への事前連絡</td> <td>情報収集伝達要員</td> </tr> <tr> <td>周辺住民への事前協力依頼</td> <td>情報収集伝達要員</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の避難誘導</td> <td>避難誘導要員</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	対応要員	避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員	使用する資器材の準備	避難誘導要員	保護者への事前連絡	情報収集伝達要員	周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
活動内容	対応要員													
避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員													
使用する資器材の準備	避難誘導要員													
保護者への事前連絡	情報収集伝達要員													
周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員													
要配慮者の避難誘導	避難誘導要員													
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学区に避難勧告、避難指示(緊急)(レベル4)、災害発生情報(レベル5)の発令</li> <li>市に大雨特別警報(レベル5相当)の発表</li> <li>川氾濫危険情報(レベル4相当)</li> <li>川氾濫発生情報(レベル5相当)</li> <li>川氾濫危険情報(レベル4相当)</li> <li>川氾濫発生情報(レベル5相当)</li> </ul>	<p><b>非常体制確立</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設内全体の避難誘導</td> <td>避難誘導要員</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	対応要員	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員								
活動内容	対応要員													
施設内全体の避難誘導	避難誘導要員													
<p>表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。</p>														

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑯ 保護者への連絡・引渡し の取決め状況

区分		取り決めている	取り決めていない
災害発生時及び(※)警報発令時における保護者への引渡し	施設で引渡し	22 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：12 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：10 施設 (保護者向け資料等：9 施設、会則：1 施設)	0 施設
※は、暴風雨警報、暴風雪警報、特別警報等が発令され、活動が中止になった場合	施設外(避難場所等)で引渡し	10 施設 【内訳】 ○マニュアルで取り決めている：6 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：4 施設 (保護者向け資料等：3 施設、会則：1 施設)	12 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑰ 災害発生時の保護者への連絡方法

区 分	携帯端末による一斉配信	電話による個別通話
施設数 (22 施設中)	15 施設	7 施設
	<b>【内訳】</b> ○一斉メール配信：12 施設 ○LINE®：3 施設 (上記の連絡方法のほかに、複数の連絡方法を確保している施設) ○一斉メール配信+伝言ダイヤルの活用+施設の入口に避難先を掲示：2 施設 ○一斉メール配信+伝言ダイヤルの活用：1 施設 ○一斉メール配信+施設の入口に避難先を掲示：1 施設 ○電話+施設の入口に避難先を掲示：2 施設	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑱ 災害発生時において複数の連絡手段を確保している例

○災害発生時の電話等不通に備え、伝言ダイヤルを活用することを防災マニュアルに規定している施設【民立民営クラブ】

防災マニュアル

事前の危機管理  
1～3 (略)

4 緊急時連絡体制  
クラブ⇒保護者への一方通行の連絡を基本とする。  
非常時は電話連絡が混乱するため、一斉メールでのクラブからの連絡のみとする。  
直接の電話は極力避けてもらうことを保護者に周知する。  
緊急地震速報が出た場合は、保護者に速やかに引き取りに来てもらう。  
保護者が勤務先から帰宅できない場合は、クラブでお迎えを待つか、クラブでの保育が難しい場合は、第一避難先へ指導員が引率する。  
その場合はクラブ入口や目立つ場所に避難先の掲示、一斉メールでの配信など出来ることをして避難場所のお知らせをする。  
一斉メールでの連絡が困難な場合は伝言ダイヤル (NTT171) にて伝言を残す。  
伝言ダイヤルはクラブ電話番号を登録する。

(NTTホームページより抜粋)

引渡し手順

- ① 保護者に連絡をし、引き取り依頼をする。
- ② 引き取りは、入所申込所に記入してある非常時のお迎えの方に限る。
- ③ 未記入の方のお迎えが来た場合は、保護者へ連絡し確認。  
引渡しの際、市名、電話番号、身分証明書を確認し引き渡す。  
保護者と連絡が取れない場合はそのままクラブに子どもと待機してもらう。

(注) 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

○災害発生時の電話等不通に備え、施設入口に避難先を案内掲示する施設  
【公立民営クラブ】

■■■■利用保護者各位

地震発生により、避難しています。

月 日 時 分

地震発生により、

■■■■児童と支援員は

\_\_\_\_\_ ^

避難しています。

(注) 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。  
(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑱ 災害警報別に避難場所等で引渡しを行うことを規定している例

【民立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、災害時対策マニュアルの中で、避難場所や保護者への引渡し方法について災害警報別（暴風、地震、津波等）にそれぞれの対応を定めている。

災害時における安全対策

1 \*\*\*市に暴風警報・暴風雪警報・各種特別警報が発令されている場合

(1)～(3) (略)

(4)〇〇〇クラブへ登所後

状況	〇〇〇クラブの対応
暴風警報・ 暴風雪警報発令	保護者等の速やかな引取りによる帰宅となります。
地震警戒宣言発令 大地震発生	大地震発生時は、避難所（***小学校、状況により***小学校）へ避難します。 避難場所にて保護者等の引取りによる帰宅となります。
津波警報/ 大津波警報発令	一時退避場所（***小学校南校舎2・3階、状況により***小学校）に避難します。 避難場所にて保護者等の引取りによる帰宅となります。
特別警報発令	状況により、クラブに留め置き、安全確認後に避難所（***小学校）へ避難します。
不審者等による事件発生	状況により、***小学校へ避難します。 保護者等の引取りによる帰宅となります。

2 連絡方法について

可能な限り「一斉メール」にて連絡いたしますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、クラブ室への掲示等の対応をする場合があります。

3 (略)

(注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

2 〇〇〇には当該施設の名称が、\*\*\*には、当該施設が所在する市名や避難場所名が入る。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-⑳ 避難場所での保護者への引渡しに関する取組例

○保護者への引渡しを確実にを行うため、「緊急時の引渡しカード」を作成し避難場所に持参することとしている施設【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、被災による避難後、避難場所等でも保護者と連絡が取れるように、3つの緊急連絡先が記載された「緊急連絡先の一覧」を作成しているほか、引渡しを確実にを行うため、引き渡したことが記録できる「緊急時の引渡しカード」等を避難場所に持参することとしている。

危機管理マニュアル

- I (略)
- II 危機における対応と予防
- 1 地震発生時における対応と予防
- (1) 予防（事前の環境整備）
- 地震防災規程を基に、大規模地震発生時において、児童の生命を守るための具体的な方法を支援員一人一人及び児童が日頃から身につけておくことや、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、〇〇〇や学校その他関係機関、地域住民と密接な協力、連携ができる関係を築いておくことが必要である。
- ① (略)
- ② 保護者への事前連絡
- A 保護者へは、事前に緊急時における〇〇〇の対応及び避難先を周知する。
- B 保護者からは、入所時に緊急時連絡先を聴取するとともに引渡しカードに記入してもらい、非常持ち出しができるように〇〇〇において整理集約する。
- ③ (略)
- (2) 大地震発生時の対応
- ① センター開所中に地震が起きた場合
- A～G (略)
- H 引渡しカードに引渡時間等を記入し、引渡した保護者に署名をもらう。
- ② (略)
- ③ 児童の引渡し
- 大地震が起きた場合、児童は速やかに保護者に引渡す。また引渡しの時は、引渡しカードに引渡時間、日時を記入し、引渡した保護者に署名をもらう。引渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者から速やかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされるように努めること。
- ④～⑥ (略)

- (注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。  
2 〇〇〇には、当該施設名が入る。  
3 同様の記載が、地震警戒宣言発令時、火災時の対応にも記載されている。

緊急引渡しカード（表面）

緊急時引渡しカード					（作成日 年 月 日）	
ふりがな 児童名					生年月日	H 年 月 日
【緊急連絡先】	氏名	続柄	電話番号	【勤務先の場合は勤務先名】		児童の血液型
1			tel. [ ]			
2			tel. [ ]			
3			tel. [ ]			
健康状態について * 緊急処置の際に、医師及び指導員に知っておいてもらいたい健康上の注意点があれば記入してください。 (ぜんそく、アレルギー、輸血時の注意等)						
記号番号	有効期限	被保険者(組合員)氏名	健康保険組合名称		保険者番号	

※緊急連絡先は、必ず3番目までご記入ください。

（裏面）

件名	署名	続柄	確認
引渡時間 / 時 分			
引渡場所			
件名	署名	続柄	確認
引渡時間 / 時 分			
引渡場所			
件名	署名	続柄	確認
引渡時間 / 時 分			
引渡場所			
件名	署名	続柄	確認
引渡時間 / 時 分			
引渡場所			

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-㉑ 災害発生時の関係機関との連絡体制の整備状況

区分	関係機関との連絡体制を整備している	関係機関との連絡体制を整備していない
施設数 (22 施設中)	13 施設  【内訳】 ○マニュアルの中で連携機関の連絡先の一覧表を整備している：3 施設（うち1 施設は、事務室内にも掲示） ○連携機関の連絡先の一覧表を作成し、事務室内に掲示等している：6 施設 ○連携機関の連絡先を専用のノートやファイルで整理し、事務室内に配備している：2 施設 ○連携機関の連絡先を施設専用のスマートフォンに登録している：2 施設  (連絡先の一覧表に記載されている連携機関の例) ○区役所、小学校、施設の土地所有者（公園管理者）、保健所、消防署、警察署 ○市（所管部局・防災部局）、運営団体事務局、消防署、警察署、医療機関 ○市、小学校、消防署、警察署、隣接公共施設、ライフライン（電気、ガス、水道、電話）	9 施設

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-② 災害発生時の関係機関との連絡体制の整備に係る取組例

○災害対策マニュアルの中で、災害発生時の関係機関の連絡先一覧表を整備している施設  
【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、災害時対策マニュアルの中で、災害発生時の関係機関との連絡先を整備している。

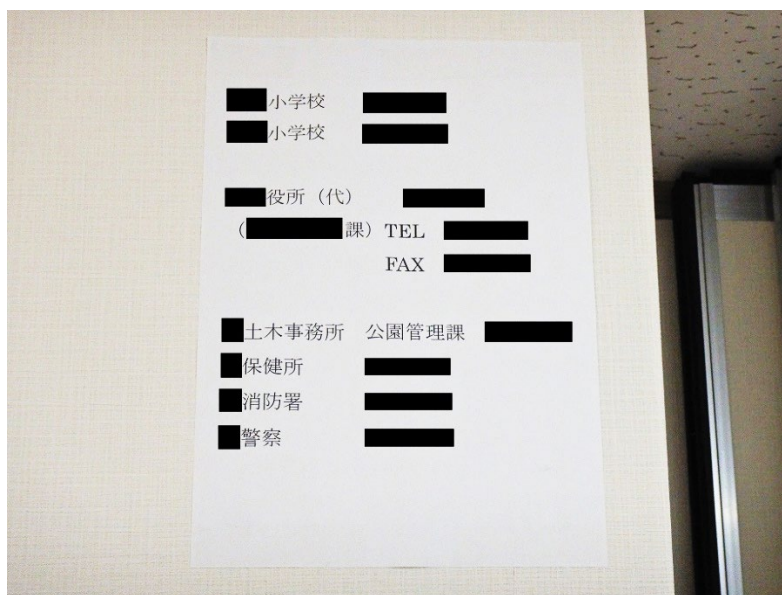
3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

区分	機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
行政 機関	消防	■■■■ 消防署	■■■■		
	警察	■■■■ 警察署	■■■■		
	市	■■■■ 市役所 (■■■■ 課)	■■■■	■■■■	■■■■
	隣接する 公共施設	市「■■■■ セ ンター」	■■■■		
	児童の 在学学校	■■■■ 小学校	■■■■	■■■■	
ライフ ライン	電気	■■■■ 電力 ■■■■ 営業所	■■■■		
	ガス	■■■■ ガス ■■■■ 営業所	■■■■		
	水道	■■■■ 市上下水道 部 ■■■■ 課	■■■■		
	電話	■■■■	■■■■		

○災害時の緊急連絡先を施設内の目に付くところに掲示している施設  
【民立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、災害時等緊急時にすぐに対応できるよう、施設内の職員の目に付くところに連絡先リストを掲示している。



(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-イ-② 災害時対策マニュアルの項目別の設定状況

No.	施設 (設置・運営 形態)	マニュアル の作成 (実地調査)	項目別の設定状況						
			組織体制 (役割分担)	避難場所・ 経路の設定	避難の判断等 (地震)		保護者に連絡・引渡し		関係機関との 連絡体制
					発生直後	避難場所	自施設	避難場所	
1	A(公立公営)	○	×	○	○	×	○	×	■(資料揭示)
2	B(公立民営)	○	×	■(申合せ)	×	×	○	×	■(資料揭示)
3	C(民立民営)	○	○	○	○	×	○	×	×
4	D(民立民営)	○	×	○	○	○	■(入所のしおり)	×	■(スマートフォンに登録)
5	E(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
6	F(民立民営)	○	×	○	○	×	■(入所のしおり)	×	■(資料揭示)
7	G(公立公営)	○	×	■(申合せ)	○	×	○	○	×
8	H(民立民営)	○	○	×	○	○	○	○	×
9	I(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
10	J(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
11	K(公立民営)	○	×	■(資料揭示)	○	○	○	○	■(資料備付)
12	L(民立民営)	○	×	■(資料揭示)	○	×	○	○	■(資料揭示)
13	M(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
14	N(公立民営)	○	×	○	○	×	○	○	○
15	O(公立民営)	○	×	○	○	×	○	○	×
16	P(公立公営)	○	○	○	×	×	○	×	○
17	Q(公立民営)	○	○	○	○	○	○	×	○
18	R(民立民営)	○	×	○	○	×	■(保護者会資料)	■(保護者会資料)	■(資料揭示)
19	S(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
20	T(公立公営)	○	×	■(申合せ)	×	×	○	×	■(スマートフォンに登録)
21	U(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
22	V(民立民営)	×	—	—	—	—	—	—	—
合計		15	4	9	12	4	12	6	3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ○は、マニュアルに設定されている事項

3 ■は、マニュアルには設定されていないが、別途、取り決められている事項

4 網掛けは、マニュアルを作成していない施設を示す。



図表 2-(2)-イ-⑭ 防災訓練の実施状況

No.	施設 (設置・運営 形態)	防災訓練 実施回数 (年間)	災害の種 類別に訓 練を実施	児童の 参加	防災訓練の内容					特記事項
					避難訓練		児童への 防災教育 (注)	情報伝達 訓練	保護者へ の引渡し	
					一時退避 場所まで	避難場所 まで				
1	A(公立公営)	12回	○	○	○	○ (自施設)	○	×	×	年間計画有
2	B(公立民営)	12回	○	○	○	×	○	×	×	年間計画有
3	C(私立民営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	防災訓練記録(子どもの感想や今後の改善内容を記録)有
4	D(私立民営)	12回	○	○	○	×	○	×	×	年間計画有
5	E(私立民営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	防災訓練記録(今後の改善内容等を記録)有
6	F(私立民営)	12回	○	○	○	×	○	○ (※)	×	年間計画有。開催ごとに訓練の 指南書を作成し訓練を実施して いる。 ※保護者等との伝言ダイヤルによる 伝達訓練を実施
7	G(公立公営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	年間計画有
8	H(私立民営)	10回	×	○	○	×	○	×	×	
9	I(私立民営)	12回	○	○	○	×	○	×	×	8の付く日を防災・防犯の日と定 めて、防災等のお話をして意識を 高めている。防災訓練記録有
10	J(私立民営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	防災訓練記録有
11	K(公立民営)	2回	○	○	○	○	×	×	×	防災訓練記録有
12	L(私立民営)	2回	×	○	○	○	×	×	×	
13	M(私立民営)	12回	○	○	○	×	×	×	×	事業主体である法人の方針によ り防災訓練は毎月実施
14	N(公立民営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	訓練記録(今後の改善内容等を記 録)有。地震は屋外で発生した場 合の訓練も実施
15	O(公立民営)	1回	×	○	○	×	○	×	×	
16	P(公立公営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	年間計画、防災訓練記録有
17	Q(公立民営)	12回	○	○	○	○	○	×	×	年間計画、訓練のマニュアル、防災訓練 記録(今後の改善内容等を記録) 有、防災訓練マニュアルを作成
18	R(私立民営)	2回	×	○	○	×	○	×	×	
19	S(私立民営)	6回	○	○	○	○	×	○ (※)	×	年間計画有 ※避難を完了した旨を保護者に LINE®で伝達している
20	T(公立公営)	2回	×	○	○	×	×	×	×	年度毎に災害の種類を変えて実 施
21	U(私立民営)	7回	○	○	○	○	○	×	×	訓練計画有
22	V(私立民営)	4回	○	○	○	○	×	×	×	防災訓練記録(今後の改善内容を 記録)有、防災訓練マニュアル作成
実施施設数		—	17	22	22	13	16	2	0	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 防災訓練実施回数(年間)は、令和3年度に実施又は実施予定のものを示す。

3 児童への防災教育は、防災に関する講話・本の朗読、防災ビデオの視聴、防災クイズなどを実施している。

図表 2-(2)-イ-② 防災訓練の実施に係る施設の取組例

○防災訓練マニュアルを作成している施設

【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、訓練が円滑かつ適切に行われるよう防災訓練マニュアルを作成し、職員間で意識統一を図っている。

本マニュアルは、〇〇〇クラブでの防災訓練において、基本におさえおくべき事柄を記載したものであり、各指導員は目を通し理解しておく。その上で、訓練を実施するにあたっては、事前に現場職員間で話し合いを持ち、中身をより具体的に各施設の環境や条件に見合ったものにする。

◆ 目的 ◆

- ・ 突発的に起こりえる災害から子ども達を守る。
- ・ 一年を通じた訓練で、子ども達自身が災害発生時に適切な判断をして正しく動ける力を身につける。

◆ 指導上の留意点 ◆

- ・ 事前に訓練の意義を児童に理解させる。
- ・ いつ何時おこるかかわからないのが災害であることを理解し、訓練だとわかっているにもかかわらずの大切さを知らせる。
- ・ 自らの身は自ら守り、安全に行動ができることを基本にして指導する。
- ・ 訓練中の指示は明確に、指導員間の連携は円滑に。それぞれの役割を理解し、まず指導員が落ち着いてとりくむ。

◆ 職員でしておくべき事 ◆

- ・ 施設、設備の安全点検
- ・ 緊急時持ち出し袋の点検
- ・ 持ち出し名簿、緊急連絡網等の作成
- ・ 実施記録の作成
- ・ 訓練前の職員打ち合わせ、役割確認、シミュレーション
- ・ 伝言ダイヤル、通報訓練
- ・ 家具等の転倒防止対策
- ・ 訓練を依頼する消防への連絡 など

地震発生時の避難行動

		<屋内>	<屋外>
まずはその場で安全確保	指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する</li> <li>⇒ 的確な指示「机の下にもぐり」「頭を守って」「中央に集まる」など</li> <li>安心するような声かけ「大丈夫だよ」「あわてないで」など</li> <li>・ 使用している火気の消火、出口の確保に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物から離れ、広場中央に集まるよう指示する</li> <li>・ 全員いるか確認する</li> </ul>
	児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近くにいる指導員の指示に従い、落ち着いて行動する</li> <li>・ 机の下にもぐり、落下物から身を守る</li> <li>・ 窓や壁際から離れる</li> <li>・ あわてて外にとびださない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導員の指示に従い広場中央に集合</li> <li>・ 次の指示があるまで、その場で静かに待機</li> </ul>

↓ ※揺れが収まったら、そのまま室内にとどまる

安全な場所へ第一次避難	指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童を安全な場所へ誘導する。集団の前後に指導員がつく</li> <li>・ 非常持ち出し用バック、名簿等を持って出る</li> <li>・ 室内に残っている子はいないか声をかけながら確認して、最後に外に出る</li> <li>・ 避難場所に着いた児童から整列させて、すばやく人数を確認する</li> <li>・ 負傷者の有無、程度の確認、応急処置、対応</li> <li>・ 児童の不安の緩和に努める</li> <li>・ 情報収集、関連機関への連絡等</li> </ul>
	児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導員の指示に従い、落ち着いて行動する</li> <li>・ 「お、か、し、も」のルール（※1）を守って動く</li> <li>・ 移動の際はガラスの破片などでケガをしないよう注意する</li> <li>・ 避難場所に着いたら整列する</li> </ul>

状況により…第二次避難 児童預かり、保護者への引渡しなど

### 火災発生時の避難行動

まずは…	指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火事だと周りに伝え、初期消火を試みる</li> <li>・児童を出火場所に近づけない</li> </ul>
	児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火場所に近づかない</li> </ul>



※揺れが収まったら、そのまま室内にとどまる

安全な場所へ第一次避難	指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常ベルを鳴らす（どこにつながっているのか?? 必要なら 119 番通報）</li> <li>・出火場所を伝え、そこには近づかない経路で、安全な場所まで児童を誘導する</li> <li>・窓を閉める（余裕があれば）</li> <li>・非常持ち出し用パック、名簿等を持って出る</li> <li>・室内に残っている子はいないか声をかけながら確認して、最後に外に出る</li> <li>・避難場所に着いた児童から整列させて、すばやく人数を確認する</li> </ul>
	児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員の指示に従い、落ち着いて行動する</li> <li>・出火場所には近づかない</li> <li>・煙を吸い込まないようにハンカチで口をおさえる</li> <li>・「お、か、し、も」のルール（※1）を守って動く</li> <li>・避難場所に着いたら整列する</li> </ul>

さらに広がったら…第二次避難場所へ

※1 「お、か、し、も」のルール  
「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

（注）当局の調査結果による。

### ○役割を明確にした防災訓練のシナリオを作成している施設【民立民営クラブ】

- ・当該施設では、訓練が円滑かつ適切に行われるよう、担当する職員の役割を明確にした防災訓練のシナリオを作成している。

#### \*\*クラブ避難訓練マニュアル

出来事	行動	指導員
1. 地震が来た	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で落ち着かせる。</li> <li>・電気・クーラーの下は出来るだけ避け中央よりに集まる。</li> <li>・最高学年の子に先導をお願いする。</li> </ul>	全員で声かけ 出口を確保 1名 (①〇〇) 入口ドアを開ける。 救急箱を持ち出す。
2. 揺れがおさまる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口に近い子から順番に靴を履かせ外へ出る。</li> <li>・子供をバスケットコートの中心に集める。(高学年の子)</li> <li>・外で遊んでいる子もバスケットコートの中心に集める。</li> <li>・誘導指導員は全員避難誘導後に子供達を男女別 2 列に並ばせる。</li> <li>・2 階に子どもが居る場合は、階段から下へおりて公園へ避難。</li> <li>・点呼をとる。</li> </ul>	先に 1 人が外に出て道路の所で誘導をする。
		1名 (②〇〇)
		室内で子供を待機させながら避難順を決める 1名 (①〇〇)
		子供達を落ち着かせて並ばし人数確認
3. 避難完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市の放送などの情報を待つ。</li> </ul>	1名 (①〇〇)
		1名 (②〇〇)
		室内に子供が居ないかを確認し貴重品を持ち出す 1名 (①〇〇)

（注）1 当局の調査結果による。

2 〇〇には、当該施設の職員名が入る。

○災害発生時にいる場所（屋内・屋外）に分けて避難訓練を実施している施設

【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、地震を想定した避難訓練を、地震発生時に屋内にいる場合と屋外（外遊び中）にいる場合とに分けて、それぞれに実施

避難訓練実施記録

実施月日	令和2年10月30日（金）	実施時間	時 分	天候
実施人員	児 1年生 ○名 ・ 2年生 ○名 ・ 3年生 ○名 童 4年生 ○名 ・ 5年生 ○名 ・ 6年生 ○名	合計	職員	○名 ○名
想定	地震・火災・地震→火災・洪水 震度（ ） 出火場所（ ） 風向き（ ） 不審者 場面（ ）			
避難経路	各クラス→テラス→○○○○			
分担氏名	誘導（○○、○○、○○） 補助（○○、○○、○○） 確認（○○）			
支援員の思慮と注意点	職員間で役割を確認し、スムーズに避難できるようにする。 静かに落ちついて行動できるよう分かりやすく伝える			
実施状況	地震速報を知らせ、机の下にもぐり身を守る。各部屋にて集合、整列し避難路から児童遊園の安全な場所へ移動する。 人数確認をして、避難の仕方等の確認をした			
反省及び課題	前回の時に集合、整列まで訓練したのでスムーズにできたと思う。高学年は、静かに話を聞けない子もあり、話しをしっかりと聞くことが、命を守ることに繋がることがをくり返し伝え、真剣に取り組めるようにしていきたい。			

施設内で地震発生した場合を想定した訓練を実施

施設外（外遊び中）で地震発生した場合を想定した訓練を実施

避難訓練実施記録

実施月日	令和3年1月26、28日（火・木）	実施時間	時 分	天候
実施人員	児 1年生 ○名 ・ 2年生 ○名 ・ 3年生 ○名 童 4年生 ○名 ・ 5年生 ○名 ・ 6年生 ○名	合計	職員	○名 ○名
想定	地震・火災・地震→火災・洪水 震度（ ） 出火場所（ ） 風向き（ ） 不審者 場面（外遊び中）			
避難経路	その場に座って身を守る→安全な場所に集合する			
分担氏名	誘導（○○、○○、○○） 補助（○○、○○、○○） 確認（○○）			
支援員の思慮と注意点	職員間で役割を確認し、スムーズに避難できるようにする。 訓練をすることを知らせずに行うので、不安にならないよう声を。			
実施状況	外遊び中に地震速報を知らせ、その場で頭を守りしゃがむ。その後、児童遊園に中央に集まり、学年ごとに並び、人数確認をする。外遊び中の避難の仕方について確認する。 ※下校時間が違うため、2日間に分けて行う。			
反省及び課題	職員の指示をよく聞いてしっかり行動できたと思う。一般で遊びに来ていた子も一緒に参加して、話を聞くことができて良かったと思う。話をしっかりと聞くことの大切さをくり返し伝えていきたい。			

（注）施設からの提供資料に基づき、当局が作成した。

○年度後半に、予告のない避難訓練を実施している施設【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、年度当初は防災訓練を予告した日時や内容で実施するが、年度後半は防災訓練のスキルが上がっていることから、予告せずに抜き打ちで実施する等の工夫を行っている。

年度後半は、予告なく抜き打ちで訓練を実施する計画を作成

災害・不審者避難訓練年間計画

目標	月	想定	ねらい	方法・内容
[災][不]避難体系を覚える	4	災害一般	命の大切さを知り、災害について考える 防災について興味・関心を持つ。訓練の意義を理解する 地震、火事、不審者で、それぞれ避難の仕方が異なる事を知る	●絵本・紙芝居の読み聞かせや、実際に起こった災害の話などする ●約束事(※1・※2)合言葉(注1)の確認 ●災害発生時の危険について知り、対処の仕方を確認する 災害、不審者、それぞれに対する避難行動は別紙参照
	5	不審者	防犯について興味・関心を持つ 起こりえる犯罪や危険について理解する いっどこで出遇するかかわからない不審者から身を守る方法を知る	●絵本・紙芝居の読み聞かせや、不審者に関する話などする ●不審者が来た時の具体的な避難方法を室内の場合と室外の場合に分けて説明する
	6	地震	地震発生に気づき、指導員の指示に従い地震発生時にとるべき行動をとる 訓練でも真剣に取り組むことの大切さを知らせる	●全員が室内にいる状況で、地震発生を想定して実際に動いてみる ●室外にいる時の避難方法の確認 ●事前指導・事後評価
[災]注意力・判断力を養う [不]指導員の指示を理解し行動する	7	話	マッチや花火からも火災につながる事を知る 雷、台風の怖さ、海、川などでの安全な遊び方を知る	●夏休み中も安全に過ごせるように話をする
	8	災害一般(体験)	災害の模擬体験をし、対処方を学ぶ	●消防機関の協力の下、グラッキー、水消火、煙ハウスなど行う ●消防署職員からの話を聞く ●指導員の動きについても評価してもらう
	9	不審者	指導員の指示を理解し、勝手な行動をとらず、機微に行動する 実際に動いてみて、どんな問題点があるか子ども達と確認する	●全員が室内にいる状況で、逃げるべき対象が動くことを想定して、指導員の指示に従い実際に動いてみる ●事前指導と事後評価 ●庭や公園にいる時の避難方法の確認
	11	火災	火災発生に気づき、指導員の指示に従い安全な場所に避難する 出火場所によって避難経路が違うことを知る 冬期間の火災防止に関心を持つ	●全員が室内にいる状況で、火災発生を想定して避難訓練を行う ●事前指導・事後評価
[災][不]適切な判断をして正しく行動する	1	不審者	日ごろの訓練の成果を知る 指導員の指示をよく聞き、落ち着いて正しい判断で速やかに避難	●予告なし、抜き打ち訓練を行う ●どんな状況にあっても、落ち着いて指導員の指示をしっかりと聞いて行動する
	2	地震からの火災	日ごろの訓練の成果を知る 指導員の指示をよく聞き、落ち着いて正しい判断で速やかに避難	●予告なし、抜き打ち訓練を行う ●どんな状況にあっても、落ち着いて指導員の指示をしっかりと聞いて行動する
	3	総まとめ	これまでの訓練をふり返り、自信を持てるようにする	●子どもと一緒に一年の訓練をふり返る ●足りないと感じるところを補えるような活動を組み込んでよい

(注) 施設からの提供資料に基づき、当局が作成した。

○防災訓練の記録書を作成し、実施内容や反省点、今後に向けた改善点などを整理している施設【**国立民営クラブ**】

防災・防犯訓練記録

実施日	年	月	日	曜日	天候		
実施時間	時	分	～	時	分		
参加指導員	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
子ども	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
参加人数							

実施内容（想定した内容など） 避難経路の確認もかねて、〇〇公園に行く。
子どもの動き 指導員の指示を聞きながら、一緒に避難を行い、途中で避難場所を確認しながら行く。
指導員の動き 避難経路を伝えながら、指定されている避難場所も伝えていく。
避難経路 学童 → 〇〇公園 → 〇〇学校 → 〇〇公園
子どもの感想・意見など 避難場所は〇〇公園と〇〇学校だけだと思っていたので新しく知ることが出来て良かった。実際に行った時にすばやく移動出来るのか不安。
今後の改善内容 場所の確認は出来たので、本番のことを想定して実際に避難するまで何分かかかるか行っていけると良いと思う。
(注) 施設からの提供資料に基づき、当局が作成した。

防災訓練の記録書の中で、「今後の改善内容」を記載する欄を設定

○防災訓練時に保護者への安否伝達訓練を実施している施設【**国立民営クラブ**】

- ・ 当該施設では、避難場所への避難完了後に児童が無事である旨を保護者のスマートフォン（メッセージアプリ）に伝達する訓練を実施

日付	時間	担当	行動内容	確認
22日	13時		地震だ～！！と叫びながら、出入り口の扉を開ける 学童を含め全員机の下に潜り込む。基本頭を机の下にする  しばらくじっとして収まった頃に靴を履き、階段を使って一階へ降り 〇〇の外に出る その際、行動を起こすのは上級生から下級生の順番 一階へ降りる際、救急箱も持って外に出る 外に出たら〇〇隣の〇〇駐車場へ移動する 全員の避難確認ができれば、〇〇公園へ避難（当日の利用者名簿持参）	
			現状を保護者へ連絡（LINE@）する	

(注) 施設からの提供資料に基づき、当局が作成した。

避難完了後に保護者への安否伝達を行う訓練を実施している

図表 2-(2)-イ-②6 年間計画を作成し、様々な内容の防災訓練を実施している施設の例

○事例 1

【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、毎月防災訓練を実施しており、災害の種別ごとの避難訓練のほか、防災に関する講話や意識啓発等を行うなど、訓練内容を工夫して実施

令和 3 年度 避難訓練年間計画

月 日 ( ) ( 開始時刻 )	訓練の主な想定と内容
4月22日(木) ( 15:00 )	火事の恐ろしさを伝え、防災や避難についての意識啓発を行う。
5月13日(木) ( 15:00 )	地震の恐ろしさを伝え、防災や避難についての意識啓発を行う。
6月24日(木) ( 15:00 )	地震に伴う火災発生を想定して、運動場への一時避難訓練を行う。
7月 8日(木) ( 15:00 )	東日本大震災における津波の恐ろしさを話し、防災や避難についての意識啓発を行う。
8月26日(木) ( 9:30 )	大規模地震発生や津波警報発令について話し、地震や津波への心構えについて考えさせる。
9月 9日(木) ( 15:00 )	火災発生時の煙の怖さについて話をし、避難時の姿勢についての理解を深める。
10月14日(木) ( 15:00 )	プレイルームにいる時の地震発生を想定して、部屋の中央に集まるなど初期対応についての訓練を行う。
11月11日(木) ( 15:00 )	調理場で火災発生など、発生場所に応じた避難経路について確認する。
12月 9日(木) ( 15:00 )	外での活動中に、地震が起きた場合の、避難方法について、確認する。
1月13日(木) ( 15:00 )	大規模地震の発生後、余震における避難の方法について意識啓発を行う。
2月10日(木) ( 15:00 )	大規模地震の発生後の浸水に備えて、校舎3階への一時避難訓練を行う。
3月10日(木) ( 15:00 )	自然災害の恐ろしさについての話を聞き、日ごろの備えの大切さを知らせる。

災害種類別の避難訓練のほか、防災教育など、さまざまな内容の防災訓練を実施



○事例 2

【民立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、毎月防災訓練を実施しており、避難訓練のほか、防災に関する講話や防災クイズなどを行うなど、訓練内容を工夫して実施

月	訓練内容	子ども・父母	支援員
4月	防災のクイズ	防災に関するクイズを出し、防災に対する知識を深める	子どもが興味を持てるようにクイズを考え出題する
5月	火災時の避難訓練	火災の際にどうやって避難するか実際に体験する	避難場所への移動時の留意点を子どもに指導する。避難場所まで安全に子どもを避難させる。
6月	伝言ダイヤル	伝言ダイヤルを実際に聴いてみる	災害が発生したと仮定して、伝言を吹き込む
7月	過去の災害の話	過去に起きた災害の話聞き、災害に対する理解を深める	過去におきた災害について調べ、伝わりやすいように子どもに話をする
8月	防災設備の点検	/	・ 火災報知器の点検をする ・ 備蓄の点検をする
9月	下校路の確認	下校の際に災害が起きたらどうするか考える	学校からの下校路の安全確認、災害時の対応について子どもに指導する
10月	防災のクイズ	防災に関するクイズを出し、防災に対する知識を深める	子どもが興味を持てるようにクイズを考え出題する
11月	火災時の避難訓練	火災の際にどうやって避難するか実際に体験する	火災を想定して、子どもを安全に避難させる
12月	伝言ダイヤル	伝言ダイヤルを実際に聴いてみる	災害が発生したと仮定して、伝言を吹き込む
1月	過去の災害の話	過去に起きた災害の話聞き、災害に対する理解を深める	過去におきた災害について調べ、伝わりやすいように子どもに話をする
2月	不審者対策	不審者が実際に入ってきたとき、どのように動くのか体験する	子ども達の安全を確保するためにどのように動くのか体験する
3月	地震時の防災訓練	地震の際にどうやって避難するか体験する	避難場所への移動時の留意点を子どもに指導する。避難場所まで安全に子どもを避難させる。

災害種類別の避難訓練のほか、防災教育など、さまざまな内容の防災訓練を実施

(注) 当局の調査結果による。



ウ 事故・ケガ等発生時に備えた取組状況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(7) 事故・ケガ等発生時の主要な取組</b></p> <p>実地調査した 22 施設では、事故・ケガ等発生時の対応に当たり、特に重要と考えられる①対応手順、②応急処置の方法、③医療機関への受診（救急搬送含む。）、④保護者への連絡・対応の 4 項目が、どのように取り決められているか、事故・ケガ等発生時の対応マニュアルに定められているかについて調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>① 事故・ケガ等発生時の対応手順</p> <p>事故・ケガ等発生時に迅速な対応が行えるよう、対応すべきことを明確にし、対応手順を事前にマニュアルや資料等により取り決めておくことが重要である。</p> <p>実地調査した 22 施設における事故・ケガ等発生時の対応手順の取決め状況をみると、取り決めていない施設が 6 施設みられた。</p> <p>取り決めていない施設では、事故・ケガ等発生時の対応手順として、応急処置の実施、症状の程度による救急搬送要請や医療機関への受診、保護者や関係機関への連絡・報告等の一連の流れがマニュアル等で定められており、これらの施設の中には、次のような取組がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケガ等の症状を、救急搬送要請が必要な場合（重度）、医療機関の診察が必要な場合（中度）、それ以外の場合（軽度）に分け、それぞれの対応手順を整理している。</li> <li>○ 対応手順が視覚的に分かるようフロー図化している。</li> <li>○ 職員がすぐに対応できるよう対応手順を施設内に掲示等している。</li> </ul> <p>なお、マニュアルや資料などで対応手順を取りまとめていない施設からは、これまでの経験や研修で得た知識等により、現場の職員の判断で対応できるため等との理由が挙げられた。</p> <p>② 応急処置の方法</p> <p>事故・ケガ等が発生した場合には、応急処置の初期対応が重要であり、知識と経験がある職員であっても緊急時に慌てないために、事前に具体的な応急処置の方法を対応マニュアルや資料等により決めておき、職員間で共有しておくことが重要である。</p> <p>実地調査した 22 施設における応急処置の方法の整備状況をみると、整備している施設が 15 施設、整備していない施設が 7 施設みられた。</p> <p>整備している施設では、施設独自で資料を作成したり、市から提供</p>	<p></p> <p>図表2-(2)-ウ-①</p> <p>図表2-(2)-ウ-②</p> <p>図表2-(2)-ウ-③</p> <p>図表2-(2)-ウ-④</p>

された研修資料を活用するなど何らかの方法で応急処置の方法を整備しており、これらの施設の中には、「頭を打った」、「火傷をした」、「骨折」、「鼻血」など16種類の状態や症状ごとに応急処置の方法等を簡潔に整理しているものがみられたほか、緊急時に迅速に対処できるよう応急処置の方法を示した資料を職員が目につく場所に掲示しているものがみられた。

また、整備していない施設では、その理由として、救急救命や看護師の資格を持った職員が常勤しており、軽度の症状であれば処置できるとしている。

### ③ 医療機関への受診（救急搬送含む。）

ケガ等の程度や状態は多種多様であり、医療機関への受診の判断基準等を具体的に決めることは難しいが、事故・ケガ等発生時に慌てないためにも、想定し得るケガ等が救急搬送を要するものか、医療機関への受診をどうすべきかなどの判断の目安等を事前に対応マニュアルや資料等により決めておくことが重要である。

実地調査した22施設における医療機関への受診対応の取決め状況を見ると、以下のとおりの状況がみられた。

#### (救急搬送を要する判断)

救急搬送を要する判断の目安等を取り決めている施設は12施設、取り決めていない施設が10施設みられた。

これらの施設では、主に意識障害、呼吸障害、大量の出血、重度の火傷、けいれん・ひきつけ等の症状が出た場合に救急搬送の要請をすることが対応マニュアルや資料により決められており、これらの中には、救急搬送までの対応手順をフロー図化し、危険な症状を確認できるよう工夫しているものがみられた。

また、取り決めていない施設では、対応マニュアルをそもそも作成していない、救急搬送するような事故・ケガ等が発生したことがない等との理由を挙げており、必要に応じて、現場の職員の判断で救急搬送を要請するとしている。

#### (医療機関への受診判断)

医療機関に受診させるか否かの判断基準等を示すことは難しいため、取り決めている施設の対応マニュアルや資料には、保護者に連絡し、保護者か職員のどちらが医療機関に連れていくかなど、どのように対処するか相談することを定めている施設が14施設みられた。

これらの中には、保護者が判断を正確にできるよう、ケガ等の患部の写真を携帯端末に送り、医療機関に受診させるかを相談している施設がみられた。

また、取り決めていない施設では、医療機関に受診させる具体的な

図表2-(2)-ウ-⑤

図表2-(2)-ウ-⑥

図表2-(2)-ウ-⑦

図表2-(2)-ウ-⑧

図表2-(2)-ウ-⑨

<p>判断基準等を取り決めることは難しく、その時々状況に応じて判断していくことになってきた。</p>	
<p>④ 保護者への連絡・対応</p> <p>事故・ケガ等が発生した場合には、保護者等に連絡し、児童の状態や事故原因等について具体的かつ丁寧に説明することが求められ、特に、医療機関への受診が必要なケガ等の場合、発生後速やかに保護者に連絡することが求められることから、事前に保護者への連絡や対応方法を決めておくことが重要である。</p>	
<p>実地調査した 22 施設における保護者への連絡・対応の取決め状況をみると、対応マニュアル等で連絡する時期や方法を取り決めている施設が 18 施設、取り決めていない施設が 4 施設みられた。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑩</p>
<p>取り決めている施設の中には、次のような取組がみられた。</p> <p>○ 保護者に適切なタイミングで連絡できるようケガ等の症状を、救急搬送要請が必要な場合（重度）、医療機関の診察が必要な場合（中度）、それ以外の場合（軽度）に分け、それぞれごとに保護者への連絡するタイミングを整理している。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-② (再掲)</p>
<p>○ 職員の誰もが保護者への報告を確実に伝えるよう、日々作成する業務記録に事故・ケガ欄を設け、保護者への連絡を行ったかのチェックを入れている。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑪</p>
<p>○ ケガをした場合、その患部の写真を撮り、保護者の携帯端末に写真を送るとともに、医療機関への受診の判断を相談している。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑨ (再掲)</p>
<p>○ 事故・ケガ等発生時には、症状や処置内容等を確実に伝えるため、一枚紙の「報告書」を作成し、保護者に手交している。</p> <p>また、取り決めていない施設では、その理由として、職員がその時々状況判断で保護者への連絡・対応を行うなどとしている。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑪ (再掲)</p>
<p><b>(イ) 主要な取組の事故・ケガ等発生時の対応マニュアルへの設定状況</b></p>	
<p>実地調査した 22 施設のうち、事故・ケガ等発生時の対応マニュアルを作成している 15 施設において、前述の「(ア) 事故・ケガ等発生時の主要な取組」で示した 4 項目（①対応手順、②応急処置の方法、③医療機関への受診（救急搬送含む。）、④保護者への連絡・対応）が同マニュアルで定められているかを整理した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p>上記 4 項目別に事故・ケガ等発生時の対応マニュアルで定めている施設数をみると、次のとおり、多くの施設が、①対応手順、③医療機関への受診（救急搬送含む。）、④保護者への連絡・対応の各項目について同マニュアルで定めている施設が多くみられた。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑫</p>
<p>① 対応手順を同マニュアルで定めている : 14 施設</p> <p>② 応急処置の方法を同マニュアルで定めている : 3 施設</p> <p>③ 医療機関への受診（救急搬送含む。）を同マニュアルで定めている</p> <p>・ 救急搬送を要請する判断 : 12 施設</p>	

<p>・ 医療機関への受診 : 11 施設</p> <p>④ 保護者への連絡・対応を同マニュアルで定めている : 15 施設</p> <p>②の項目(応急処置の方法)を同マニュアルで定めていない理由について、施設では、マニュアルには定めず別の資料を作成したり、市から提供された研修資料や市販の書籍を活用し、それらを施設内に備え置いているためとしている。</p> <p>また、上記4項目全てを対応マニュアルで定めている施設は3施設、3項目定めている施設は5施設であり、約半数の施設が、対応マニュアルを作成しているが主要な項目が網羅されて一つにまとまったものとなっていない状況がみられた。</p> <p><b>(ウ) 研修の受講状況</b></p> <p>事故・ケガ等が発生した場合には、応急処置の初期対応が重要であり、職員には迅速かつ適切な対応が求められることから、応急処置の具体的な方法について研修により事前に習得しておく必要がある。</p> <p>特に、心肺停止状態の場合、自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator。以下「AED」という。)の使用方法を、また、アレルギー反応によるアナフィラキシーショック状態(注1)の場合、アドレナリン自己注射薬(以下「エピペン®」という。)(注2)の使用方法を習得しておくことが重要である。また、応急処置を習得している職員が勤務体制などにより不在となる場合があるため、全ての職員が応急処置について習得していることが重要である。</p> <p>(注) 1 アレルギー反応により皮膚症状、消化器症状、呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態のうち、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来すような場合を「アナフィラキシーショック」と言う。</p> <p>2 アナフィラキシーショックを防ぐための補助治療薬。エピペン®は商品名</p> <p>実地調査した22施設において、職員(注)の救急救命(AEDの使用を含む。)やアレルギー対応(エピペン®の使用を含む。)に関する研修の受講状況をみると、救急救命の研修については15施設、アレルギー対策の研修については15施設で、全ての職員が研修を受講していたものの、研修を受講していない職員がいる施設は、救急救命の研修で7施設、アレルギー対策の研修で7施設みられた。</p> <p>なお、救急救命、アレルギー対策共に研修を受講していない職員がいる施設が5施設みられた。</p> <p>(注) 期間限定で勤務する者や短時間アルバイトなど、不定期に勤務する職員を除き、かつ1年以上勤務する職員を対象として調査した。</p> <p>救急救命やアレルギー対策の研修を受講していない職員がいる施設からは、市が救急救命やアレルギー対策の研修を実施していない、市主催の研修はあるものの参加人数に制限があり参加できない職員がいる、開催日程が合わない等との理由が挙げられた。</p>	<p>図表2-(2)-ウ-⑬</p> <p>図表2-(2)-ウ-⑭</p> <p>図表2-(2)-ウ-⑮</p>
---	--

<p>一方、研修を受講させている施設の中には、研修に参加した職員や救急救命等の資格を所持している職員が講師となって内部研修を実施し、全ての職員を対象に知識や技能の習得を目指している施設がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-ウ⑬</p>
--	-------------------

図表 2-(2)-ウ-① 事故・ケガ等発生時の対応手順の取決め状況

区 分	事故・ケガ等発生時の対応手順を取り決めている	事故・ケガ等発生時の対応手順を取り決めていない
施設数 (22 施設中)	16 施設  【内訳】 ○マニュアルの中で取り決めている：14 施設 ○マニュアル以外のもので取り決めている：2 施設 (会則：1 施設、保護者向け資料：1 施設)	6 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-② 事故・ケガ等発生時の対応手順を取り決めている例

○ 事例①【公立公営クラブ】

- ・ 当該施設では、事故・ケガ等による症状の程度を、①救急搬送要請を必要とする場合、②救急搬送の要請の必要はないが医療機関へ受診させる必要がある場合、③軽微なケガの場合に3区分し、それぞれの程度ごとに対応手順を対応マニュアルの中で取り決めている。

○ 対応マニュアルの例

1 大量の出血、吐血、意識不明、重篤な骨折、等の場合

- (1) 可能な限り応急処置を行う。
- (2) ただちに救急要請をする。
- (3) すぐ次に保護者に連絡する。【第一報】
- (4) 本課に連絡する。【〇〇—〇〇〇〇】
- (5) 時系列に沿った記録を取り始める
- (6) 救急車への同乗について
- (7) 搬送後の対応について
- (8) 翌日以降の対応

2 首から上のけが、骨折ねんざ疑、内臓打撲疑、等の場合

- (1) 首から上のけが（頭部、顔面、耳、目、口、歯、首など）の場合は、たとえ軽微なけがであっても「2」の対応をとる。
- (2) ただちに保護者に第一報を入れる。
- (3) 本課に電話で連絡する。【〇〇—〇〇〇〇】
- (4) 引き渡し時の対応
- (5) その後の対応
- (6) 数日後、10日後の連絡を行う。

3 軽微なけが

- (1) 保護者による引き取り時には丁寧に事実を説明する。
- (2) 翌日以降の確認を忘れずに行う。

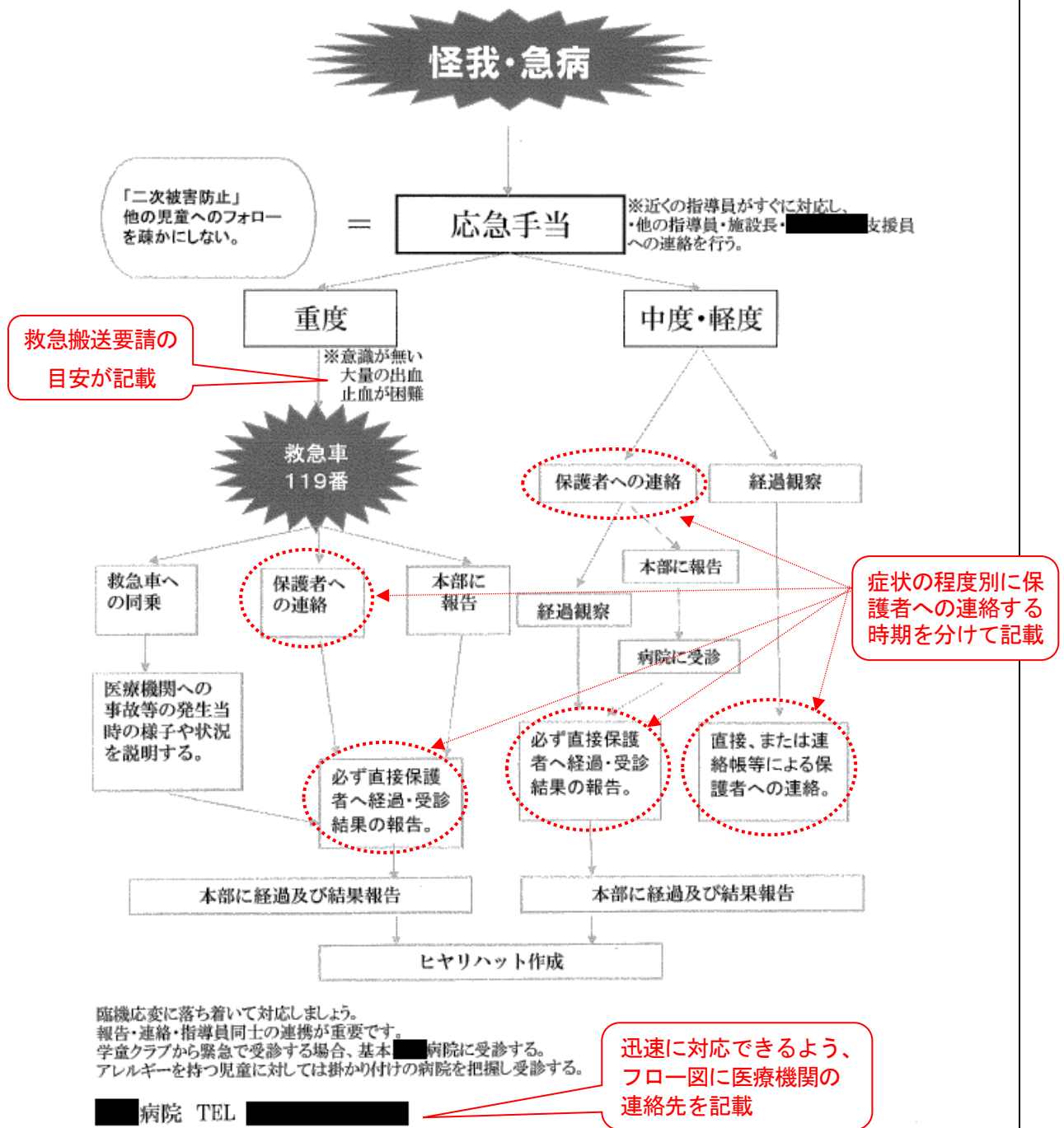
症状の程度別に  
分けて対応手順  
を整理

(注) 1 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

2 【〇〇—〇〇〇〇】には、市担当課の電話番号が記載されている。

○ 事例②【**国立民営クラブ**】

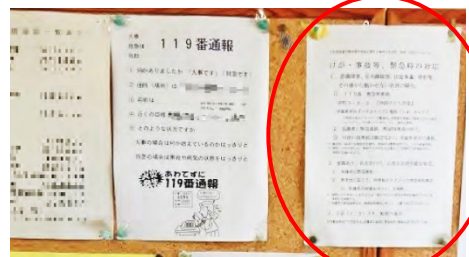
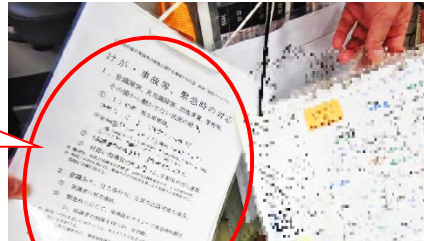
- ・ 手順を図示したもの（フロー図）を作成し、事故・ケガ等発生の混乱時にも、次に行うべきことが一見して分かるよう工夫
- ・ 当該フロー図には、事故・ケガ等による症状の程度を、重度・中度・軽度の3つに区分し、それぞれの症状の程度に応じ、救急搬送要請や保護者への連絡等のタイミングなどを分けて図示されている。
- ・ 当該フロー図は施設内の職員の目に付く場所に掲示されている。



### ○ 事例③【公立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、事故・ケガ等発生時の対応手順を箇条書きで1枚の紙にまとめたものを作成し、緊急時に対応できるよう、職員のすぐ手の届く場所に吊り下げたり、職員の目に付く場所に掲示したりしている。

迅速に対応できるよう、マニュアルを掲示、職員のすぐ手の届く場所に吊り下げ



#### 対応マニュアル

### けが・事故発生等、緊急時の対応

#### 1. 意識障害、見当識障害、出血多量、骨折等、その場から動かさない状況の場合

- ① 安全確保、応急手当、救命措置
- ② 救急車要請（同時に、他の指導員が119番救急通報）
  - ・ 「誰が」「いつ」「どこで」状況を詳しく伝える。
  - ・ 傷病者に施した応急手当を報告し、次に何をしたらよいか、処置事項と注意事項を聞く。
- ③ 保護者に緊急連絡
- ④ 付添い指導員は搬送先から██████に状況報告
  - ・ 病院への付添いは、事故やけがの状況を最もよく把握する指導員が行い、救急隊ならびに医師に状況を正確に伝える。
  - ・ 搬送先、症状と治療状況を██████に報告。
- ⑤ 事務局へ連絡、事務局から██████課へ連絡  
██████課：██████
- ⑥ 事故報告書の提出

症状の程度別に分けて対応手順を整理

#### 2. 意識あり、自力歩行可、正常な会話可能だが、速やかな受診が必要と思われる場合

- ① 応急手当
- ② 保護者に緊急連絡
- ③ かかりつけ医か、近くの医療機関へ搬送  
あらかじめ受診の可否を確認し、原則タクシーにて移動する。
- ④ 事務局へ連絡
- ⑤ 事故報告書の提出

#### 3. 上記（1. 2）より、軽症の場合。

☆██████にて応急手当。保護者へ確実に事後報告（事故状況・処置内容等）。

（注）当局の調査結果による。



図表 2-(2)-ウ-③ 応急処置の方法の整備状況

区 分	応急処置の方法を整備している	応急処置の方法を整備していない
施設数 (22 施設中)	<p style="text-align: right;">15 施設</p> <p><b>【内訳】</b></p> <p>○マニュアルの中で整備している : 3 施設</p> <p>○マニュアル以外のもので整備している : 12 施設 (独自資料を作成 : 2 施設、市から提供された研修資料を 活用 : 8 施設、市販の本を施設内に備え置き活用 : 2 施設)</p>	7 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-④ 対応マニュアルで応急処置の方法を整備している例

○ 事例①【公立民営クラブ】

- ・ 事故・ケガ等対応マニュアルの中に、16 項目のケガの種別に分けそれぞれの応急処置の方法を 1 ページに取りまとめたものを掲載
- ・ このほか、頭を打ったとき、熱中症、溺水事故について、症状の観察ポイントや、保護者に伝えるための自宅で注意すること等を取りまとめている。

応 急 手 当		
状 態	応 急 手 当	備 考
頭を打った	安静にして患部を冷やし様子を診る。首への衝撃があった場合は絶対動かさない。痙攣、意識障害、耳鼻口からの出血があるときは重症なので救急車を要請する。	時間が経ってから症状が悪化することもあるので経過観察が重要
胸を打った	上半身を起こし、安静にする。痛み、呼吸困難がある場合は至急病院で受診する。	
腹を打った	腹部を仰向けにし、ひざを立てる。腹痛が続く場合は病院で受診する（内臓損傷の疑い）	
火傷をした	水道水を出しっぱなしにして 10～20 分冷やす。服の上からお湯をこぼした時は、服の上から冷やす。（脱ぐと皮膚がはがれる）	水圧を強くしない。 弱い水流で冷却する。
擦り傷(擦過傷)	水道水で傷口をあらう。	
切り傷	水道水で洗う。圧迫止血をする。深い傷や大きな傷は水道水で洗った後、きれいなハンカチやガーゼなどで圧迫しながら病院で受診する。	他人の止血をする場合ナイロン袋等を利用し、血液が自分に付着しないよう感染防止に努める。
とげや刺し傷	とげはとげ抜きで抜き、（刺さった時と同じ方向で）水道水で洗う。釘のようなもの、釣り針のような形状のものは無理に抜かず病院で受診。出血が多いときは心臓に近い上部をタオルなどでしばり病院で受診する。	さびた釘は要注意 止血は細い紐厳禁。 壊死防止のため、30分に1回は緩める。
はさんだ傷	冷水やビニール袋に氷を入れて冷やす。痛みが治まらないときは病院で受診する。	
骨 折	痛みがひどい、色や形が変わる、動かせない時は骨折の可能性を疑い、副木で（またはダンボール・新聞紙・雑誌など）固定して病院で受診する。	
捻 挫	患部に冷湿布をして包帯で圧迫固定する。安静にしてみる。痛むようであれば病院で受診する。	
脱 臼	患部を固定、または支えてすみやかに病院で受診する	
突き指	冷湿布などで冷やし、病院で受診する。引っ張ると、ることがあるので注意する。	
虫刺され	毛虫の毛等は粘着テープで取り除く。流水で洗い冷やきむしりに注意。蜂やアブの針があれば抜き、毒を搾冷やす。発疹やショック症状（冷や汗、手足の冷感、白など）が現れたら救急車をよぶ。	
痙攣・ひきつけ	安静にして衣服をゆるめる。顔を横にする。通常 1～2 時間治まるが、長引く時は病院で受診する。（症状の出ている間を確認する）	
目に異物	洗面器の水道水で目をパチパチする、または横向きで流す。それでも取れなければ病院で受診する。	
鼻血	小鼻をしっかりつまみ、10 分以上口呼吸。両目の間（鼻部）を冷やす。	


救急搬送要請の判断の目安が記載

別ページに個別事象ごとの応急処置方法を取りまとめ

**頭を打った時**

次のような様子が 1 つでもあれば、救急車の要請をする

- ① 吐いた
- ② 意識がない
- ③ 手足の動きに異常がある（痙攣・ひきつき等）
- ④ 右と左の瞳孔の大きさが違う
- ⑤ 打ったところの骨に異常がある



被災児を動かさない

特に変わった様子はない

①～⑤のポイントを参考に保護者に伝える

- ☆ いったん帰宅してもらい、自宅で引き続き様子を観察していただくようにする。
- ☆ 脳の中で少しずつ出血している場合は、症状が出るまでに時間がかかるため帰宅後も、嘔吐、痙攣などの様子がないか気を付けていただくようにする。

自宅での注意すること

- ① 頭を打った日は、入浴しないほうがよいでしょう。
- ② 2～3 日は激しい運動は避けましょう。

こんなときは、すぐ病院へ

- しだいに顔色が悪くなり、吐き気が強くなっていく。
- 意識が混濁し、起こそうとしても起きない。（話しかけても反応がない）
- 手足の動きがおかしい（動かない、ピクピク痙攣する）

③ 意識がないのを、眠っているのと間違える場合もあります。寝返りしたり、身体をつつかれて反応したりすれば心配ないでしょう。

④ 頭を打ってから 1 週間は油断ができません。

※児童の様子、状況等を確認し、受診の判断

ケガの種別ごとの応急処置の方法を 1 ページで整理

## ○ 事例②【民立民営クラブ】

- ・ 次のケガの種類ごとに、具体的な応急処置の方法を整理するとともに、病院に連れていくべき症状などを記載
  - ①骨折・捻挫・脱臼
  - ②頭を打った
  - ③歯・口の傷
  - ④鼻血
  - ⑤すり傷・切り傷・刺し傷・かみ傷
  - ⑥けいれん
- ・ 児童の帰宅後の対応として保護者に伝達すべきことなどを付記している。

### 応急処置

#### ② 頭を打った

##### ★応急手当

- ・ 水でぬらしたタオルや保冷剤で、打ったところを充分冷やす。
- ・ 出血があるときは、ガーゼなどで圧迫止血をする。
- ・ しばらく安静にさせる。

##### ★こんなときは病院へ

- ・ 頭痛・吐気・嘔吐・発熱時。
- ・ 手足の動きが悪くなったとき。
- ・ るれつが回らなくなったとき。
- ・ 意識がもうろうとしているとき。
- ・ けいれんが起こったとき。
- ・ 耳や鼻から血液や黄色系の液体が出たとき

##### ★保護者に伝達

- ・ 強く打撲したときは、入浴を控える。
- ・ 打撲後24時間は、充分に子どもの観察をしてもらう。

医療機関受診の  
目安が記載

保護者に伝達すべきこ  
とが記載

#### ③ 歯・口の傷

##### ★歯が欠けたり抜けたとき

- ・ 抜けたり折れた歯は洗わず、牛乳の中に入れておく。  
(なるべく30分以内)

##### ★唇・歯肉の傷

- ・ 出血があるときはうがいをし、ガーゼを当てて止血し冷やす。
- ・ 唇のすり傷や打ち身は、うがいをしたり、保冷剤などで冷やす。

##### ★歯がぐらついているとき

- ・ 歯茎から出血がある時は、止血し冷やす。
- ・ ぐらつきが強い場合は受診をする。
- ・ 後になって歯の色が変色することもあるので、そのときも受診をする。

#### ④ 鼻血

- 必ず座らせて、小鼻のつけねを深くつまむ。(絶対強かせない。)
- 止血しにくいときは、保冷剤などで鼻筋を冷やす。

#### ⑤ すり傷・切り傷・刺し傷・かみ傷

##### ★応急手当

- ・ 傷の手当てをするときには、必ず手を洗うとともに素手で血液に触れないようにする。

### 応急処置

- ・ 傷口が土や泥などで汚れている場合は、水道水などのきれいな水で洗い流す。
- ・ 出血が多い時には、傷口ガーゼなどで圧迫止血する。
- ・ 大きなガラスの破片や刃物などが刺さったときは、抜かず病院へ連れて行く。
- ・ 小さいとげなどが刺さったときは、とげを抜いたあと血液を絞り出し、中の汚れを出す。
- ・ 帯み傷や強くぶつけた傷は水洗いしたあと冷やす。

##### ★こんな傷は病院へ

- ・ 2～3分経っても出血が止まらない傷
- ・ 広い範囲にわたる傷
- ・ 砂や石などの異物が入った傷
- ・ 筋肉や骨・腱が見えるような深い傷
- ・ 家具や壁にぶつけたギザギザの傷
- ・ ガラスや木片などが刺さった傷
- ・ 動物に咬まれた傷
- ・ 傷が軽度でも強くぶつけた場合

#### ⑥ けいれん

##### ★けいれんを起こしたときへ

- ・ けいれんを発見。深呼吸して落ち着く。
- ・ 時計を見てけいれん時間を確認する。
- ・ 他の職員に知らせる。
- ・ けいれんしている子どもの衣服をゆるめ、状態を観察アする。(けいれん時の観察チエック表参照)
- ・ 吐いた場合に軌道をふさがないように、顔を横に向ける。
- ※けいれんを起こしているときに注意すること
- ・ 強く揺さぶる、無理に押さえつける、大声で名前を呼び掛けることはしない。(刺激によってけいれん時間がさらに延長するなどの危険がある)
- ・ 歯の間に割りばしやタオルなどを入れない
- (舌や口の中を傷つけたり、舌を奥に押し込み呼吸困難を起こす危険がある)

##### ★けいれん消失後

- ・ 体温を測る
- ・ 機嫌が良く、意識がしっかりしていれば、静かに休ませて様子を観る。
- ・ 保護者に連絡し、けいれんの状態を詳しく伝える。

##### ★こんなときは救急車を

- ・ けいれんが5分以上続く
- ・ けいれんを繰り返す。
- ・ けいれんがおさまっても意識が戻らない。

救急搬送要請の判断の  
目安が記載

○ 事例③【民立民営クラブ】

- ・ ケガ・病気の症状（頭痛、鼻血、やけど、腹痛、発熱、熱中症、頭部外傷、虫刺され）ごとの具体的な応急処置の方法を整理するとともに、病院に連れて行くべき症状や対応フロー図などを掲載
- ・ このほか、頭痛の原因の判断なども別ページに掲載

**症状ごとに応急処置の方法が整理**

### 頭痛の対応

「頭痛」もさまざまな理由で起こります。ただ、「急な症状＝緊急な症状」が多いので意識状態などに気をつけて対応しましょう。

- 安静にさせる
- 痛みは強いかわたまっていくのか
- 頭痛以外の症状は？

至急病院！

- 突然の激しい頭痛・顔色が悪い
- 嘔吐する
- 意識がおかしい
- 痙攣がおきたとき

静かな部屋で安静に寝かせて全身状態を...  
 空気が汚れていると頭痛がひどくなる...  
 ...ので新鮮な空気を取り入れ...  
 ...子どもが嫌がらなければ...やしてもよい

＜名前を呼んで意識状態の確認!!＞

目を開き意識がはっきりしている  
意識はちゃんとある。とりあえずOK

目は開くが受け答えがあいまい  
軽い意識障害がある

声をかけたり刺激を与えたときだけ目を覚ます  
明らかに意識障害がある

刺激を与えても反応が鈍いかなし  
昏睡状態かそれに近い状態

＜あわてない。痙攣は必ず治まる＞

- 周りのものをとける。他の子どもを遠ざける。
- 口に物はいれない(舌を噛む心配はない)
- 顔を横に向ける
- 何分続いた？
- 2分以上続くなら救急車・保護者へ電話

時間の短い痙攣や痙攣後意識が落ち着いていても早めの受診が必要です。まずは保護者に連絡しましょう。

痙攣後、失禁する場合があります。着替えも準備。

頭痛の原因などを判断する  
フロー図を別ページに掲載

頭痛の原因・フローチャート

外傷ですか？

YES

頭部外傷については後に述べます。  
 遊んでいて頭部を打撲した・転落してしまったなどは迅速が受診を待たず、インフルエンザなども急な頭痛と発熱を伴います。また、副鼻腔炎・中耳炎なども頭痛を伴うことの多い病気です。

NO

↓

熱・くしゃみ・咳などの症状がありますか？

YES

筋緊張性頭痛の可能性がります。視力の異常、あるいはメガネの度数が合っていない場合にも起こることがあります。

NO

↓

首すじや肩のあたりは痛みませんか？

YES

家庭でのゲームやパソコンの使用時間は適当でしょうか？長時間同じ姿勢を続けたり、眼精疲労でも同様のことが起こる場合があります。

NO

↓

めまいや立ちくらみはありますか？

YES

貧血や起立性調節障害の可能性がります。この場合、急な発症というより普段からなんとなく元気がないなどがあるかもしれません。早急な対応は必要ありませんが、急な運動は避けて静かに過ごすなど

NO

↓

病状としてだけでなく、精神的な理由での症状となって現れる場合も少なくありません。繰り返すようであれば家庭の様子を聞いたりすることも必要になってきます。いずれにせよ普段の子どもの様子とよく比べることが大切です。指導員同士で情報を交換するなどして適切な対応を心がけたいものです。

## ○ 事例④【民立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、市が毎年実施している救急処置の研修資料を施設の目に付く場所に備え置き、活用している。
- ・ 令和3年度に実施された救急処置の研修資料では、「頭部打撲、目のケガ、歯・口・顎のケガ、けいれん、熱中症、食物アレルギー」の項目に分け、緊急性の症状の確認方法や救急車を呼ぶ判断、救急搬送要請の必要はない場合の応急手当の方法、保護者に伝える内容（病院に行く場合の診療科）などが記載されている。

### 1. 頭を強くぶつけた（頭部打撲）

#### （1）緊急性のチェック

<ul style="list-style-type: none"><li>●意識・呼吸の確認<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 呼びかけに答えない、いびきをかいている</li><li><input type="checkbox"/> 意識がもうろうとしている</li><li><input type="checkbox"/> 呼吸をしていない</li><li><input type="checkbox"/> 呼吸が1分間に30回以上 or 9回以下</li><li><input type="checkbox"/> けいれんしている</li></ul></li><li>●症状の確認<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> ひどく吐く、吐き気が強い</li><li><input type="checkbox"/> 大出血している</li><li><input type="checkbox"/> 耳や鼻から透明な液体が出ている</li><li><input type="checkbox"/> 目の周囲が青あざになっている（パンダ目）</li><li><input type="checkbox"/> 耳の後ろに出血斑がみられる</li><li><input type="checkbox"/> 失禁（尿や便をもらす）している</li><li><input type="checkbox"/> 瞳孔（ひとみ）の大きさが左右で異なる</li></ul></li></ul>	一つでも当てはまったら…
---	--------------

**救急車要請  
119番へ**

<救急車を待つ間に・・・> 分担して！

- ① **AED**を取りに行く
- ② 負傷者の**安静・保温**（毛布をかける）  
**呼吸がない場合は心臓マッサージ（胸骨圧迫）+ AED装着**
- ③ **記録用紙**に記入する（救急隊員に渡す）
- ④ 保護者へ連絡する

#### （2）救急車を要請するほどではない場合

- ① 負傷者を安静にさせ、30分～1時間は経過観察する。（激しい運動は×）  
受傷部分を氷で冷やす。
- ② 記録用紙に記入しながら、状況を聞くとともに、症状をチェックする。
- ③ 次のような場合は、保護者に連絡し早急に受診してもらおう。
  - ※診療科は**脳神経外科**。診療時間外・休日の場合は**総合病院**へ。
  - ※頭部から出血している場合は、外科も併設している**脳神経外科**へ。
  - ・受傷後に意識が一瞬でもなくなっている場合（脳しんとうなど）
  - ・衝撃の程度が大きい場合（金属バッドが当たった、高いところから転落したなど）



（1）（2）以外の場合でも、必ずその時点で保護者に連絡し、本課に速報を入れる。その場合、「けがの状況」「後から症状が出る場合があること」「頭全体がしめつけられるように痛む・吐くなどの症状が現れたら、すぐに受診すること」を伝えておく。

研修資料を目に付く場所に吊り下げている→



（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-⑤ 救急搬送に係る判断の取決め状況

区 分	救急搬送を要する判断を取り決めている	救急搬送を要する判断を取り決めていない
施設数 (22 施設中)	12 施設	10 施設

(注) 当局の調査結果による。

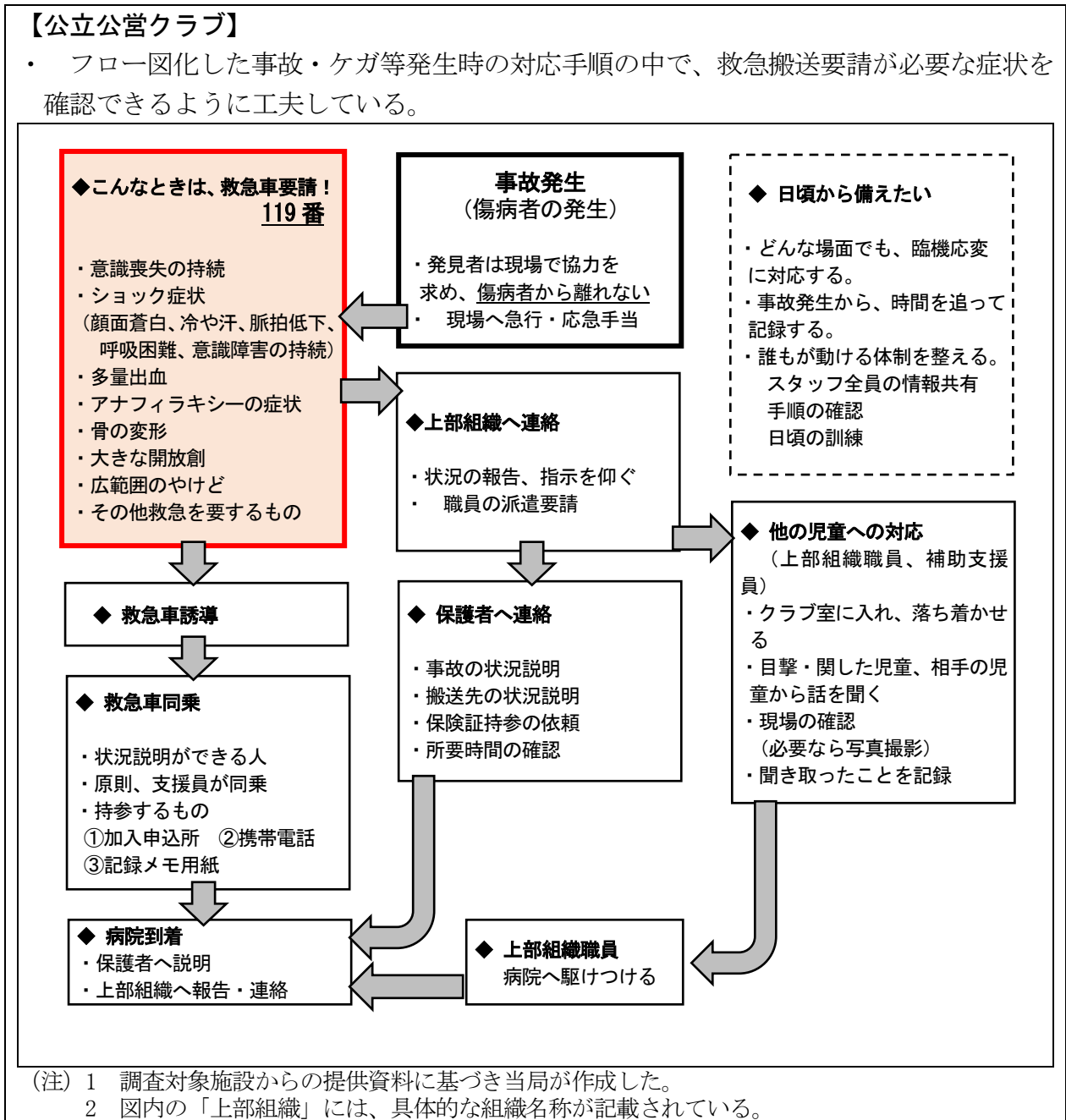
図表 2-(2)-ウ-⑥ 救急搬送を要請する症状の目安の主な例

施設 (設置・運営形態)	救急搬送を要請する症状の目安
A (公立民営)	意識がない、呼吸が停止している、出血が多い、全身やけど、脈が弱い 等
B (公立民営)	心停止、呼吸停止、意識障害、大出血、ひどい熱傷、中毒 等
C (公立公営)	大量の出血、吐血、意識不明・意識障害、重篤な骨折、けいれん、手足の硬直、異物等の誤飲、広範囲のやけど、頭部の打撲、交通事故、水難事故、高所からの転落 等
D (私立民営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識がもうろうとしていたり、うとうとしたりしている</li> <li>・顔色が悪く、ぐったりとしている</li> <li>・けいれん、ひきつけを起こしている</li> <li>・出血が止まらない</li> <li>・吐き気や嘔吐を繰り返している</li> <li>・化学物質を誤飲した</li> <li>・顔面、全身のやけど、やけどの面積が広い、深い</li> </ul>
E (公立民営)	頭を打った場合：嘔吐、意識障害、けいれん・ひきつり、瞳孔の大きさが違う、骨の異常 等 胸を打った場合：呼吸困難 等 腹を打った場合：腹痛が続く場合 等
F (公立民営)	心停止、呼吸停止、大出血、意識障害、ショック、けいれん 等

(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(2)-ウ-⑦ フロー図化した対応手順の中で救急搬送の目安等を示している例



図表 2-(2)-ウ-⑧ 医療機関への受診に関する取決め状況（救急搬送除く。）

区分	医療機関に受診させることについて取り決めている	医療機関に受診させることについて取り決めていない
施設数 (22 施設中)	14 施設  【内訳】 ○保護者に相談の上、必要に応じて職員が医療機関に連れて行くことを取り決めている施設：12 施設 ○保護者に連絡し、原則保護者が医療機関に連れて行くことを取り決めている施設：2 施設	8 施設

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-⑨ ケガ等の患部の写真を保護者の携帯端末に送り、医療機関に受診の有無等を相談している例

<p><b>【民立民営クラブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設では、児童に事故・ケガ等が発生した場合、患部の写真を撮ったものを保護者のスマートフォンに送り状況を伝えるとともに、施設が医療機関に連れて行くか保護者が施設に迎えに来るかなど相談するといった工夫をしている。</li> <li>登録児童の保護者全員がスマートフォンを保有しており、即時に写真を送れるため状況を正確に伝えやすいとの利点がある。</li> </ul>
--

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-⑩ 保護者への連絡に関する取決め状況

区分	保護者に連絡する時期や方法等をマニュアル等で取り決めている	保護者に連絡する時期や方法等をマニュアル等で取り決めていない
施設数 (22 施設中)	18 施設  【内訳】 ○ マニュアルの中で取り決めている : 15 施設 ○ マニュアル以外のもので取り決めている : 3 施設 (保護者向け資料 : 2 施設、会則 : 1 施設)	4 施設

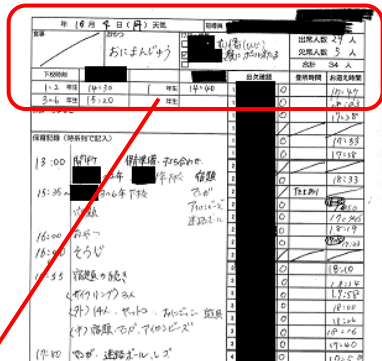
(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-⑪ 保護者への連絡に関する取組例

**事例①【民立民営クラブ】**

- 当該施設では、日々作成する業務記録に「けが・病気」欄を設け、保護者に連絡した際にはチェックをする取組を実施
- 職員が替わっても保護者への報告を確実にできるよう工夫している。

日々作成する業務記録に「けが・病気」欄を設け、保護者に連絡した際にチェック✓を付けるようにし、確実に報告を行う工夫を実施



令和	年	月	日 ( )	天気	指導員		
食事	おやつ			<input checked="" type="checkbox"/> けが・病気 <input checked="" type="checkbox"/> ●● すり傷 (ひじ) <input checked="" type="checkbox"/> ●● 顔にボールが当たる <input type="checkbox"/>	出席人数	人	
						欠席人数	人
						合計	人

●●には児童名が記載



## 事例②【民立民営クラブ】

- ・ 当該施設では、事故・ケガ等発生時には、発症時刻、症状（部位）、処置や経過、対応支援員を記録する「報告書」を作成し、保護者に手交している。
- ・ 当該取組によって、口頭で伝達するよりも詳細に状況や対応経過を報告できるほか、報告漏れを防げるといった効果がある。

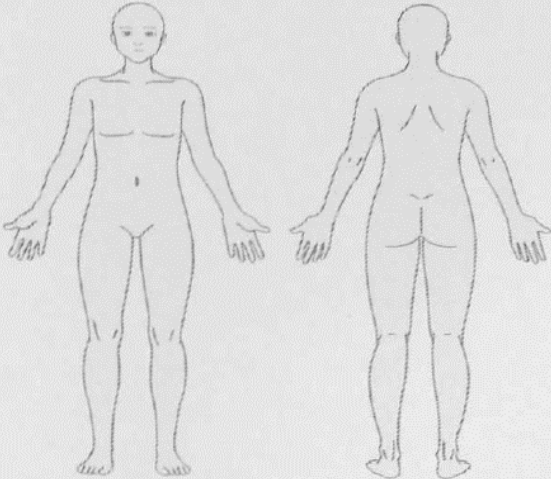
### 報告書

学年 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

**1. 発症、または発見時間**

\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_ ) \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分ごろ

**2. 部位・症状**



痛い

はれている

出血している

すりむいている

動きが悪い

動かない

変形している

感覚が鈍い

感覚がない

しびれる

その他 ( \_\_\_\_\_ )

熱がある

さむけ

のどの痛み

関節の痛み

体のだるさ

咳

鼻水

息苦しさ

頭痛

めまい

ふらつき

嘔吐・嘔気

腹痛

下痢

動悸

発疹

かゆみ

その他 ( \_\_\_\_\_ )

**3. 詳細**

**4. 処置・経過**

水洗い  ばんそうこう  湿布  保冷材  その他 ( \_\_\_\_\_ )

\* 自宅に帰り、症状がひどくなったり、新たな症状が出現したり、気になる点がある場合、医療機関に受診してください。

\* 受診した場合は指導員にお伝えください。

指導員： \_\_\_\_\_

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-⑫ 事故・ケガ等発生時の対応マニュアルにおける項目別設定状況

	施設 (設置・運営形態)	マニュアルの 作成の有無 (実地調査)	項目別の設定状況				
			事故・ケガ 等発生時の 対応手順	応急処置の 方法等	医療機関への受診 (救急搬送含む。)		保護者へ の連絡・ 対応
					救急搬送を要 請する判断	医療機関への 受診	
1	A (公立民営)	○	○	×	○	○	○
2	B (公立民営)	○	×	×	○	○	○
3	C (国立民営)	○	○	■ (独自資料備付)	○	○	○
4	D (国立民営)	○	○	■ (研修資料備付)	○	○	○
5	E (国立民営)	×	—	—	—	—	—
6	F (国立民営)	×	—	—	—	—	—
7	G (公立公営)	○	○	■ (研修資料備付)	○	■ (独自資料備付)	○
8	H (国立民営)	×	—	—	—	—	—
9	I (国立民営)	○	○	×	○	×	○
10	J (国立民営)	○	○	■ (研修資料備付)	○	×	○
11	K (公立民営)	○	○	○	○	○	○
12	L (国立民営)	○	○	×	×	○	○
13	M (国立民営)	○	○	×	×	×	○
14	N (公立民営)	○	○	○	○	○	○
15	O (公立民営)	○	○	○	○	○	○
16	P (公立公営)	○	○	×	○	○	○
17	Q (公立民営)	○	○	■ (市販本備付)	○	○	○
18	R (国立民営)	×	—	—	—	—	—
19	S (国立民営)	×	—	—	—	—	—
20	T (公立公営)	○	○	■ (研修資料備付)	×	○	○
21	U (国立民営)	×	—	—	—	—	—
22	V (国立民営)	×	—	—	—	—	—
合 計		15	14	3	12	11	15

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 ○は、マニュアルに設定している事項  
 3 ■は、マニュアルには設定していないが、別途、取り決められている事項  
 4 網掛けは、マニュアルを作成していない施設を示す。

図表 2-(2)-ウ-⑬ 救急救命 (AED の使用を含む。) に関する研修の受講状況

区分	全ての職員が研修を受講している	研修を受講していない職員がいる
施設数 (22 施設中)	15 施設	7 施設

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 期間限定で勤務する者や短時間アルバイトなど、不定期に勤務する職員を除き、かつ1年以上勤務する職員を対象として調査した。

図表 2-(2)-ウ-⑭ アレルギー対策（エピペン®の使用を含む。）に関する研修の受講状況

区 分	全ての職員が研修を受講している	研修を受講していない職員がいる
施設数 (22 施設中)	15 施設	7 施設

(注) 1 当局の調査結果による。

2 期間限定で勤務する者や短時間アルバイトなど、不定期に勤務する職員を除き、かつ1年以上勤務する職員を対象として調査した。

図表 2-(2)-ウ-⑮ 救急救命やアレルギー対策に関する研修を受講していない職員がいる理由

施設 (設置・運営形態)	種別	研修を受講していない職員がいる理由
A (私立民営) (ほか、4 施設が同理由)	救急救命・ アレルギー対策	市等が救急救命やアレルギー対策に関する研修を開催しているが、近年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催回数や参加可能人数が少なくなっており、比較的入所に間がない職員等が受講していない。
B (私立民営)	救急救命・ アレルギー対策	他の仕事と兼業して勤務している職員がおり、市が開催する研修の日時に都合が合わず、研修を受講していない。
C (私立民営)	救急救命・ アレルギー対策	市がアレルギー対策に関する研修を開催しておらず、職員の誰もが研修を受講していない。
D (公立民営)	救急救命 (注2)	市がアレルギー対策に関する研修を開催していないため、例年は、施設独自に外部団体が一般向けに開催している研修に参加しているが、近年は新型コロナウイルスの感染拡大で研修が開催されず、受講していない。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当該施設にはアレルギー持ちの児童がおり、その対応のため、アレルギー対策に関する施設内研修を実施し、全ての職員がエピペン®の使用知識を得ているとしている。



図表 2-(2)-ウ-⑯ 救急救命やアレルギー対策に関する研修の実施例

**【公立公営クラブ】**

- ・ 当該施設では、救急救命の資格を持った者が講師となり、毎年、施設内の全職員を対象とした研修を実施  
 当該施設の職員は、同研修で、AED 設置場所を改めて確認するほか、実際に AED を使用した研修や、応急手当の方法を学んでいる。当該取組の結果、施設の全職員が AED を使える状態にある。
- ・ 当該施設では、研修実施後に、研修の実施記録を作成している。

**救急対応訓練実施記録**

令和 3 年 ○ 月 ○ 日 (○) 曜日		天気 (○)
実施人数		
時間	午前 10 時 40 分 ~ 午後 11 時 00 分 20 分間	
訓練種別	救急対応記録	
実施目標 ねらい	未然に事故を防ぐことを目的に安全確保に努める。 事故（けが等）が発生したときの応急手当を身につける。	
実施内容	AED の場所や使用方法の確認 応急手当の仕方を学ぶ。	
実施状況 及び 評価反省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に AED を確認しながら、使用方法や対応方法を実演を交えて学んだ。</li> <li>・ 具体的に呼吸や意識確認の仕方、体位の変え方や固定の仕方なども教わることができ、新たに学ぶこともあった。</li> <li>・ いろいろなケースがあるため、その場やその状態に合わせた対処法に不安や難しさを感じるが、具体的な救急対応を定期的に確認できるよう、今後も職員の研修機会を設けて、安全管理意識を高めていきたい。</li> </ul>	
備考		

(注) 調査対象施設からの提供資料に基づき当局が作成した。

(注) 当局の調査結果による。

(3) 市町村の支援状況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>市町村は、児童福祉法第 21 条の 16 により、放課後児童クラブに対して、情報の提供、相談、その他適当な援助をするように努めなければならないとされており、同法第 34 条の 8 の 3 により、条例に定める基準を維持するため、必要と認める事項の報告を求めるほか、職員の立入検査や質問させることができるとされている。</p> <p>また、同法第 10 条第 4 項では、市町村は、当該事務に従事する職員の資質の向上のために必要な措置を講じなければならないとされている。</p> <p>このようなことから、市町村が放課後児童クラブに対し、安全対策についての情報提供及び支援等の方法としては、集合会議、立入検査・巡回指導及び職員への研修などで実施することが考えられる。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象の 6 市が集合会議、立入検査・巡回指導及び職員への研修を行う際に、放課後児童クラブの安全対策に関する事項を、どの程度取り上げて実施されているかについて調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>(集合会議)</b></p> <p>集合会議は、市町村から各放課後児童クラブに対して、運営上の連絡事項や留意事項等を同時に伝達できる情報提供・共有の場として実施されている。</p>	<p>図表 2-(3)-①</p>
<p>調査対象の 6 市のうち 5 市において、集合会議が実施されており、同会議の中で安全対策に関する事項も取り上げられているが、出席者の対象を全ての放課後児童クラブとしているところもあれば、公立の放課後児童クラブのみとしているところもあり、また、定期的に安全対策に関する事項を取り上げているところもあれば、必要が生じた場合のみ取り上げているところもあるなど、市によって、集合会議の実施や安全対策に関する事項の取り上げ方等が区々となっている。</p>	<p>図表 2-(3)-②</p>
<p>今回、実地調査した放課後児童クラブの中には、以下のような意見・要望がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市で集合会議を実施しておらず情報交換の場がないため、そのような場があればよいと思う。(国立民営クラブ)</li> <li>○ 市の集合会議は、助成金等の話が主であるため、安全対策に関する事項も取り扱ってほしい。(国立民営クラブ)</li> <li>○ 市の集合会議は、市から有益な情報提供や留意すべき点が示されるため、実施する意義がある。(国立民営クラブ)</li> </ul>	<p>図表 2-(3)-③</p>

<p><b>(立入検査・巡回指導)</b></p> <p>立入検査・巡回指導は、放課後児童クラブの運営や児童の福祉上問題がないか等を放課後児童クラブに出向き、調査・確認し、助言や改善指導を行っている。</p> <p>調査対象の6市全てにおいて、放課後児童クラブの立入検査・巡回指導が実施されており、その内容は、おおむね助成金等が適正に使用されているか、省令基準及び運営指針に沿った運営が行われているか、といったもので、安全対策に関する取組状況等についてもその一環として確認されている。</p> <p>しかし、今回、実地調査した放課後児童クラブの中には、以下のような意見・要望もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の立入検査は、助成金の確認が主体のため、放課後児童クラブの環境面や安全面の確認が手薄く感じる。安全に関するマニュアルの確認も有無のみで内容までは確認していない。(民立民営クラブ)</li> <li>○ 市の立入検査は、金銭面の話であったため、防災訓練の実施状況やマニュアルの内容を確認し、意見してもらうなど情報交換の場になるとよい。(民立民営クラブ)</li> <li>○ 安全に関するマニュアルの内容や防災訓練の記録を確認し、助言や他の放課後児童クラブの状況などの情報を教えてくれるため、助かっている。(民立民営クラブ)</li> </ul>	<p>図表 2-(3)-④</p> <p>図表 2-(3)-⑤</p>
<p><b>(職員への研修)</b></p> <p>職員への研修は、市町村が放課後健全育成事業者として、又は職員の資質を向上させるための責務として行われている。</p> <p>調査対象の6市全てにおいて、放課後児童クラブの職員を対象に研修が実施されており、多くの市で年1、2回は研修内容に救急対応(応急処置、アレルギー対応、AED、熱中症対策等)に関するテーマを取り上げているが、災害時対策に関するテーマを取り上げているところは見当たらなかった。(注)</p> <p>(注) 令和2、3年は新型コロナウイルス感染拡大のため研修の実施は控えられている。</p> <p>今回、実地調査した放課後児童クラブの中には、以下のような意見・要望もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、防災や救急対応に関する研修を実施していないため、それらの研修を実施してほしい。特に AED の使用等応急処置の研修をしてほしい。(民立民営クラブ)</li> <li>○ 研修は年に1回しか実施されないが、放課後児童クラブは職員の入替わりが激しいため、研修機会を設けてもらいたい。(民立民営クラブ)</li> <li>○ 市では災害時対応の研修を実施していないため、職員の意識付けのために災害対応の研修もあった方がよいのではないか。(民立民営クラブ)</li> </ul>	<p>図表 2-(3)-⑥</p> <p>図表 2-(3)-⑦</p>

図表 2-(3)-① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

- 第 10 条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- 4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 第 21 条の 16 国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。
- 第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命じることができる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-② 調査対象の 6 市における集合会議の実施状況

市名	対象クラブ	会議実施の有無	頻度	内容等（安全に関すること）
名古屋市	公立	○	(トワイトルーム)年2回 (児童館) 月1回	(トワイトルーム) ・市から放課後児童クラブへの留意事項等の伝達、意見交換等 (児童館) ・市から放課後児童クラブへ情報提供・共有等の実施（必要に応じて安全に関する事項の情報提供・共有等）
	私立	○	年1回	・市から放課後児童クラブへの留意事項等や助成金に関することなどの伝達（平成30年度以降、安全に関する事項を取り上げていない。）
豊橋市	公立	○	年3回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項などの伝達（開催時期に応じて安全に関する事項も取り上げている。例として、梅雨期や夏休み前に熱中症等留意すべき事項を説明）
	私立	○	年1回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項などの伝達、助成金や施設運営に関する説明（必要に応じて安全に関する事項も取り上げている。例として、事故報告励行の要請）
岡崎市	公立	○	月1回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項などの伝達、事業者から運営等に関する意見や質問等の受付（時期に応じて安全に関する事項も取り上げている。例として、台風接近時や熱中症の注意喚起など）
	私立	×	—	—
一宮市	公立	○	年3回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項などの伝達（市作成のマニュアル（支援と運営の手引き）を出席者に持参させ、読み合わせによる安全について再確認を行っている。その他梅雨期や夏休み前に熱中症等開催時期に併せて留意すべき事項を説明）
春日井市	公立 私立	×	—	—
豊川市	公立	○	月1回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項、周知・徹底すべき事項などの伝達、質疑応答による事例検討の実施（安全に関する事項も取り上げており、例として、ケガ発生時の対応フローチャートの配布（再周知）、事故報告励行の要請など）
	私立	○	年5回	・市から放課後児童クラブへの連絡事項などの伝達、運営に関する質疑応答や助言を行う。（令和2年度は、安全に関する事項を取り上げていない。）

(注) 当局の調査結果による。



図表 2-(3)-③ 放課後児童クラブにおける集合会議についての意見・要望

- 市で集合会議を実施しておらず情報交換の場がないため、そのような場があればよいと思う。【**国立民営クラブ**】
- 市の集合会議は、助成金等の話が主であるため、安全対策に関する事項も取り扱ってほしい。【**国立民営クラブ**】
- 市の集合会議は、市から有益な情報提供や留意すべき点が示されるため、実施する意義がある。【**国立民営クラブ**】

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-④ 調査対象の6市における立入検査・巡回指導の実施状況

市名	対象クラブ	種類	頻度	内容等 (安全に関すること)
名古屋市	公立	巡回指導	(トワイライトルーム)3年に1回  (児童館) 年1回	・放課後児童クラブに自己点検させた上で、市が出向いて確認(マニュアルの作成・職員への周知状況、防災訓練の実施状況等の確認・指導) ・運営指針に沿った運営が行われているか確認(その一環で確認する程度)
	国立	立入検査	3~4年に1回	・助成金の確認が主。(その一環でマニュアルの作成状況、防災訓練の実施状況、避難場所・経路等の確認・指導)
豊橋市	公立	巡回指導	随時(年数回)	・市の主任指導員2名が出向いて、運営状況や保護者対応などを指導助言(事故報告の現場確認等)
	国立	立入検査	年1回	・助成金の確認が主。(その一環で防災訓練の実施状況、避難経路等の確認・指導)
岡崎市	公立	巡回指導	必要に応じ	・各放課後児童クラブ個別の問題や保護者からの苦情等があった場合に出向いて指導助言
	国立	立入検査	年1回	・運営指針に沿った運営が行われているか確認(マニュアルの作成状況、防災訓練の実施状況等の確認・指導)
一宮市	公立	巡回指導	必要に応じ	・各放課後児童クラブ個別の問題や保護者からの苦情等があった場合に出向いて指導助言
春日井市	公立 国立	立入検査	年10施設選定し5年に1回周期	・運営指針に沿った運営が行われているか確認(マニュアルの作成状況、防災訓練の実施状況、避難経路等の確認・指導)
豊川市	公立	巡回指導	年1回	・放課後児童クラブに自己点検させた上で、市が出向いて確認
	国立	立入検査	年4回	・助成金の確認が主。そのほか児童数、職員の勤務実績、放課後児童クラブの運営状況を確認(その一環で確認する程度)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑤ 放課後児童クラブにおける立入検査・巡回指導についての意見・要望

- 市の立入検査は、助成金の確認が主体のため、放課後児童クラブの環境面や安全面の確認が手薄く感じる。安全に関するマニュアルの確認も有無のみで内容までは確認していない。【**民立民営クラブ、同様の意見がほかに公立民営1件、民立民営1件**】
- 市の立入検査は、金銭面の話であったため、防災訓練の実施状況やマニュアルの内容を確認し、意見してもらうなど情報交換の場になるとよい。【**民立民営クラブ**】
- 安全に関するマニュアルの内容や防災訓練の記録を確認し、助言や他の放課後児童クラブの状況などの情報を教えてくれるため、助かっている。【**民立民営クラブ**】
- 市は、立入検査時に安全に関するマニュアルの作成の有無の確認は行っているが、必要な項目が網羅されているかなど内容の確認は行っていない。当該マニュアルを独力で作成したが不安があるので、立入検査時においては、必要最低限、項目が満たされているかだけでも確認してほしい。【**民立民営クラブ**】

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑥ 調査対象の6市における職員への研修の実施状況

市名	対象者	頻度 (安全に関するもの)	安全に関するテーマの内容等
名古屋市	市内全ての 施設職員 ※研修に より異なる	年8回 (うち1~2回)	・勤務経験等に応じて上級、中級、初級の3クラスに分け、安全に関することをテーマとして毎年カリキュラムを変えて実施しており、3クラスともに令和元年度には、災害リスクマネジメントを取り上げているほか、毎年度、食物アレルギーのテーマを取り上げている。
豊橋市	市内全ての 施設職員	年7回 (うち2~3回)	・病気やケガ、食物アレルギーなど、安全に関するテーマを取り上げており、特にAEDや救急対応の研修では、消防署を会場に消防署員が講師となり実技講習を実施。
岡崎市	市内全ての 施設職員	年2~3回 (年1回)	・令和元年度には消防署員が講師となり、救急対応、AED、心肺蘇生の講習を、平成30年度には保健所職員が講師となり、アレルギーに関する知識の習得とエピペン®実習を実施。
一宮市	市内全ての 施設職員	年6回 (2年に1回)	・令和元年度には①事故対応と事故回避の環境整備や配慮、②児童自身の注意力を養う遊びなどをテーマとして実施、3年度も安全をテーマとした研修予定。
春日井市	市内全ての 施設職員	年1~2回 (うち0回)	・近年は発達障害の児童への対応や児童との接し方等のテーマが中心となっており、安全をテーマとした研修については、平成25年度(エピペン®講習)以降実施していない(平成21年度は応急手当講習)。
豊川市	市内全ての 施設職員	年1回 (うち1回)	・2日間に分けて1日50人ずつで実施。応急救護訓練(AED講習など)、熱中症対策、アレルギー対策(エピペン®講習など)などの実践研修を実施(令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止)。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑦ 放課後児童クラブにおける職員への研修についての意見・要望

- 市は、防災や救急対応に関する研修を実施していないため、それらの研修を実施してほしい。特に AED の使用等応急処置の研修をしてほしい。【**国立民営クラブ、同様の意見がほかに国立民営 1 件**】
- 研修は年に 1 回しか実施されないが、放課後児童クラブは職員の入替わりが激しいため、研修機会を設けてもらいたい。【**国立民営クラブ、同様の意見がほかに国立民営 1 件**】
- 市では災害時対応の研修を実施していないため、職員の意識付けのために災害対応の研修もあった方がよいのではないかと。【**国立民営クラブ**】
- 市が実施している応急手当等の研修は、現場に即した研修をしてもらえるため助かる。また、マニュアルよりも研修で学ぶことが大事である。【**国立民営クラブ**】
- 職員が参加して資質が向上するような有意義な研修（ヒアリハット事例の紹介等）があればいいと思う。【**公立民営クラブ**】

(注) 当局の調査結果による。

(4) 事故報告の状況

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>放課後児童クラブで事故が発生した場合は、省令基準等により、速やかに指導監督権限をもつ市町村及び児童の保護者に連絡を行うこととされている。</p> <p>このうち、死亡事故及び治療を要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号）により、市町村は、放課後児童クラブから報告を求めることとされており、また、報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の放課後児童クラブへ情報提供することとされている。</p> <p>なお、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成26年11月28日）」において、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきとされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象の6市において、事故報告の状況及び他の放課後児童クラブへの事故に関する情報提供・共有の状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>（事故報告の状況）</b></p>	<p>図表2-(4)-①</p>
<p>調査対象の6市において、重大事故として報告された件数は、令和2年度で29件（名古屋市13件、豊橋市7件、岡崎市0件、一宮市5件、春日井市4件、豊川市0件）あり、主なケガの内容は骨折等となっている。</p>	<p>図表2-(4)-②</p>
<p>報告が必要な事故の対象範囲は、上記の「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」により、重大事故のみとなっており、重大事故以外の事故の報告は、必ずしも求められていないが、調査対象の6市では、①公立クラブにおいては設置者として、ケガの治療費について傷害保険の適用の手続を行う必要があるため、②保護者から、ケガに対する問い合わせや苦情等への対応とするため、③ケガの内容によっては、他の放課後児童クラブにも情報共有して再発防止を図りたいためなどを理由に、全ての市において打撲、捻挫、擦り傷等の重大事故以外の事故についても報告を求めている。</p>	<p>図表2-(4)-③ 図表2-(4)-④</p>

**(他の放課後児童クラブへの事故に関する情報提供・共有の状況)**

放課後児童クラブで起きた事故は、同様な事故が繰り返し起きたり、他の放課後児童クラブでも起きる可能性があるため、実際に起きた事故を分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて市町村内の他の放課後児童クラブとも共有し、予防策にいかすことが重要である。

調査対象の6市では、上記(「事故報告の状況」にある理由)のとおり、他の放課後児童クラブにも情報共有して事故の再発防止を図りたいため、重大事故以外の事故の報告を求めているが、報告を受けた事故について集計や事例分析等を行い、他の放課後児童クラブに対して情報提供・共有を行っている市(3市)がみられた一方、情報提供・共有等を行っていない市(3市)がみられた。

他の放課後児童クラブに対して情報提供・共有を行っている市の中には、事故・ケガの件数を月別、学年別、事故の発生場所別、ケガ等の種類別に集計・分析し、例えば外遊び中の事故が大半を占めるため外遊び中の見守りに注意するようコメントするなど注意喚起しているものがみられた。

情報提供・共有等を行っていない市では、行わなかった理由について、どこの放課後児童クラブにおいても通常起こり得るような外遊び中の転倒・打撲や児童同士のけんかなどによる事故・ケガであることから、再発防止策として他の放課後児童クラブに提供・共有すべき情報ではなかったためとしているが、上記のとおり通常起こり得る事故・ケガだからこそ集計・分析の上注意喚起しているところもあり、また、放課後児童クラブからは、「他の放課後児童クラブで、どのような事故が起き、どのような対応をとったのかを知ることは大変参考になるため、各クラブに報告させている事故報告の内容や分析結果等をフィードバックしてほしい。」といった意見も聴かれた。

図表 2-(4)-⑤

## 図表 2-(4)-① 事故報告に関する規定等

○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）

第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

○ 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）（抜粋）（抜粋）

第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 2. 衛生管理及び安全対策

○ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

○ 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号）（抜粋）

#### 特定教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。また、今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 123 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。

特定教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び今般の児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、平成 29 年 11 月 10 日より下記の取扱いと整理したので、御了知の上、管内市町村及び施設・事業者に対する周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発 0327 第 1 号）、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児職発 0327 第 1 号）及び「子育て短期支援事業における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児福発 0327 第 2 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

#### 記

##### 1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を

行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）及び認可外保育施設については、改正省令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

## 2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・特定教育・保育施設
- ・幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- ・特定地域型保育事業
- ・延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業
- ・認可外保育施設

## 3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事故が生じた時点で報告すること。）

## 4. ～7.

（略）

## 8. 公表等

都道府県・市町村は、報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。併せて、再発防止策についての好事例は内閣府、文部科学省又は厚生労働省へそれぞれ情報提供すること。なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

（別紙）

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成26年11月28日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るといった観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(4)-② 調査対象の 6 市における重大事故の報告状況

(単位：件)

市名	年度			報告のあった主な 事故・ケガの内容
	平成 30	令和元	2	
名古屋市	12	12	13	骨折
豊橋市	6	6	7	骨折等
岡崎市	0	0	0	
一宮市	7	8	5	骨折
春日井市	7	1	4	骨折
豊川市	0	0	0	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(4)-③ 調査対象の 6 市における重大事故以外の報告状況

(単位：件)

市名	報告対象施設	年度			報告対象となるケガ (主なケガの内容)
		平成 30	令和元	2	
名古屋市	公立、私立	重大事故以外の件数については、放課後児童クラブのみの集計をしていない。(注 2)			全てのケガ (打撲、切り傷、捻挫等)
豊橋市	公立	108	169	258	首から上のケガ、医療機関で受診したケガ (捻挫、打撲、擦り傷等)
岡崎市	公立	24	32	30	全てのケガ (手や足の指の骨折・打撲、捻挫等)
一宮市	公立(注 3)	52	50	40	全てのケガ (打撲、擦り傷等)
春日井市	公立、私立	35	46	26	医療機関への受診を必要とするケガ等 (打撲、捻挫等)
豊川市	公立	9	5	9	医療機関への受診を必要とするケガ等 (打撲、捻挫等)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 名古屋市では、重大事故以外の件数を集計しているが、トリイイトスクール (放課後子供教室) の件数も含まれているため、放課後児童クラブのみの件数は集計されていない。

3 一宮市は、市内に公立クラブしか所在していないものである。



図表 2-(4)-④ 調査対象の 6 市において重大事故以外の事故を報告させている理由

市名	重大事故以外の事故を報告させている理由
名古屋市	・再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため
豊橋市	・再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため
岡崎市	・公立の放課後児童クラブでのケガの治療費について傷害保険の適用の手続を行う必要があるため ・事故・ケガ等の内容によっては、再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため
一宮市	・放課後児童クラブでのケガの治療費について傷害保険の適用の手続を行う必要があるため ・事故・ケガ等の内容によっては、再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため
春日井市	・保護者からの問い合わせや苦情等に対応するため ・事故・ケガ等の内容によっては、再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため
豊川市	・保護者からの問い合わせや苦情等に対応するため ・事故・ケガ等の内容によっては、再発防止策として他の放課後児童クラブにも情報共有を図りたいため

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(4)-⑤ 他の放課後児童クラブへ情報提供・共有している例

市名	情報提供・共有の実施状況
名古屋市	○公立の放課後児童クラブ（トワイライトルーム）に対して、毎年度初旬に、集合会議等において、前年度に全ての放課後児童クラブから報告された事故の集計結果やその結果から得られた事故の傾向等の資料を配布し、説明、周知するなどの情報提供・共有、注意喚起を行っている。 ○当該資料には、事故の種類別、性別、学年別、月別、曜日別、場所別、受傷部位別、受傷状態別に事故件数を集計し、その結果から、以下の例のような注意喚起したものが記載されている。 ・室内でのケガの 25%強は「すべる」「つまづく」「バランスを崩す」ことによるケガとなっていることから、児童の安全行動の意識を高める指導、タイルカーペットのさらなる活用、上靴使用に留意
豊橋市	○公立の放課後児童クラブに対して、毎年度初旬に、集合会議等において、前年度に公立の放課後児童クラブから報告された事故の集計結果やその結果から得られた事故の傾向及び注意事項等の資料を配付し、説明、周知するなどの情報提供・共有、注意喚起を行っている。 ○当該資料には、月別、月別の前年度比較、学年別、事故の発生場所別、ケガ等の種類別に事故件数を集計し、その結果から、以下の例のような注意喚起したものが記載されている。 ・運動場や遊具での外遊び中の事故が 7 割近く占め、外遊び中の見守りに注意したい。 ・遊具の使い方のルールや注意事項は児童への事前確認を徹底するようにしたい。
一宮市	○全ての放課後児童クラブに対して、毎年 6 月頃に、前年度に放課後児童クラブから報告された事故の集計結果の資料を配布し、周知するなどの情報提供・共有、注意喚起を行っている。 ○当該資料には、月別、性別、学年別、事故の発生場所別、事故の場面・状態別、ケガの部位別、ケガの症状別、治療期間別の件数を集計したものが記載されている。 なお、ケガの内容は、どこの放課後児童クラブにおいても通常起こり得るような外遊び中の転倒・打撲や児童同士の喧嘩などによるものである。

(注) 当局の調査結果による。

(5) 放課後児童クラブからの意見・要望

調 査 結 果 等	説明図表番号
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象とした放課後児童クラブ 93 施設に対する書面調査及び 22 施設に対する実地調査により、放課後児童クラブにおける安全対策を中心に、そのほか事業を運営するに当たっての意見・要望について広く聴取等を行った。</p> <p>これらの放課後児童クラブにおける主な意見・要望は、図表 2-(5)-① のとおりであり、放課後児童クラブにおける安全対策として区分した「1. マニュアルの作成について」から「5. 事故報告について」までは、既に本結果報告書の随所で引用したところであるが、そのほかに引用しなかった意見・要望の中にも、参考となるものがみられることから、整理取りまとめを行った。</p> <p>そのほかの意見・要望は、大きく次のような区分に分類し、主なものを以下のとおり整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設・環境面の整備について 新たな施設用地の取得や現状の施設の設備・環境面の整備について不安があり、行政から何らかの支援等を望むもの</li><li>○ 補助金・助成金について 予算面で補助金・助成金の支給を求めるもの 各種補助金・助成金の申請方法が不明のため、説明を望むもの</li><li>○ 職員・人員体制について 放課後児童支援員等の職員の確保が困難なため支援を求めるもの 現場として、最低基準の 2 人体制では十分な保育ができず不安があるといったもの</li><li>○ 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）について 狭い施設空間の中でどのようにコロナ対策を実施したらよいか苦慮しているもの</li><li>○ その他 放課後児童クラブへの認知度が低く、いかに大事な施設であるかについて理解を求めるもの</li></ul>	図表 2-(5)-①

図表 2-(5)-① 各放課後児童クラブにおける主な意見・要望

区分	意見・要望
1. マニュアルの作成について	<p>運営している施設により部屋や建物の構造は違うと思うが、共通の避難マニュアルを作ってほしい。【公立民営クラブ】</p>
	<p>父母会の運営者は年々入れ替わり、そのタイミングで運営方法等が変化するため、運営に対するマニュアルがほしい。【民立民営クラブ】</p>
	<p>マニュアルの作成に必要な情報やノウハウが乏しいため、ホームページ等の情報を収集して独力でマニュアルを作成したが、それが100点のものか50点のものか分からず不安である。行政が標準マニュアルなどを作成し、配布してもらえれば、最低限必要な事項について、マニュアルに盛り込んで対応することができると思う。【民立民営クラブ】</p>
	<p>市からマニュアルなどの提供があるため、非常に助かっている。【公立公営クラブ】</p>
	<p>保護者会が運営しているような施設に自力でマニュアルを作れといわれても難しいため、市から事故等緊急時対応マニュアル（公立施設向けのマニュアル）を提供してもらえて、非常にありがたかった。【民立民営クラブ】</p>
	<p>マニュアル作成に当たっては、基本となる指針等はなく、行政からのノウハウ等の提供もないことから、インターネットの情報などを参考にしたが、実際のところ、マニュアルに何をどこまで盛り込んだらよいか分からない。そのマニュアルの内容で本当に対応できるのか不安な面があるため、行政からマニュアルに最低限必要な項目や標準的なマニュアルの作成例などを提示してもらえるとありがたい。【民立民営クラブ】</p>
	<p>保護者会が運営する放課後児童クラブは、自力でマニュアルを作成することが非常に難しく、作成しても専門家ではないので正しいかも分からない。【民立民営クラブ】</p>
	<p>市からはマニュアルを作成するよう指導はされているが、作成に当たっての支援や情報提供等はないため、当施設のように保護者会などで小規模な組織で運営しているところではいまだに作成することができずに苦慮している。【民立民営クラブ】</p>
	<p>消防計画等は、行政からフォーマットが示され、当施設の情報をを入力すれば作成されるようになっており、安全対策のマニュアルにおいても、同様な方法で提供してもらえるとありがたい。【民立民営クラブ】</p>
	<p>放課後児童クラブは、制度的に取り組みされるようになった歴史が浅く市町村やその施設ごとに、これまで取り組んできた経緯や取組も異なっており、運営の方法も多種多様である。そのため、制度やルールも後発的に定められてきており、いまだにルール化されていなくても多く存在し、制度が発展途上にあると感じる。特に、防災や事故・ケガ等のマニュアルなどは、作成の必要性は認識しているが、何をどうしたらよいか分からないこともあり、最低限盛り込むべき事項など統一的な指針が必要である。【公立公営クラブ】</p>
<p>民立クラブはマニュアル等を自分達で作らなければいけないという意識</p>	

	<p>があり、市町村に対して提供してくださいと言ってはいけない雰囲気がある。しかし、作成や更新するにはパワーが必要であり、作成に必要な情報も少なく、情報があつたとしても教えてもらわなければ情報が更新されたことさえも知らずアップデートをすることができない。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
2. 防災訓練について	<p>避難訓練について、他の放課後児童クラブの取組の有効な実施事例がほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
3. 市町村の 集合会議、 立入検査・ 巡回指導に ついて	<p>市は、立入検査時に安全に関するマニュアルの作成の有無の確認は行っているが、必要な項目が網羅されているかなど内容の確認は行っていない。当該マニュアルを独力で作成したが不安があるので、立入検査時においては、必要最低限、項目が満たされているかだけでも確認してほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>立入検査は、マニュアルの作成有無の確認のみならず、内容についても確認してもらい、不十分な事項については積極的に指導してほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>安全に関するマニュアルの内容や防災訓練の記録を確認し、助言や他の放課後児童クラブの状況などの情報を教えてくれるため、助かっている。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市から年1回の立入検査を受けているが、業務日誌を確認するなど財政面以外にも運営面をしっかりとチェックしてもらっていると感じている。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の立入検査は、仕様書どおりの運営が行われているかという内容と書類の有無を確認するのみのため、保育の内容をみて、改善点などを教えてもらう質の向上の機会にしてほしい。【<b>公立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の立入検査は、金銭面の話であったため、防災訓練の実施状況やマニュアルの内容を確認し、意見してもらうなど情報交換の場になるとよい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の立入検査は、助成金の確認が主体のため、放課後児童クラブの環境面や安全面の確認が手薄く感じる。安全に関するマニュアルの確認も有無のみで内容までは確認していない。【<b>公立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の集団指導では、助成金の申請等に関する内容について多くの時間が費やされるため、安全や運営についての内容も取り扱ってほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市で集合会議をしておらず情報交換の場がないため、そのような場があればよいと思う。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の集合会議は、助成金等の話が主であり、安全対策に関する事項も取り扱ってほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の集合会議は、市から有益な情報提供や留意すべき点が示されるため、実施する意義がある。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
	<p>市の指導において、安全対策に関する事項について、施設が気づかないことなどを積極的に指摘、指導してもらった方がよい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p>
<p>困った時は、市に相談をすればすぐに対応してくれるので安心感がある。</p>	

	市の訪問指導は、困った時には助言や、すぐに対応が困難なことで市に持ち帰って対応してくれるため、ありがたい仕組みである。 <b>【公立公営クラブ】</b>
4. 研修について	知識を更新するためにも、毎年最新の情報を扱った研修を開催してほしい。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	保護者が運営している児童クラブは、少人数の職員で運営し職員の入れ替わりも多く、運営のノウハウや必要な情報も乏しいため、研修の機会は多いほどありがたい。特に、受講可能な研修があれば、可能な限り情報を提供してほしい。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	市が実施している応急手当等の研修は、現場に即した研修をしてもらえるため助かる。また、マニュアルよりも研修で学ぶことが大事である。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	市では災害時対応の研修を実施していないため、職員の意識付けのために災害対応の研修もあった方がよいのではないかと。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	市が実施する研修は、毎年定期的実施されており、職員が順番に受講できている。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	市が実施する研修は、知識の更新ができ、資料の提供もありがたい。また、市から研修等の要望を聞いてもらえるため、助かっている。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	研修は年に1回しか実施されないが、放課後児童クラブは職員の入れ替わりが激しいため、研修機会を設けてもらいたい。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	通常の業務があるため研修の時間を捻出することに苦労している。そのため、行政で集まらなくてよいオンライン研修や研修動画の作成などをしてもらえると助かる。 <b>【公立民営クラブ】</b>
	市は、防災や救急対応に関する研修を実施していないため、それらの研修を実施してほしい。特に AED の使用等応急処置の研修をしてほしい。 <b>【公立民営クラブ】</b>
	職員が参加して資質が向上するような有意義な研修（ヒアリハット事例の紹介等）があればいいと思う。 <b>【公立民営クラブ】</b>
5. 事故報告について	他の放課後児童クラブで、どのような事故が起き、どのような対応をとったのかを知ることは大変参考になるため、各クラブに報告させている事故報告の内容や分析結果等をフィードバックしてほしい。 <b>【国立民営クラブ】</b>
6. 施設・環境面の整備について	行政から定員を超える受入れを要請されることがあるが、児童の居住空間や遊びの空間が狭くて、苦労している。学童期にふさわしく、体いっぱい動かし遊びをさせたい。 <b>【公立民営クラブ】</b>
	借地で運営しており1年ごとの契約のため、契約がいつ打ち切られるか不安。 <b>【国立民営クラブ】</b>
	民営クラブは、自分達で土地や建物を確保しなければならないが、住民の協力や理解を得ることが難しく、多くの民営クラブで土地や建物を探すことに苦労している。市の方から候補地の紹介や契約の手助けがあると助かる。 <b>【国立民営クラブ】</b>

	<p>コロナやインフルエンザ等の感染症が疑われる児童の療養のために、既存の静養室にカーテンで仕切っただけのスペースではなく、完全に隔離できる静養室を設ける必要がある。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>衛生面等における基準を定めていただけると助かる。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>施設にAEDが設置されていないことに不安がある。<b>【民立民営クラブ】</b></p>
7. 補助金・助成金について	<p>保育園のように正規職員が複数いる環境が必要だと感じているが、職員が足りていない状況にある。職員を確保するためにも安定した収入の保障が必要だと感じている。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>運営委員会が運営している民営クラブでは、業務量と職員の収入のバランスがとれておらず、職員の給料の基準が必要だと思う。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>災害時の備蓄品は、最低3日分が必要と言われているが、現在この費用に係る助成がない。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>新しく父母会員になった方々の理解のためにも各種助成金の申請方法などの説明会を開催してほしい。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>AEDを購入するための費用負担を補助してほしい。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>民営クラブは、職員が自主的に参加するような研修についても施設の運営費等から費用負担しているが、公立クラブは、職員が自主的に参加の研修については費用負担されないと聞いており、そのような環境整備が整っていないと感じる。<b>【民立民営クラブ】</b></p>
8. 職員・人員体制について	<p>通常は、放課後からの数時間の保育を想定した人員を確保しているが、長期休暇は、朝から人員が必要となるため、人員確保に苦労している。行政が季節限定のボランティア募集や人員確保をしてもらえると助かる。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>支援員2人体制では児童に目が行き届かないときがあるため、体制を強化してほしい。<b>【公立公営クラブ】</b> ※省令基準では、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするとされている。</p> <p>長期休業日は多くの人員が必要となるが、長時間安定して働ける人員の確保が難しい。放課後児童クラブの支援員という職種があることを若い世代にさらに周知していくことが必要である。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>職員の待遇向上をしてほしい。<b>【公立民営クラブ】</b></p> <p>指導員の確保については助成金が交付されるものの、父母会の負担が大きいため行政が担ってくれるとありがたい。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>運営資金は助成金と利用者の負担金で成り立っているが、利用者の負担金収入は、入所児童数により変動するため運営資金が安定しない現状がある。運営資金が不安定である反面、現在の職員の雇用を維持させるため、新たに職員を拡充させることができない。<b>【民立民営クラブ】</b></p>
9. 新型コロナウイルス感染症について	<p>コロナにより市町村の研修が開催されていないため、対面方式に限らず研修を開催してほしい。学ぶ機会が奪われることは、良くないと思う。<b>【民立民営クラブ】</b></p> <p>施設内は、密になりやすく、クラスターが発生しやすい状況にある。どの</p>

	<p>ような対応をすればよいか分からないため、コロナ禍における保育の在り方のマニュアルがほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>コロナ禍における運営について、厚生部門と労働部門から異なる方針を指示されたことがあり、極めて難しい状況と判断を迫られた。所管が同じ厚生労働省の指示ならば統一性をもって指示をしてほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>コロナ関係の助成金等の申請手続が複雑なため分かりにくい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>コロナ禍において、活動範囲の広い児童にとって1人当たり1.65㎡という基準は狭すぎて対応に非常に苦慮しているため、何らかの対策をしてほしい。【<b>公立民営クラブ</b>】</p> <p>コロナ禍では2mの間隔をとらなければならなくなったが、現状の施設のスペースでは狭いと感じており拡充を要望したい。【<b>公立民営クラブ</b>】</p>
10. その他	<p>放課後児童クラブのほか、保育所や障害者施設も運営しているが、他の福祉施設に比べて放課後児童クラブへの安全対策等の情報提供は圧倒的に少ないため、他の福祉施設の情報やノウハウを参考にすることがある。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>利用者が多様化し、ニーズが変化してきている中で、行政の民営クラブに対する理解度の低さを感じる。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>国の「学童保育」に対する認知度が低いように感じる。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>民立クラブの運営が難しい中、公立クラブの利用料金は民立クラブに比べ低く設定されているため、平準化してほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>現場の声をもっと聞いてほしい。また、放課後児童クラブがいかに大事な場所であるかについて、行政に理解してもらいたい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>行政は助成金の交付だけではなく、指導員の雇用、育成、管理・監督等運営の一部でも負担し、父母の負担を軽減してほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>「子どもの育つ環境は良かったが金銭的に難しい。」「子どもが行きたいと言ったが、高いからダメと伝えた。」など利用料金が理由で断念した声が聴かれる。利用に際し料金が大きく影響しているため、民立クラブを選択してもらえないなど公平性を欠いている。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>市町村から委託された運営主体は、安全対策について、市町村と運営主体が密になり対応していくことが最も重要である。【<b>公立民営クラブ</b>】</p> <p>放課後児童クラブは、保育所や障害者施設など他の福祉施設に比べ安全対策等についての情報提供が圧倒的に少ない。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>不審者情報は、行政から多く提供されるが、提供するタイミングが遅く有効な情報ではなくなっている。タイムリーな情報提供を心がけてほしい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>防災備蓄品は、食料や飲料水、トイレ等、1人当たりの必要量の目安や必要なもの、必要な量が整理された基準があるとよい。【<b>国立民営クラブ</b>】</p> <p>安全対策について相談できる窓口があるとうれしい。【<b>公立公営クラブ</b>】</p>

(注) 当局の調査結果による。

### 3 まとめ

今後の放課後児童健全育成事業の実施に当たって、安全に関する質の向上を図るため、本調査の結果（項目2「放課後児童クラブにおける安全対策の状況」）を踏まえ、関係機関及び関係事業者等に参考となり得る事項について、次のとおり整理した。

本調査では、施設の安全対策に役立てていただけるよう、施設において参考となる様々な取組事例を紹介している。

#### （マニュアルの作成状況）

- 放課後児童クラブは、運営指針により、災害や事故・ケガ等の発生時の対応に関するマニュアルを作成することが定められている。

当局が、災害時対策マニュアル及び事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況を実地調査したところ、実地調査の対象を選定するために実施した書面調査で、マニュアルを「作成している」と回答している施設の四分の一の施設が、マニュアルを作成していなかったり、マニュアルとしての役割が果たされていない資料等をマニュアルと認識している状況がみられた。

一方、調査対象の市は、いずれも、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の実施状況」の調査などの機会に、各施設におけるマニュアルの作成の有無を書面や聴き取り等により把握しているが、立入検査・巡回指導時等において、施設が作成しているマニュアルの内容を詳細に確認し、その内容に対する助言や指導をすることまではしていない。このため、当局の調査結果と同様に、市町村がマニュアルを作成していると認識している施設の中には、実際はマニュアルが作成されていない施設があることが想定される。

施設においてマニュアルの作成が推進されるために、各施設のマニュアルの作成状況を正確に把握し支援することも一つの方策であると考える。

- また、マニュアルの設置形態別の作成状況を確認したところ、公立の施設に比べ民立の施設の作成が低調な状況がみられた。国等からマニュアルの作成指針等は示されていないことから、マニュアルの作成に係るよりどころ等について確認したところ、公立の施設は、市や運営委託されている事業者が作成したマニュアルを使用している施設が多く、民立の施設は、他施設やインターネットなどの情報を入手して独力で作成している施設が多くみられた。

さらに、マニュアルを作成していない民立の施設の中には、「マニュアルを独力で作成する情報や体制がない」、「マニュアル自体がどのような内容を必要とするのか分からなかった」との意見や、マニュアルを作成している施設からも、「独力で作成しているため、マニュアルの内容が正しいものなのか不安な面がある」等の意見があった。

災害や事故・ケガ等の発生時の対応において、マニュアルに設定すべき基本的な事項は、どのような地域、設置・運営形態の施設であっても大きく変わるものではないことから、全国で規範となるマニュアルの作成指針や作成例等を示しておくことは放課後児童クラブ全体の質の向上を図る上で有益なことと考えられ、国レベルで示していくことも一つの方策になると考える。

#### （職員へのマニュアルの周知・共有状況）

- 放課後児童クラブは、災害や事故・ケガ等の発生時には迅速な対応が求められ、マニ



マニュアルを確認しながら対応する余裕はないため、事前にマニュアルを全ての職員に周知徹底し、その内容を職員間で共有しておくことが重要である。

当局が、マニュアルを作成している施設において、職員へのマニュアルの周知・共有状況を確認したところ、施設の全ての職員にマニュアルの配布等をせずに、施設内にマニュアルを備え付けているのみで、その内容の周知及び共有が徹底されていない施設がみられた。

マニュアルの作成当初は職員間でその内容は共有されるが、時間の経過とともに各職員がその内容を忘れていたり、職員の入れ替わり等により、共有が図られなくなる状況が考えられるため、マニュアルを全ての職員に配布することや定期的に内容の確認を行っていくことが一つの方策になると考える。

### (施設の安全対策に係る取決め状況)

- 放課後児童クラブの活動中に災害や事故・ケガ等が発生した際には、迅速かつ適切な対応が必要とされ、全ての職員が行動できるよう、対処すべきことを事前に取り決めておくことが重要である。

当局が、災害時対応については、重要と考えられる5項目(①組織体制(役割分担等)、②避難場所・経路の設定、③災害発生直後の基本行動及び避難の判断、④保護者への連絡・引渡し、⑤関係機関との連絡体制)、事故・ケガ等の対応については、重要と考えられる4項目(①対応手順、②応急処置の方法、③医療機関への受診(救急搬送含む)、④保護者への連絡・対応)の取決め状況を確認したところ、それぞれの項目においてマニュアル等で明文化して取り決めていない施設がある一方で、取り決めていない施設が一定数みられた。

取り決めていない施設は、災害や事故・ケガ等が発生した際には職員がその時々状況に応じて判断する等としているが、経験豊富な職員や看護師等の資格を持っている職員がいたとしても、対応すべきことは多岐にわたっており、全ての職員が緊急時に慌てることなく迅速かつ適切に対応するためには、これらの事項について取り決めておくことが一つの方策になると考える。

また、当局が、上記の重要項目のマニュアルへの設定状況を確認したところ、これら重要項目を網羅し、マニュアルとして一つにまとめて設定していない施設がみられた。

マニュアルは、災害や事故・ケガ等の発生時に備えて、必要な情報を整理し、基本的な行動などを事前に定めておくためのものであり、組織として対処すべきことを明確化、標準化し、職員間でその全体像を共有することができる役割を持っているため、作成に当たっては、必要とされる事項が網羅され、一つにまとまったものを作成することが一つの方策になると考える。

さらに、災害時対策マニュアルについて、地震、火災、気象災害など災害の種類ごとの作成状況を確認したところ、それぞれの災害を想定したマニュアルが作成されていない施設がみられた。

災害は、その種類ごとに対応が異なることから、想定され得る災害事象に応じたマニュアルを作成することが一つの方策になると考える。

### (防災訓練の実施状況)

- 放課後児童クラブは、運営指針により、災害時に備えて迅速に対応できるよう防災訓練を定期的実施することが求められており、地震、火災、気象災害など様々な災害の具体的な規模を想定して防災訓練を行うことが重要である。

当局が、防災訓練の実施状況を確認したところ、地震、火災、気象災害など、その災害の種類ごとの防災訓練を実施していない施設が一部でみられたほか、避難訓練においては、災害発生直後を想定した施設周辺の「一時退避場所」への訓練を全ての施設で実施しているものの、大規模な地震や水害を想定した施設から避難場所（災害対策基本法の緊急避難場所に相当するもの）への訓練が実施されていない施設が一部でみられた。

防災訓練は、想定される災害事象に応じ具体的に実施することが一つの方策になると考える。

また、施設によっては、防災に関する講話、ビデオ視聴など、教育的要素を取り入れた取組や、伝言ダイヤルにより保護者等に伝達する訓練を行うなど、訓練メニューを工夫して取り組んでいる施設もみられ、こうした取組は、関係者の防災意識を高める効果があると考ええる。

### (研修の受講状況)

- 事故・ケガ等が発生した場合には、応急処置等の初期対応ができるよう、放課後児童クラブの職員は普段から研修等を受講し、必要な知識や技能を習得しておくことが重要である。

当局が、施設における職員の応急処置のうち、救急救命やアレルギー対応に関する研修の受講状況を確認したところ、市等が開催する研修の参加できる人数に限りがある、開催頻度が少ない、開催日程が合わない等の理由から、研修を受講していない職員がいる施設がみられ、施設からは、「施設職員の入れ替わりが激しいため、研修機会を増やしてほしい」等の意見があった。

また、当局が調査対象の市における応急処置等に関する研修の開催状況を確認したところ、毎年1~2回開催する市もあれば、開催していない市もみられた。

応急処置等に関する研修は、その受講機会が確保され、全ての施設職員に応急処置等の必要な知識や技能を習得させるものとなることも有意義と考える。

### (市町村から施設への支援状況)

- 市町村は、児童福祉法により、放課後児童クラブに対して、情報の提供、相談、その他適当な援助をするように努めなければならないと定められている。

当局が、調査対象の市における施設への支援状況を確認したところ、①市によって、集合会議の出席対象を公立の施設のみとしていたり、安全に関する事項について取り上げていなかったりしている状況や、②市の立入検査・巡回指導について、施設からは、安全対策に関する情報提供やマニュアルの作成等に係る助言等を求める意見がみられた。

集合会議や立入検査・巡回指導時等の機会に、施設と安全に関する事項について積極的に情報交換を行い、求められる情報の提供・助言等を行うことが、一つの方策になると考える。

#### (事故分析結果等の施設への提供状況)

- 放課後児童クラブで起きた事故は、同様な事故が繰り返し起きたり、他の施設でも起きる可能性があるため、実際に起きた事故を分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて他の施設とも共有し、予防策にいかすことが重要である。

当局が、事故の分析結果等の施設への提供状況等を確認したところ、調査対象の市では、市の実情を踏まえ、施設からの事故報告を求める運用は行っているものの、市の中には、報告された事故の内容について、集計、分析、再発防止策等の情報を整理していない、又は整理していても全ての施設に提供・共有していない状況がみられた。

事故の集計、分析、再発防止策等の情報を、設置・運営形態や運営事業者を問わず全ての施設に対し提供・共有することが、一つの方策になると考える。